

本日の会議に付した事件

平成26年第2回山元町議会定例会（第4日目）

平成26年6月23日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算・専決第1号）
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算・専決第1号）
- 日程第 8 議案第35号 山元町地域防災計画について
- 日程第 9 議案第36号 消防ポンプ積載車等の購入契約について
- 日程第10 議案第37号 平成26年度山元町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第38号 平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第39号 平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 請願第40号 平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第41号 平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成26年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、10番岩佐 隆君、11番伊藤隆幸君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

1. 委員会調査報告書及び継続調査申出書の受理、総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書と、総務民生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から優良町村視察研修報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

また、各常任委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

2. 議員派遣の報告。山元町議会会議規則第126条第1項の規定によりお手元に配布しておりますとおり、議長において決定しましたので報告します。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）町長から、一般質問中、誤解を招く説明があったことで発言の申し出があり、これを許可しております。齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

6月19日の一般質問におけます岩佐 豊議員及び岩佐 隆議員への宮城病院周辺地区の進捗に関する答弁の中で、平成28年2月の災害公営住宅の入居及び宅地の引き渡しを目指す旨のお答えをいたしまして、宅地の引き渡しが28年2月と誤解されるものとなっております。お答えの趣旨は、宅地分譲をご希望される方には、年度内には入居できるよう宅地の供給を目指しているということでございます。具体的にその宅地の引き渡しの時期につきましては、平成27年の11月を目指しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

議長（阿部 均君）日程第2. 承認第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、承認第1号、山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本承認議案につきましては、地方自治法の規定に基づき、去る3月31日をもって専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、お手元に配布をさせていただいております配布資料のNo.3をご用意いただきたいと思いますが、この条例議案の概要書に基づきましてご説明をさせていただきます。

初めに、改正の趣旨でございますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、平成24年法律第2号でございますが、この法律に基づきまして、本年4月1日施行で号俸の調整に関する人事院規則が制定されましたことに伴い、山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正したものでございます。

次に、具体の改正内容についてでございますが、平成18年度から実施されました給与構造改革、この給与構造改革というものにつきましては、平成17年度の人事院勧告に基づきまして、その趣旨でございますが、公務員の給与水準、これにつきましては民間水準が適切に反映されたものとなることを前提とした給料表水準の見直しと年功序列的な給与上昇を抑制し、職務や職責に応じた給与構造に転換するという趣旨で職員給与の抑制措置が講じられてきたところでございます。

資料の下のほうのフロー図のほうをご覧になっていただきたいと存じます。

本町におきましても、平成18年度から21年度までの4年間、全職員に対し最大4号俸の昇給抑制を行い、その後、平成23年度からでございますが、若年層を中心に25年度までの3年間、1号俸ずつで最大3号俸の措置が講じられてきたところでございます。今般、人事院規則、平成26年4月1日施行でございますが、これが制定されたことに伴いまして、本町職員の給与につきましても、45歳未満の若年、中堅層の職員を対象に未回復分1号俸、これは4年間で4号俸の抑制がなされてきて、23年、24年、25年とそれぞれ1号俸ずつ回復されてきました。結果、1号俸が未回復でありましたので、この未回復部分についての回復措置を講ずる必要が生じたことから、山元町条例の附則におきまして、所要の改正を行ったところでございます。

なお、この改正によりまして、本町におきましては4月1日での昇給号俸回復措置の対象となる職員数につきましては、45歳未満の職員48名、回復される号俸は1号俸であります。この1号俸を給料換算させていただきますと、おおむね月額給料1,000円から、月額給料で1,000円から2,000円というふうなことでございます。

説明につきましては以上でございます。どうかご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 承認第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。承認第2号、山元町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。皆様に配布させていただいております資料No.4、条例議案の概要書に基づいてご説明を申し上げます。

上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が、3月31日公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町町税条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

主な改正内容でございますが、法人住民税の法人税割の税率の引き下げの改正が行わ

れました。現行12.3パーセントから改正後9.7パーセントに2.6パーセントの引き下げが行われました。これに合わせて県民税の法人税割も5パーセントから3.2パーセントに1.8パーセントの改正が行われております。この改正は、大都市部の交付税の不交付団体などと地方団体との地域間の税収のアンバランスから拡大する財政力格差を是正するため、この引き下げ分に相当する税率、法人住民税の2.6と県民税の法人税割の1.8、合わせて税率4.4パーセントを地方法人税として国税を創設し、この国税を国の一般会計に経由しないで地方交付税特別会計に直入し、市町村に配分するための改正でございます。これにつきましては、9月末が決算日となっていることでもありますことから、平成26年の10月1日以降に開始される事業年度から適用されます。

大きい改正であります次が、軽自動車税の見直しでございます。軽自動車税の税率につきましては、昭和49年度改正以降行われておらず、普通自動車では1,000CCクラスの小型自動車を車両重量や価格、性能等で上回る軽自動車等が多く存在しており、小型自動車と変わらない状況にありますが、乗用の軽自動車税が7,200円、小型乗用車の自動車税が2万9,500円と約4.1倍の格差があります。これらのことに基づきまして、軽四輪等及び小型特殊自動車等の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は1.25倍に引き上げる改正がなされました。

あともう1点でございますが、原動機付き自転車及び二輪車の標準税率を約1.5倍、最低でも2,000円まで引き上げる改正でございます。

もう1点が、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等について、標準税率のおおむね20パーセントの重課が導入されました。この重課でございますけれども、普通乗用車につきましては、平成12年度の改正でも施行されております。

次ページをご覧ください。別紙として書かれておりますが、軽自動車税の見直しでございます。左が現行税額、右が改正後でございます。

第1号の原動機つき自転車であれば、ウの90CCから125CC以下であれば、1,600円が1.5倍の約2,400円と。第2号であります軽自動車及び小型特殊自動車等とありますと、アの軽自動車で、真ん中以下にありますが、乗用のものの自家用7,200円が1.5倍の1万800円。それらを今度13年を過ぎた重課分としますと1万1,900円、約20パーセントの増というような改正でございます。

これをもっと具体的にご説明申し上げますと、もう1枚おめくりいただきまして3枚目に、税負担の変化等を掲げております。一番上が平成25年12月現在、今現在軽自動車を所有している方々ですと、この車が平成20年に新車として購入した車であるならば、今の現行7,200円でいきまして、平成20年の新車でございますので13年目を経過した翌年、平成34年から重課割1万2,900円の課税となります。

また、2段目の26年5月、ことしの5月に新車に買いかえた場合ですと、そのまま現行7,200円が適用になりまして、13年目を過ぎた翌年平成40年から重課の1万2,900円が適用になると。さらに来年の5月に新車に買いかえた場合でございますが、真ん中上から3段目でございますが、現行7,200円。27年に新車に買いかえましたよとした場合、28年度から、4月1日基準になりますので、28年度から1万800円の改正税率になりまして、平成41年、13年目を過ぎて翌年になりますの

で、そこから初めて1万2,900円の重課がかかると。

仮にまた一番下でございますが、平成27年5月に中古に買いかえたと。この中古の自動車ですから、平成20年に新車として販売された中古ということで想定しますと、7,200円でそのまま課税になりまして、13年目を過ぎる平成34年度から重課分の1万2,900円に改正になるというような内容でございます。

施行期日につきましては、先ほどの法人税割の部分につきましては26年10月1日から、軽自動車につきましては平成27年4月1日からの施行期日となっております。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。条例議案の概要に書いてある2ページ、改正のところに書いてあります重課分と標準課税のこの違いを教えてください。軽自動車の。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。この標準課税につきましては、このたびの改正において、この額で定めると。先ほどお話ししました重課分でございますけれども、これは、グリーン化を進めると。年数がたてば、それだけの排気分が出てくるということから、その分について重課をする。グリーン化を進める観点から、新規登録から13年目を経過した翌年から重課割20パーセントという形で、先ほど言いました第2号のアでありますと、乗用のものの自家用で7,200円が、標準税率であれば1万800円の1.5倍になりますが、この1万800円からさらにまた20パーセント、それを重課して課税するという形でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。えっと、こう今説明を受けたんだけど、納得できない。納得ってわからないのですが、標準課税と重課分という、同じ軽四輪で高くなるのはどういうところが違うのかなということを教えてください。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。先ほどもお話し申し上げましたけれども、クリーン化するというので、排気ガス等の規制等もありますので、それらについて重課して20パーセント上げると。普通乗用車、先ほどもご説明いたしました、普通乗用車についても、平成12年度の改正でそれらが行われておりまして、ディーゼルですと11年目以降、ガソリン車についても13年目以降から重課割ということで、税額が高くなって設定されております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第4．承認第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（平田篤志君）はい、議長。

承認第3号、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。皆様に配布させていただいております資料No.5、条例議案の概要書に基づいてご説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が、3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

主な改正内容でございますが、課税限度額の引き上げの改正でございます。これにつきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、現行14万円を16万円、介護納付金課税額に係る課税限度額、現行12万円を14万円の2万円ずつ限度額の引き下げでございます。

今回の課税限度額の引き上げにつきましては、高齢化が進む中、被保険者等の所得が伸びない状況に必要な保険収入を確保するためには、保険税率の引き上げが必要となりますが、平成26年度の限度超過世帯の推計割合が平成25年度と比べて増加する見込みであることから、中間所得者層の被保険者の負担を軽減するため、限度額を引き上げされたものでございます。

7月の本算定に係る電算システムの改修前でございますので、明確な数字ではございませんが、改正による影響につきましては、おおむね次のとおりでございます。

後期高齢分でございますと、改正前限度額14万の世帯が大体96世帯。それが16万に引き上げられたことに伴いまして改正後でございますが、限度世帯が71世帯。25世帯が超過世帯から課税世帯のほうに入ってくるということになります。介護分につきましても、同じく限度額12万円に58世帯が該当するわけですが、改正によりまして、2万円アップしたことによって43世帯に減ると。15世帯に影響が出ております。この超過額は、これはあくまでもその世帯数の合計超過額でございますので、実際としては、後期分については25世帯掛ける2万円の影響ですので50万円。税額で50万円です。介護分につきましても15世帯で2万円でございますので、税額の影響分については30万円という形の世帯分でございます。

次に、大きい改正点で2点目でございますが、低所得者に係る保険税の軽減の拡充でございます。5割軽減世帯の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に世帯主を含めたという改正がなされました。

もう1点につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額、現行35万円でございますが、それを45万円に引き上げる改正がされております。

2割軽減世帯での影響でございますが、改正前であるならば軽減世帯にならなかった119の世帯が、この改正におきまして2割軽減の対象となる119世帯、これが新た

に軽減世帯の対象になったと。影響額については、軽減額約150万円でございます。5割軽減判定での影響でございますが、今まで2割軽減だった世帯、これが今度改正によりまして5割軽減の世帯に入ってくるということでして、5割軽減は144世帯が2割軽減から5割軽減のほうに軽減割合が入ってきまして、軽減額につきましては約270万円というような形で軽減世帯になってくるというようなことでございます。

軽減額の財源につきましては、保険基盤安定制度によります公費から賄われるものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日であります。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。課税限度額の引き上げについてなのですが、それぞれ後期分、介護分、16万と14万に引き上げられたということなのですが、後期高齢で16万の方の所得というのは、16万の対象人数はどのくらい、どっちもね。どのくらいの方が16万の対象になっているのか。16万あるいは14万。言ってる意味わかったか。16万になる人の収入というのはどのくらいなのと聞いているの。200万もらうと16万とか。

議長（阿部 均君）少し時間がかかりますので、この際、暫時休憩といたします。再開午前10時40分といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩といたします。再開は午前10時45分といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

今、答弁の準備が少し長引いておりますので、暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

税務納税課長、平田篤志君、答弁願います。

税務納税課長（平田篤志君）はい、議長。大変貴重な時間いただきまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。

ご質問の限度額の関係でございますが、前の14万の限度額でありますと、収入で687万円の方が超過限度額と。これが16万円に引き上げになりまして、収入で、給与ですけれども、730万円を超した方が超過限度額の対象となるということでございます。同じく介護におきましても、12万円の分が537万円、14万の超過限度にそれが2万円上がりまして、収入で630万円を超える方が対象となるということでござい

ます。大変失礼いたしました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第5．承認第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成25年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、これをご報告いたしまして承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。専決処分書でございます。

平成25年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。財源調整等必要最小限での範囲での補正予算として、平成26年3月31日付、昨年度内ということになりますが、専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくりいただきたいと思っております。平成25年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

まず第1条をご覧ください。今回の補正の規模でございますが、37億8,267万1,000円を減額してございます。その結果、歳入歳出予算の総額が479億3,398万2,000円ということになってございます。

それでは、歳出予算のほうから概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。一番後ろになりますが、7ページをお開きいただければと思っております。中身について説明してまいります。

第2款総務費第1項総務管理費第5目の財産管理費でございますが、こちら積立金を1億5,000万円ほど計上してございます。内訳8つほど記載されておりますが、まず、財政調整基金を始めとする上から6つなのですが、こちらの基金の利子につきまして運用益の変更、移動がございましたので、その増減額分をそれぞれ計上してございます。

その下でございます。震災復興基金の予算積み立てということで42万6,000円計上してございます。こちらは、3月補正の締め切り後に寄附があったものでございまして、件数としては9件分、積み立てているものでございます。

その下でございます。震災復興交付金基金の予算積み立てということで、1億4,800万円ほど計上してございます。これは、平成25年12月に配分決定されました東日本大震災復興交付金の第7回申請分のうち、津波復興拠点整備事業に係る効果促進事業分について、大変申しわけないのですが、予算へのエントリー漏れがありましたことから、本来であれば補正予算に計上すべきところではございましたが、今回専決という形で対応させていただくものでございます。

続きまして、第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございますが、こちら積立金を1,000円計上してございます。これは、子育て支援基金の利子につきまして運用益の変更、移動がございましたので、その増額分を計上してございます。

続きまして、第4款衛生費第2項清掃費第6目災害廃棄物処理事業費でございますが、負担金補助及び交付金といたしまして39億3,600万円ほど減額してございます。これは、災害廃棄物の処理につきまして、自治法の規定に基づいて県に処理を委託しておったところなんです、県の事業費が確定したことに伴いまして、その減額分を計上したものでございます。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費でございます。こちら積立金として310万円ほど計上してございます。これは、奨学金の返還によりまして3月末時点での奨学金の貸し付け回収額が確定しましたことから、当該回収金を奨学金に積み立てるものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。5ページをお開き願います。

歳入予算につきましては、主なものをご説明させていただきたいと思っております。

まず第10款地方交付税でございますが、こちら22億2,200万円ほど減額しております。これは、地方交付税の算定が終了いたしまして、その確定値が固まったということに伴うものでございます。普通交付税で約240万円、特別交付税で3,700万円ほど増額いたしましたが、震災復興特別交付税のほうで約22億6,100万円という大幅な減額になってございます。その主な減額要因といたしましては、災害廃棄物処理関係ということになります。当初、災害廃棄物処理関係の予算は、国庫補助金と一般財源を財源としておりまして、当初、一般財源約19億円あったんですが、こちらは、震災復興特別交付税で措置されるという前提で予算措置を行ってございました。しかしながら、その後、事業費の確定ですとか、一般財源を充当しようと思っていたところに県のグリーンニューディール基金からの補助が決定したというようなこともございまして、一般財源が大幅に減少する見込みになったということで、その見合いとして震災復興特別交付税が減額になってございます。そのほかですね、過年度分の過少算定の精算分についても減額をさせていただきましたので、今回の専決においては、大幅な減額という形になっております。

続きまして、第14款国庫支出金第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金でございますが、こちら災害廃棄物処理関係ということで、37億9,800万円ほど減額してございます。歳出予算でもご説明いたしましたが、瓦れき処理の事業費見込み額の精

査による減額という形になります。

その下でございます。第4目の土木費国庫補助金でございますが、歳出でご説明しました復興交付金基金への予算積み立てに関する歳入予算ということになってございます。

続きまして、第15款県支出金第2項県補助金第3目衛生費県補助金でございますが、これも先ほど申し上げましたが、災害廃棄物処理に関しまして県グリーンニューディール基金からの補助が決定したということに伴う増額でございます。

第16款財産収入及び第17款寄附金につきましては、歳出予算でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきたいと思っております。

続きまして、第18款繰入金第2項基金繰入金第1目基金繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金として7億9,000万円ほど増額してございます。これにつきましては、先ほども触れましたが、災害廃棄物処理において、県グリーンニューディール基金からの補助決定などによりまして、歳出予算の一般財源が14億円ほど減額はしております。が、歳入のほうで震災復興特別交付税が22億円ほど減額したということで、差し引きということで7億9,000万円ほど財源不足という形になりますので、財政調整基金を取り崩すものでございます。

続きまして、第20款諸収入第2項町預金利子第1目町預金利子ということでございますが、920万円ほど計上しております。こちらは震災復興交付金など町に多額の交付金が入っているということでございまして、そちらを運用しているという形になります。その運用益が固まったということで計上しているという形になります。

最後になります。第20款の諸収入第4項貸付金収入第1目貸付金収入ですが、これは、先ほど歳出でご説明いたしました奨学資金の貸し付け回収額の増ということで、歳入に計上をしているものでございます。

以上が、歳入予算の主な内容でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第6．承認第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

1枚おめくり願います。専決処分書でございます。

平成25年度山元町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、急を要するので、地方自治法179条第1項の規定より、平成26年3月31日付をもちまして別紙のとおり専決処分したものでございます。

さらに1枚おめくりいただきます。補正予算・専決第1号でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算のそれぞれを20億5,278万9,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳入の説明になります。

9款基金積立金につきまして、基金の利子積み立て5,000円を増額するものでございます。

前ページ、5ページのほうをご覧ください。歳入になります。

8款財産収入といたしまして、基金利子5,000円を増額したものでございます。

以上、承認第5号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第7．承認第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。

それでは、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。専決処分書でございます。

平成25年度山元町の介護保険事業特別会計補正予算は、急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で別紙のとおり専決処分したものでございます。

さらに1ページおめくり願います。補正予算・専決第1号でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、総額にそれぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億2,704万7,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出の説明になります。

4款基金積立金。基金積立金といたしまして利子分1,000円を増額措置したものでございます。

前ページ、5ページをご覧ください。歳入になります。

6款財産収入。財産収入としまして基金利子1,000円を増加したものでございます。

以上、承認第6号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第35号、山元町地域防災計画についてご説明申し上げます。お手元の配布資料No.6、議案の概要をご覧いただきたいと思います。

初めに、提案理由でございますが、災害対策基本法第42条の規定により、山元町に

かかる災害から町民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的に、山元町防災会議が策定する山元町地域防災計画について、山元町議会基本条例第9条の規定に基づき、議会の議決を得るため提案するものでございます。

1. 地域防災計画の構成につきましては、これまでは地域防災計画は、第1編を総則、第2編を風水害等災害対策編、第3編を震災対策編、第4編を資料編の4編構成としておりましたが、今回の見直しにより、第1編を風水害等災害対策編とし、第2編を地震災害対策編、第3編を津波災害対策編と、これまでの震災対策編を地震と津波に区分しております。第4編には新たに原子力災害対策編を盛り込み、第5編を資料編とした構成に見直しております。

次に、2. 参考といたしましては、(1)防災計画の体系につきましては、第1章の総則から第4章の災害復旧・復興対策までの4章とした体系としております。第1編の風水害災害対策編から第4編の原子力災害対策編まで、各編共通の体系と見直しております。

各章ごとの主な概要につきまして補足いたしますが、第1章の総則では、計画の目的や基本方針、関係機関の業務の大綱などについて定めており、第2章災害予防対策では、災害を最小限に食い止めるための各予防対策や体制の整備などについて掲げております。第3章災害応急対策では、災害が発生した場合における初動対応として、情報の収集・伝達や医療救護対策、応急対策について定めております。第4章災害復旧・復興対策では、被災した施設等の効率的・効果的復旧に向けた計画策定の取り組みや被災者の生活再建に向けた各種支援対策などについて定めております。

次に、防災計画の役割につきましては、本町における各種災害から町民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的に、町や防災関係機関が行うべき災害予防対策や災害応急復旧対策について定めるものでございます。

(3)住民等の範囲につきましては、今回の地域防災計画の見直しは、災害対策基本法の改正や県の地域防災計画の見直しはもとより、東日本大震災での教訓や課題検証業務での検証結果や住民の意向を反映するため、町のホームページでのパブリックコメントの募集を実施したほか、自主防災会連絡会や消防団幹部会、さらには住民説明会などを開催し、広く町民の皆様からご意見をいただき、本計画に反映させたところでございます。

(4)の県知事への報告と公表につきましては、災害対策基本法により市町村地域防災計画を作成、修正した場合は、速やかに県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないと規定されておりますので、今後、町ホームページに掲載するなど広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、議案第35号、山元町地域防災計画についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。それでは、分厚い地域防災計画の中ですね。風水害の205、206ページ。この中で1点だけ確認したいといいますか、わかりにくい点がありましたので、あえて質問をさせていただきます。

205ページの2番の避難の勧告指示の中で、その下に実施責任者、あるいは206ページにその一覧表が書いてありますけれども、避難の勧告及び指示は、当然原則として町長が行うとなっております。205ページの下から4段目ですね、町長が避難の勧

告指示を行うことができないと認めるとき、または町長から要求があったときは、警察官等が避難のためという、そういう指示ができるとなっておりますけれども、我々通常思うには、町長不在の場合、当然副町長あるいは総務課長、危機管理室長等がその代行をして当たるものと思っておりますけれども、なぜこういう質問をしますかという、たしか昨年伊豆大島で豪雨による土砂災害、かなり大規模な災害があったときに、たまたまあそこの町の町長が、公務で遠隔地に出張していたと。そういうことで避難指示等の発令が遅れて大惨事になったニュースが報道されましたけれども、あえてそういう心配もあるものですから、206ページの表の避難指示の、及び勧告等を行うものとなっております。1番目は町長、2番目の警察官。要するに町長が不在のときに、その警察官にその要望・要求を行う場合、素朴な質問、誰が行うのと、そういう簡単なあれでございますけれども、その辺の体制について何うものであります。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

通常であれば、町長が不在の場合は、副町長もしくは順位を決めておまして、副町長が第1順位、次に第3順位に危機管理室長というふうなことで、通常の町長が不在の場合については、そのような流れでの順位というふうになっております。

ここに掲げております避難指示勧告を行うものというふうなものにつきましては、不在ではなく緊急を要する場合というふうなことで、現場での判断での対応というふうなことで、そういうふうな取り決めは災害対策基本法の中でも定められておりますので、そういうふうな形で災害とか何か緊迫していたというふうな場合での対応については、ここの表に示されている対応ができるというふうなことでのご理解をいただければというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今の室長の説明は、町長は町内のどこかにいると。ただ、緊急判断を有するその場に町長が残念ながらいなかったと。その場合、警察官に判断を委ねる、このように捉えていいわけですか。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。

今議員さんがおっしゃるような形で、現場での緊急を要する場合というふうなときの判断というふうなことです。不在とか何かではなく、町長も災害対策本部の中にいるというふうな中での判断というふうなことでのご理解いただければと思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。もう一度確認します。最初の質問の、町長が公務出張でいないと。その場合は、先ほどの順番で指示、避難勧告指示を出すということですね。要するに、副町長、危機管理室長という順番でよろしいのですか。これは確認でございます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。

そのとおりでございます。その辺につきましては、防災計画の中にも正式に順位についてはうたっておりますので、何ページというふうなものは今探しているのですが、間違いなくその辺については明記しておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。この防災計画につきましては、委員会でも十分検討はいたしてきております。かなり膨大な計画書になったというふうに見ております。

私がここで質疑したいのは、防災計画はできるだろうと。きょう議決すればできるわけですから。私が言いたいのは、聞きたいのは、計画はできても、町民の防災がなされ

なければ何にもならない。つまり、仏つくって魂入れずになってはだめだということをお願いするのであります。その魂を入れるためにどのようなことを考えていらっしゃるかお伺いするものであります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。防災計画は、佐山議員おっしゃるとおりでございます、防災計画のですね、基本的なものを定めるというふうな、そういう意義役割があるというふうなことでございまして、具体的にこの防災計画に沿って町全体、特に町民の皆様がどういふふうな対応をしていくかということが問われるわけでございますので、例えば、端的に言うと訓練の積み重ねというふうなことが一つございますし、あるいは災害の内容に即したですね、危険区域といいますか、ハザードマップといいますか、そういうものを町民皆さんで共有をするというふうなことも必要でございますし、そしてまた、行政にとりましても、具体の災害に遭遇したときに、災害対策本部をどのように設置をし、運営をしていくのか。そしてまた、この前の津波のようなときに、大勢の方が避難をするといった場合の避難所の運営でありますとか、もろもろの場面を想定しながら、場面ごとに具体的に、町民の皆様方なり、町が一体となって被害を軽減できるような対応ができるような体制を共有すると、そういうことが非常に大事になってくるわけでございますので、訓練を通じて、あるいは防災講演会等を通じましてですね、その辺の意識あるいは具体の場面での避難行動、災害行動というのを共有化を図るというふうなことに尽きようかというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。

町長の答弁に尽きるのかなとは思いますが、私は、今回の東日本大震災で一番気になっているのは、私の学校時代、生徒時代には、学校で教えられたのは、単調海岸に津波は来ない。また、町長も、県の防災監察官ですか、名前はちょっと忘れましたが、担当だったときに、山元町には津波は来ないとおっしゃったそうであります。そういうふうに通った教育、通った考え、これが一番危険なのであります。防災計画だけできたからいいっていうもんじゃあない。私は、一番、ですから、この東日本大震災で教訓として考えられることは、当時の学者先生何したんだと、ただ飯食ってたのか。こういうふうに言いたいんですよ。先生が悪いわけじゃないと思います。先生は、学者の先生方から教えられたのを、教室現場で、私ども、生徒なり児童に教えたんだろーと思っております。当時の学者何したの。今後津波来てからばり、単調海岸でもずっと来てたんだっつよなんて、何言ってるんだ、ただ飯食ってたのか、今まで、と言いたいわけでありまして。ですから、防災計画もちろん大事であります。また、継続的な訓練も大事であります。町長おっしゃったのは全く正しいご回答だとは思いますが、間違った教え、これが一番困るわけでありまして。私、児童、生徒のときには、単調海岸には津波は来ない、リアス式海岸が怖いんですよ。ところがどうでしょう。我が山元町、そして、岩沼も、あるいは名取ですか、単調海岸ですよ。決して三陸のリアス式海岸にまさるとも劣らない被害。ですからこの辺をきちっと打ち出して、教育界なりあるいは学会の先生方に反省をしてもらいたい。地方自治体だけのこの防災計画だけではだめなの。この辺を町長に、町村会なり、あるいは国なりに大いに口を大きく、声を大きくして訴えていただくことを求めるものであります。町長のご回答をいただきたいと思っております。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

ただいまの佐山議員さんの、仏つくって魂を入れられないようではだめだというふうなこの防

災計画と実践のあり方の話を頂戴しましたけれども、まず事実関係として1つだけ共有していただきたいのは、私、これまでの発言の中でですね、津波は来ないというような発言はしておりませんので、宮城県の被害想定調査を県の担当としてですね、幾度か経験してきた中で、被害の程度ですね、の部分で、山元町の場合はこういうレベルの被害だというふうなことを申し上げてきたわけでございますので、津波は来ないというふうな発言はございませんので、ひとつご認識をよろしくお願いをしたいなど、こういうふうに思います。

それから、今回の災害を振り返った場合のこの海岸平野あるいはリアス式海岸における津波の被災の現実、これと学者先生のこれまでの積み重ねというふうな部分でのご意見ございましたけれども、被害想定調査、津波に限らず防災関係は、一般にこれまでの被害なり学者の研究、いわゆる知見をですね、積み重ねた中で被害想定等が行われまして、それに基づいて防災計画が策定されるという、そういう手順を踏んでいるわけでございます、やはり一定の知見というものはですね、ある程度確立したものにならないと、それをなかなか公に常識的な形としてそこに用いることが難しいという部分がございます。今回の大きな被害の中で、改めてその地層を確認したり、昔の文献を再確認した中で議論しているような部分があったのも確かでございます、それは気象庁を始め、学会のほうでも相当反省もしております、今まで自分たちの研究がどうであったのかというふうな部分に立ち返って、これからの対策対応をしつつあるところでございますので、その辺は議員も篤とご案内かなというふうに思いますが、いずれにしても、いろんな研究を積み重ねる中で、安全側に配慮した知見というものを被害想定の中にできるだけ盛り込んでいただくようなそういう姿勢、対策対応というものが重要なこと、これは変わりございませんので、それを大事にしてですね、これから県なり関係機関と対応してまいりたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。何か町長のご回答、大変よろしゅうございますが、何か学者先生の弁解みたいな話になっている。私が求めたのは、最後に町長が言ったように、国、県に対して、声を大にして、今までただ飯食っててだめだよということを書いてほしいということ求めたのでありますが、再度求めておきまして質疑を終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。今回地域防災計画の修正するに当たって、ちょっと質問というよりも確認したいところがあるのですが、従来、行政で対策本部を設置した場合、議会は蚊帳の外に置いてありました。今回の修正するに当たって、議会は蚊帳の外なのか中なのか、説明ください。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。後藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

町の災害対策本部の組織体系というふうな中で、一応、本編のですね、資料編の条例、要綱の10ページのほうにですね、町の災害対策本部組織体系図というふうな中で、役場の各関係部署のですね、大きな任務分担というような形で体系図を載せております。その中で、議会部というふうなことで、災害対策本部の中に、一応本部員は議会事務局長になるわけなのですが、議会部というふうな形で設けております。そういうふうな中で、通常の災害対策本部を設置した際、本部会議の状況、取り組みとか対応について、議会事務局長が本部員として情報収集等に当たりますので、その辺を議会議員の皆様にご周知するというふうなことで、蚊帳の外とかそういうふうな扱いではなく、災

害対策本部との連携をとれるような形での組織体系図に載せているというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい、議長。大変、行政と議会がしっくりする方向に進むということでしたが、もっと確認したいのは、この前の3年前の災害が発生したときにですね、議会の事務局には職員一人もおりませんでした。全部行政の職員になってしまいました。今回もそういうことはあり得ないというように明言していただきたいのですが、どうでしょうか。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。私から明言というふうなものは、大変厳しいご質問かなというふうに思いますが、一応私、危機管理室が災害対策本部の事務局というふうなことになりますので、そういうふうな中で、前回の3年前の経験を二度と同じ繰り返しはしないような形で対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（阿部 均君）事務局職員が全て、前の震災時には行政職といいますか、いろいろな部署に配置されて、事務局が空席になったという部分については、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

私のほうから改めてお話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、災害対策本部の中の仕組みについては、先ほど室長が申し上げたとおりでございます。山元町のみならず、基本的には全国の自治体、あまねくご説明したような体制を敷いているのかなというふうなことでございます。

そういう中で、具体的にどの程度の被害が発生をしたときに、どういうふうな具体のその対応をするのかというふうなことが問われているのかなというふうに思います。例えば3年前、170名体制の中で、一定の対応ができるような範囲の災害であれば、それなりの対応ができたのかなというふうに思いますけれども、いかにせん170名では到底対応できないような未曾有の災害というふうな中で、あらかじめ決めておいたような機能分担の中での対応が非常に困難であったというようなこともご理解を賜ればというふうに思います。

いずれにしても、後藤議員おっしゃるように、議会としての必要な対応ができるような体制を確保するという、そのことは非常に大切なことで、重要なことでございますので、そういうふうな考え方を限りなく踏襲できるようなですね、具体面での対応、運用というものを心がけていきたいというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい、議長。

町長、要するに議会というのは定例会等以外です。この本会議で許可をもらったことだけを継続審議とか何かはできませんが、何か有事が出たとき、会議をしようと思っても招集権は町長にあるんですよ。ですから、事務局が全然いなくなると、私たち手も足もなくて、体だけ、頭ばりへらへら語ったって何もできない状態になるんですよ。その辺、町政にいかん、町民にいかん私たちが有効にこうお手伝いをしようかというとき大変なので、その辺を考慮して、今度この見直しでうまくいくようにこう進めていただきたいということを要望して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第35号、山元町地域防災計画についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第36号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第36号、消防ポンプ積載車等の購入契約についてご説明をさせていただきます。お手元の配布資料No.7をご覧くださいと思います。

本件につきましては、東日本大震災により被災した消防ポンプ積載車等の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

概要についてですが、1. 契約金額につきましては、一金2,946万9,259円、消費税は含むものとなります。落札率は96.77パーセントであります。

2の契約の方法でございますが、指名競争入札で執行しております。指名業者につきましては記載の6者でございますが、うち1者が辞退をしております。

3の契約の相手方につきましては、仙台市太白区鉤取本町1丁目10番1号、日本防災工業株式会社仙台営業所所長濱田善弘であります。

4の納入期限につきましては、消防ポンプ積載車としての艀装等を行うことから、平成26年12月26日までとしております。

5の購入する車両等の使用諸元及び性能であります。今回購入するポンプ積載車は、震災により被災した消防班に配備するもので、普通積載車2台、軽積載車4台の計6台を購入するものでございます。

初めに、①小型動力ポンプつき普通積載車2台につきましては、第5分団第2班磯、第6分団第2班花釜へ配備となります。車両の仕様等につきましては、車種車台は、トヨタダイナ4ドア、ダブルキャブの1トンとなります。詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、小型動力ポンプつき軽自動車4台につきましては、第5分団第3班中浜、第5分団第4班新浜、第6分団第3班牛橋、第6分団第4班花釜への配備となります。車両の仕様等ですが、スズキエヴリイ4ドアのデッキタイプというふうなことでございます。詳細については記載のとおりでございます。

2の搭載する小型動力ポンプにつきましても、普通積載車と同様の規格の小型動力ポ

ンプを搭載するものでございます。

なお、普通積載車車両及び軽積載車の車両のイメージ写真を載せておりますので、参考にしていただければというふうに思います。

以上で、小型動力、消防ポンプ積載車の購入契約についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ポンプ機械車等の購入契約の議案でありますけれども、私は、ずっと前から消防団の再編構築についてはどうなっているかという質問はしてきたつもりであります。

今般、消防団の役員もかわったと。団長もかわったように聞いておりますが、その辺について、どのように話はどこまで進んでいるのか、改めてここでお伺いしておくものであります。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまご質問がありました消防団の再編の関係でございますけれども、今回、平成26年度で団長ですね、あと消防団の副分団長以上の幹部が任期満了に伴いまして改選というふうなことで、新体制での幹部会を5月1日に行ったところでございます。その中でですね、消防団の再編についてというふうなことで議題を設けまして、今後ですね、浜通りの消防班の班長、副班長などを交えながら会議を持って、今後の方向性を定めていくというふうなことで予定しております。

なお、その後の動きにつきましては、ちょっと内部的な業務の関係もございましたので、まだ実際の会議等は設けておりませんが、6.12の総合防災訓練等も終わりましたので、早急にですねそのような会議を設けて、今後の方向性を決めていきたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。お話はわかったんですけど、先ほどの購入契約、この議案ね。説明では、磯5班、それから新浜、花釜2個班、それに牛橋と。配備がね。だというふうに今ご説明をいただいたわけですよ。その班の状況がどうなっているかというのは、もう十分把握しているとは思いますが、実際配備されても、ね、まだこれ動かせないんでないかな。この班の状況では。動かせる班もあるかもしれないが、動かせない班もあるのではないかと危惧するんですよ。道具ばりあったって、機械ばりあったって、動かす人がいないんではどうしようもない。ですから早くから、再編整備はどうするんだということは、私は一般質問で2回ぐらい聞いているんでないかな。急いでもらいたい。再編整備。そうでないと、これは12月26日に納車と、こうなっておりますが、ということは年末から使えるということですよ。それまでに再編構築がある程度なされなければ、完全にはならないと思いますよ。即はね。それはわかります。あれだけの被害で殉職者もあったわけですからね。それはわかりますが、何とかこの機械、納車されたときから使える状況まで再編構築を進めていただきたい。その辺のところをあえてもう一度お伺いします。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今、佐山議員のほうからですね、消防班の各班の実態というふうなこともございますので、議員ご指摘のように、早急に、今そのような対応について、各班の団員、班長、副班長も含めながらですね、進めていきたいというふうに思いますので、ご指導、ご鞭撻のほうもお願いしたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第36号、消防ポンプ積載車等の購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第10、議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第37号平成26年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。あわせて、補正予算附属説明書もお手元のほうにご準備いただければと思います。

まずですね、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ8億2,390万9,000円を追加いたしまして、総額を209億342万8,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正にあわせて、債務負担行為の補正、地方債の補正についても行っているところでございます。

今回の補正予算の考え方でございますが、ご案内のとおり、町長選挙のため、当初予算を骨格予算として編成しておりましたことから、今回の補正で政策的予算の肉づけを行ったほか、その他補助事業の内示など、当初予算の段階で予算措置できなかったものについて編成したものでございます。このためですね、通常の補正予算と比較いたしまして、非常に補正項目が多くなってございます。ですので、政策的な予算を中心に主な項目につきましてご説明させていただきますことをあらかじめお断りさせていただきたいと思っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。11ページをお開きいただければと思います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第2目広報費及び第5目財産管

理費の説明は省略させていただきまして、まず第6目企画費でございます。コミュニティ助成補助金として220万円計上しております。こちらは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用いたしまして、久保間生活センターの備品を購入するものでございます。

次に、第7目情報管理費でございます。こちら216万円計上しております。12ページをおめくりいただいて、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費に702万円計上してございます。こちらにつきましては、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の実施に伴います町の基幹系システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの改修経費でございます。マイナンバー制度の概要につきましては、本日別途配布いたしております資料に基づきまして、簡単に概要についてご説明をさせていただきます。お手元のほうに、本日机上配布いたしました資料についてお出しいただければと思います。社会保障税番号制度、マイナンバー制度の概要についてということでございます。

1点目、目的としましては、主に以下の点を目的として国が制度導入を行うものということになっていまして、ターゲットとなりますのは、社会保障、それから税、あともう一つ、災害対策といったところが事業のターゲットになっていまして。こちら第一号法定受託事務ということで、本来国がやるべきところではあるんですが、これを市町村のほうに委ねるといって形で事業を実施するものになっていまして、目的については、こちらに記載しております3点が主な目的となろうかと思っております。

根拠法令、2番目に移ります。根拠法令につきましては、行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律、これがいわゆるマイナンバー法と言われている法律ですが、それを中心に、関係する法律というのがこちらに記載されておりますが、こちらが根拠法令という形になっております。

3番目、仕組みのほうに移ります。複数の機関に存在している個人の情報が同一人の情報であると確認できるように下記の事項について準備を行うというような中身になっていまして、1つ目としては付番、2つ目としては情報連携、3つ目としては本人確認ということで、それぞれのステージにおいてですね、準備を進めていくというような形になろうかと思っております。

これと関連して4番、主な日程ということでございますが、平成27年の4月から6月に個人番号の仮付番を開始するという形になります。これが3番でいうところの(1)の話になろうかと思っておりますが、この関係でですね、今年度中に町の基幹系システム、あとは住民基本台帳関係のシステムの改修が必要となってきました。27年の6月以降、住民票へ個人番号を仮付番するというような形になっていまして、27年の10月に個人番号の一斉付番及び住民通知を開始して、28年の1月から個人番号の利用の開始というような流れになっていくというふう聞いておるといような状況でございます。

予算措置、これは今のところですね、まだ国のほうからは小出しに出てきているような状態ですので、現時点でわかっているものというような形になるということをご了解いただければと思いますが、今回6月補正において、企画財政課分で基幹系システムの改修、町民生活課分で住民基本台帳関係のシステムの改修ということで、合わせて916万円、うち国庫補助金が480万円というような形で予算措置をしておりまして、今

後27年度当初予算というのが目標になるかと思いますが、税務納税課関係の税のシステムの改修、あとは社会保障の関係で、保健福祉課のほうで給付関係の各種システムの改修が必要になるということで、そちらの改修が出てくるというような状況になってございます。

簡単ではございますが、マイナンバー制度の概要についてご説明を申し上げました。

それでは次に、予算のほうにお戻りいただいて、改めまして11ページをお開きいただければと思います。

次に、第11目、総務費のほうですね。第11目の諸費でございます。こちらにつきましては、まず需用費と委託料の部分、合わせて350万円計上しておりますが、これにつきましては、東日本大震災追悼式典開催のための生花の購入ですとか会場設営の委託料となっております。それから、同じく19節負担金、補助及び交付金として127万7,000円計上しておりますが、こちらにつきましては、牛橋区民会館の備品倉庫設置に対する補助ということになってございます。

次に、第20目定住促進対策費ということで1,870万円ほど計上してございます。こちらにつきましては、これも既存の制度ではあるのですが、町内に新たに住宅を取得する方や世帯向け賃貸住宅を建設される方に対する補助となっております。

続きまして、同じ総務費の第2項の徴税費でございます。第2目賦課徴収費につきまして、221万4,000円計上しております。こちらにつきましては、平成27基準年度の固定資産の評価がえあたりまして、震災の影響により、宅地、単価番号について、大量のデータ置きかえが必要となるということで、その業務を委託するものでございます。

12ページをお開き願います。続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。

まず第1目社会福祉費総務費につきましては、補正予算附属説明資料を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。4ページをお開きいただければと思います。

まず1点目、災害時要援護者のための地域防災リーダー育成研修事業でございます。こちらにつきましては、先ほどもご紹介した一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、各地域の防災リーダーとなる人材の育成を図るものでございます。予算といたしましては、研修会開催のための各種経費等々合わせまして80万4,000円を計上してございます。

次に、中段です。災害時要援護者システム導入事業でございます。こちらにつきましては、いわゆる災害時要援護者に関する情報の把握ですとか個別支援プランの作成のために新たにシステムを導入するというので、こちらシステム導入経費と保守点検委託料という形で512万8,000円を計上しております。

それから、一番下、3つ目ということになりますが、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金でございます。こちらにつきましては、消費税引き上げに伴いまして、低所得者及び子育て世帯への影響緩和を目的といたしまして給付されるものとなっております。予算の中身といたしましては、給付金そのもの及び給付金交付に関する事務に必要な経費を計上しておりまして、財源といたしましては、全額国庫補助金となっております。

予算書のほうの13ページをお開きいただければと思います。

次に、第2目老人福祉費でございます。こちらは、報償費から役務費まで合わせて589万3,000円計上しております。中身といたしましては、敬老祝い金の支給及び敬老会開催に要する経費でございます。財源といたしましては、長寿社会対策基金を活用して事業を実施することとしております。

第4目の障害福祉費、第5目の地域包括支援センター費及び第2項に移りますが児童福祉費の第3目保育所費、第5目児童福祉施設費については、説明を省略させていただきます。

14ページをお開きいただければと思います。

次に、第7目児童福祉復興推進費でございます。こちらにつきましては、補正予算附属資料を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。7ページをお開き願います。こちらにつきましては、2本まとめて説明しますが、国の補正予算で措置された地域少子化対策強化交付金という交付金を活用いたしまして、赤ちゃんとのコミュニケーション方法を学ぶ講座の開催及び子育て支援ブックを作成するものでございます。予算といたしましては、講座のほうの研修会の講師謝金ですとか旅費、印刷代など合わせまして132万3,000円を計上しております。

予算書のほうにお戻りいただきまして、同じく14ページでございます。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第2目予防費につきまして、102万円計上しております。こちらにつきましては、風しんワクチンの接種希望者に接種費用を助成するものでございます。

次に、第11目放射能除染対策費でございます。委託料として460万円計上しております。こちらにつきましては、除染対象区域内の通学路について、除染を迅速に実施するため、県道角田山元線を町が除染することとし、放射線線量の詳細測定及び除染業務の経費を予算措置するものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

次に、第12目保健衛生復興推進費でございます。委託料など合わせて731万8,000円計上しております。こちらにつきましては、子宮がん、乳がん、大腸がん検診の受診勧奨に要する経費及び検診費の補助を行うものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、同じく衛生費第2項の清掃費でございます。第7目清掃復興推進費につきまして、工事請負費として3,225万7,000円計上しております。こちらにつきましては、東日本大震災により被災した沿岸部において、下水道施設の復旧が困難な地域に現地再建により居住している方々に対して、下水道の代替えとしての浄化槽を設置するものでございます。財源といたしまして、震災復興交付金基金繰入金を496万8,000円充当しております。

続きまして、第5款労働費第1項労働諸費でございます。第3目緊急雇用創出事業でございますが、今回、県の基金財源を活用いたしまして、雇用創出のための各種事業を予算措置しております。なお、今回の補正予算におきましては、都合5件の新規事業を計上しておりますので、順に説明をさせていただきたいと思っております。補正予算附属説明資料10ページをお開き願います。

耕作放棄地を活用した畑作実証実験事業でございます。こちらにつきましては、耕作放棄地等において振興作物の畑作実証実験を行い、営農データの収集、効率的な畑作農

業振興、町内の耕作放棄地の解消及び地元雇用の確保と就農者確保を図るものでございます。予算といたしましては、2,000万円計上しております。

附属資料の11ページに移ります。

次に、ため池機能状況調査業務でございます。こちらにつきましては、震災後の町内全体的ため池の状況や受益面積等に応じたため池機能を調査し、農業復興に係る各種計画に対応する基礎データを収集するものでございまして、予算としては1,696万4,000円を計上しております。

附属資料の12ページをお開き願います。

次に、介護分野人材育成事業でございます。こちらにつきましては、失業者の方に対して、介護員初任者研修の養成機関における講座を受講させまして、介護分野における人材育成及び人材確保を図るものでございます。予算といたしましては、2,012万5,000円を計上しております。

附属資料の13ページをお開き願います。

観光物産振興強化業務委託でございます。こちらにつきましては、新たな特産品の開発など、観光物産資源を活用して、総合的な観光及び物産振興などに取り組むものでございます。予算といたしましては1,745万9,000円を計上しております。

こちらの項の最後になりますが、同じページの下のほうです。町内中小企業現況調査業務委託でございます。こちらにつきましては、町内中小企業や空き工場等の現況調査を実施するものでございまして、767万2,000円を計上しているところでございます。

続きまして、予算書では15ページ、16ページということになります。第6款農林水産業費第1項農業費第3目の農業振興費でございますが、こちらにつきましても、補正予算附属説明資料を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。資料のほうは14ページをお開きいただきたいと思います。

まず、青年就労給付金事業でございます。こちらにつきましては、就農前後の45歳までの青年就農者に給付金を給付するものでございまして、予算といたしましては300万円を計上しております。財源は、全額県補助金となっております。

次に、同じページの下段のほうになりますが、平成26年2月大雪による農業施設被害対策事業でございます。こちらにつきましては、ことし2月の大雪により被災した農業者に対しまして、園芸用パイプハウスなど農作物の生産に必要な施設の復旧及び撤去等に係る経費を緊急的に支援するものでございます。予算といたしましては1,433万9,000円を計上しております。このうち県補助金が1,120万円来ているというような状況になってございます。

同じく附属説明資料の15ページをお開きいただければと思っております。

次に、農地中間管理機構受託事業でございます。こちらにつきましては、ことしの4月に設立された農地中間管理機構の委託を受け、山元東部地区などの農地集積を促進する事業を実施するものでございまして、予算としては27万5,000円計上しているということでございます。

次に、第5目農地費でございます。こちらにつきましても、補正予算附属資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。16ページをお開きいただきたいと思います。

1つ目の農業用施設維持管理事業の説明は省略させていただきまして、農業用施設整

備等事業でございます。こちらにつきましては、農業用施設において、破損等している箇所の改修工事を実施し、施設機能の改善を図るものでございます。県の市町村振興総合補助金を活用いたしまして、坂元地区の谷地川排水路の改修工事及び追越ため池護岸改修工事を実施するものでございます。予算といたしましては、1,645万円を計上しているという形になってございます。

次に、予算書のほうでは16ページ、第9目農業復興推進費でございます。こちらにつきましても、附属資料のほうを用いて説明をさせていただきたいと思っております。17ページをお開き願います。

1つ目のイノシシ捕獲対策奨励事業の説明は省略させていただきまして、被災地域農業復興総合支援事業でございます。こちらにつきましては、早期の稲作復興を支援するため、東日本大震災により農機具類が流失、損壊し、かつ今後一定規模以上の水田を耕作する農家を対象に、町が農家へ機械をリースするものでございまして、予算といたしましては、農機具類の購入費として833万8,000円を計上しております。

次に、東日本大震災農業生産対策事業でございます。こちらにつきましては、復興を支援するため、津波により流失したイチゴの生産資材を農家が新たに導入する場合に、その費用の一部を補助するものでございます。予算といたしましては5,426万2,000円を計上しております。そのうち財源で県支出金が5,087万1,000円ということになってございます。

同じく説明資料の18ページをお開きいただければと思っております。

次に、振興作物産地化事業でございます。こちらにつきましては、安定した需要があり、また、果樹の中では栽培しやすいイチジクを新たな町の振興作物として普及拡大するために、栽培経費の一部を補助するものでございます。予算といたしましてはこちらに記載のとおり、17万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、第10目農地復興推進費でございますが、こちらにつきましても、このうち農山漁村地域復興基盤総合整備事業につきましては、補正予算附属説明資料を用いまして説明をさせていただきたいと思っております。20ページをお開き願います。こちらにつきましては、山元東部地区の農地整備事業実施に当たりまして、関係権利者の追跡調査等を行うものでございます。予算といたしましては4,530万円を計上しており、財源といたしましては、全額震災復興交付金基金繰入金というふうになってございます。

予算書のほうにお戻りいただきまして16ページでございます。一番下の段のところになるのですが、既設農集排管路安全対策事業負担金として5,072万円計上しております。こちらにつきましては、下水道事業会計に対する負担金ということになってございまして、具体的な内容といたしましては、東日本大震災により廃止した県道相馬互理線等に布設されている管渠ですとか、マンホールといった下水道施設を適正に処分するための経費となっております。財源としましては、震災復興交付金基金繰入金4,057万6,000円という形になってございます。

予算書の17ページをお開き願います。

続きまして、第7款商工費第1項商工費でございます。こちらにつきましては、補正予算附属説明資料を用いましてご説明をさせていただきます。21ページをお開き願います。第4目の商工復興支援費についてご説明をいたします。

まず、地域間交流拠点活性化事業補助金でございます。こちらにつきましては、ふれ

あい産業祭を開催するための経費の一部を補助するものでございまして、こちらに記載の予算を計上してございます。

次に、新商店街活動推進事業費補助金でございまして、こちらにつきましては、既存の商店街と新商店街との融合連携強化を図り、新たな核となる魅力的な商店街形成を図るために、販促イベント開催などに必要な経費の一部を補助するものとなってございまして、予算としては250万円を計上しており、財源といたしましては県補助金が150万円という形になってございます。

予算書にお戻りいただきまして、また17ページということになります。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費でございまして、第1目の道路維持費の説明は省略させていただきまして、第2目道路新設改良費でございまして、こちらにつきましては、5路線の道路整備を実施するための経費になってございます。施工箇所、内容について、簡単にではありますが具体的に申し上げますと、山下北保育所線の測量設計、浅生原畑線、鷺足花釜線、真庭新田北線の道路改良工事及び下郷館下南線の文化財発掘調査となっております。予算といたしましては、合わせて2,164万6,000円を計上してございます。

次に、第3目道路橋梁復興推進費でございまして、こちらにつきましては、補正予算附属説明資料を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。23ページをお開き願います。

まずですね、常磐線復旧に伴う関連道路改良事業でございまして、こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金（復興枠）の内示がありましたことから、こちらに記載の3路線の鉄道交差部分について、測量設計を実施するものでございまして、補正額、予算といたしましては、合わせて6,886万9,000円を計上しております。

同じく24ページをお開きいただければと思います。

次に、復興関連道路新設改良事業でございまして、こちらにつきましては、復興交付金の決定がありましたことから、避難路として整備いたします山下花釜線の測量設計を実施するものであるということで、予算を3,800万計上しております。

次に、同じ名称の社総交復興枠となっている部分でございまして、こちらにつきましては、社会資本整備総合補助金（復興枠）の内示がありましたことから、同じく避難路として整備する仮称新浜諏訪原線の測量設計を実施するものとなってございまして、予算といたしましては2,147万2,000円を計上しております。

続きまして、予算書のほうに戻っていただいて17ページの一番下になります。第8款土木費第4項住宅費でございまして、こちらにつきましても、補正予算附属説明資料を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。26ページでございまして。

第3目公営住宅建設事業、災害公営住宅建設事業（坂元道合地区中層集合住宅建築工事）でございまして、こちらにつきましては、補正理由にも書いてございまして、建設場所が決まっていなかった坂元地区の災害公営住宅12戸分について、道合地区の排水対策に関する請願があったことや防波堤の復旧、国道6号歩道がかさ上げされ、安全性がさらに高まるなどの状況の変化を踏まえ、坂元道合地区に中層集合住宅を建設した場合、排水等の諸問題も補助事業の中で合わせて解決することができ、最も効率的に整備を行うことができることから、関連する予算を計上するものでございまして、予算といたしましては、設計委託料や工事請負費など、合わせて1億3,295万2,000円を計上

しております。財源といたしましては、調査費が1,590万円、震災復興交付金基金繰入金が1億1,190万3,000円となっております。

こちらですね、改めて補助制度につきまして、簡単にちょっとご説明をさせていただきたいと思いますが、こちらの事業は、復興交付金事業の基幹事業ということで位置づけられておまして、補助率は8分の7、地方負担分の8分の1については、震災復興特別交付税ではなくて、町債、町の起債ですね、を充当することとされております。この当該事業により起債いたしました町債の償還財源につきましては、原則入居者からの家賃収入を充てることとなります。しかしながらですね、入居者の負担軽減のため、町では家賃低廉化を実施しておまして、この町の家賃低廉化の事業の負担を軽減するものとして、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業といった国の支援策が用意されているというような状況となっております。これらも償還財源として活用いたしますので、起債償還による町財政への影響というのは余りないというふうを考えているということでございます。

なお、災害公営住宅建設事業につきましては、マイナンバーと一緒に別に資料を配布させていただいております。詳細については、別途、震災復興整備課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、予算書のほうは18ページになります。第8款土木費第6項都市計画費でございます。こちらにつきましても、補正予算附属説明資料を用いましてご説明をさせていただきたいと思います。27ページをお開き願います。第3目都市計画復興推進費につきましてご説明をいたします。

まず、復興まちづくり及び被災情報管理システム構築事業でございます。こちらにつきましては、山元町全域における土地利用の最新状況の把握とともにですね、固定資産税の課税資料を整備するものでございまして、予算としては550万円。そのうち財源として震災復興交付金基金繰入金を440万円充てております。

同じく資料の28ページをお開きいただきたいと思います。

次に、同じ目の中で新坂元駅周辺地区の西南側町道横断管改修工事でございます。こちらにつきましては、既存市街地から新市街地南側を流れる荒井川に接続する排水路の改修工事を実施するものでございまして、予算といたしましては570万円を計上しているところでございます。

予算書にお戻りいただきまして18ページになります。

続きまして、第9款消防費第1項消防費でございます。第4目の災害対策費につきまして102万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートシステムを用いて、昨年8月に運用が開始されました気象特別警報を受信するためのシステム改修経費となっております。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと思います。第10款教育費第2項小学校費でございます。第1目学校管理費につきましては、寄附金を活用いたしまして、坂元小学校、山下第一小学校の遊具整備やプールクリーナーを購入するものでございます。また、老朽化が進んでいる山下小学校体育館の床を修繕することにしております。予算といたしましては、合わせて456万円を計上しており、財源としては、寄附金を積んである震災復興基金繰入金を一部充当してございます。

次に、第2目の教育振興費でございます。こちらにつきましても寄附金を活用いたし

まして、坂元小学校、山下小学校、山下第二小学校の学校図書、辞書、体育用具を購入するものでございます。予算といたしましては190万4,000円計上してございます。

次に、第10款教育費第4項幼稚園費でございます。第1目幼稚園費につきまして、私立幼稚園に通う園児の保護者に対する支援及び町内私立幼稚園の運営費に要する経費の一部を補助するものでございまして、予算といたしまして896万8,000円を計上しております。

次に、第10款教育費第5項社会教育費でございます。第3目文化財保護費につきまして、民間企業が実施する予定の土砂採取工事に伴い、文化財の発掘調査を実施するものでございます。予算といたしましては、合わせて369万9,000円を計上しており、全額諸収入というふうな形になってございます。

以上が、歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。8ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第10款地方交付税でございます。5,800万円ほど震災復興特別交付税ということで計上しておりますが、こちらは、震災復興交付金事業、社会資本整備総合交付金事業の補助裏に充てるものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金でございます。民生費、教育費、衛生費、土木費、総務費といたしまして、それぞれ記載の国庫補助金が計上されております。これは、先ほど歳出でもご説明をいたしましたので、詳細については省略させていただきたいと思っております。

9ページをお開き願います。同様に第15款県支出金につきましても、総務費、民生費、農林水産費、教育費、労働費、商工費といたしまして、それぞれ記載の県補助金が計上されております。これも、先ほど歳出でご説明いたしましたので、詳細については省略させていただきたいと思っております。

次に、第18款繰入金でございます。財政調整基金の繰入金で1億5,700万円ほど計上してございます。こちらは、当初予算が骨格予算ということもございまして、今回予算計上した政策的経費に一般財源を充当しておりますことから、こちらを取り崩しております。

続きまして、復興交付金の基金繰入金でございます。こちらも歳出予算で説明済みではございますが、2億3,700万円ほど基金から取り崩すというものでございます。

最後に、震災復興基金繰入金でございます。こちらも歳出予算で説明済みではございますが、震災復興交付金の県申請分及び寄附金を積み立てたものを900万円ほど基金から取り崩すというものでございます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、4ページをお開きいただければと思っております。こちら先ほど触れましたが、債務負担行為の補正を行っております。新市街地整備に係る造成工事等に要する増額経費ということで、歳出予算でもご説明いたしました災害公営住宅建設事業でございます。期間は平成27年度、限度額4億1,500万円でございます。これは、総事業費約5億4,800万円のうち1億3,300万円ほどを今回予算のほうで計上いたしましたので、その残額を債務負担行為として平成27年度までの期間で計上しておるとい

とでございます。

最後に5ページをお開きください。あわせて地方債の補正も行っております。こちらにつきましても、災害公営住宅建設事業でございます。限度額を2億7,640万円から1,590万円増の2億9,230万円に補正しております。利率や償還の方法につきまして、変更はございません。

以上が今回の1号補正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）先ほど企画財政課長の議案の説明の中で、17ページ、公営住宅建築事業費の補足説明を震災復興整備課長庄司正一君。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。補正予算の17ページ、18ページの8款土木費4項住宅費3目公営住宅建築事業の関係についてでございますが、ただいま企画財政課長より説明がありました。また、一般質問の中でも議員各位よりご質問がありましたので、より理解をいただくために改めて皆様にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日配布させていただきましたA3の資料1枚とA4の資料1枚をもとに補足説明をさせていただきます。

まず初めに、A3の資料についてご説明をいたします。坂元道合地区の災害公営住宅建設事業の当初案と比較検討の内容についてのご説明になります。左側が、当初平成24年9月の定例会での予算計上の内容でございます。右側が、今回計画しております道合地区の災害公営住宅建設事業の提案内容ということでご理解を賜りたいと思います。

まず初めに、土地利用計画についてご説明をさせていただきます。当初、開発区域面積が8,214平米でございました。今回、4,900平米というふうな面積に変わります。建築の型式でございますが、2戸1、当初は連棟式という形で集会所も予定しておりました。これは、山下の駅と同じ時期の考え方から始まっておりますので、その辺ご理解を賜りたいというふうに思います。今回につきましては、中層集合住宅ということでございます。整備戸数11棟22戸、今回3階建て中層集合住宅1棟12戸の予定でございます。

造成方法でございますが、深層混合処理工法、これは全面の工法で当時計画をいたしました。早期完成を目指しておりましたので、この工法で計上した次第でございます。今回はプレロード工法で計画しております。造成面積につきましては、先ほどご紹介させていただきましたので割愛させていただきます。

造成工事につきまして、当初2億8,000万でございました。物価スライド等を想定いたしますと、平成26年度におきましては3億6,400万に該当するというふうになりますので、換算という形で米印で標記させていただいておりますのでご理解を賜りたいと思います。今回は、中層集合住宅については1億7,100万と。どちらも周辺の排水道路の整備も含まれておりますので、その辺ご理解を賜りたいと、かように思います。造成単価につきましては、標記のとおり平米当たり4万4,300円が3万4,900円になりますので、約9,400円ぐらい安くなるというような内容でございます。

状況の変化についてでございますが、先ほどもご説明させていただきましたが、1つ目、コストの縮減ということで、①道合地区の災害公営住宅に大幅に規模が縮小し、開

発に係る経費が減少しましたということで、1億9,300万ほどが減になります。これは面積の減と工法の減と、両方の内容でございます。②造成方法は、深層混合からブレロード工法に変更しました。これは、造成コストの縮減を図ったということで、約9,400円、2割ほどの減になっております。

2つ目といたしまして、安全性の向上でございます。①として、多重防御がより具体化し、道合地区の安全性が飛躍的に高まったということで、海岸の堤防のほうから順に並べました。海岸防潮堤の復旧が、町内では約8割ほど完成しております。これはT.P.7.2メートルで完成しております。県道相馬亘理線のかさ上げですが、坂元地区についてはT.P.4.0メートルの計画でございますが、坂元川と戸花川の間、約840メートルほどについては、堤防のかさ上げに伴いまして、T.P.10.5メートルまでのかさ上げになります。それを標記させていただいております。また、4番目といたしまして、四番索道のかさ上げの整備計画、これは戸花橋から滝の山までの間、農地整備事業の計画に伴いまして用地の捻出等を含めて計画を検討中であるということでご理解を賜りたいと思います。

最後に、国土交通省への要望を重ねる中で、今回、国道6号と県道角田山元線の交差点から北に約180メートルの区間において、国道6号東側に歩道が新設されます。さらにそれに伴いまして、津波の実水深の高さまでかさ上げをした擁壁が整備される予定になっております。

以上が2つ目の安全性の向上の内容でございます。

3つ目、外的要因でございますが、①といたしまして、平成25年12月に、坂元道合地区の排水対策について、住民の850名の皆様から町に対して陳情がありました。さらに、町区長さんを初め坂元地区の7名の行政区長様方よりも、町議会に請願が提出されております。また、平成25年第4回議会定例会でこの内容について可決されております。

2つ目といたしまして、平成26年4月に坂元地区の災害公営住宅入居希望者に中層集合住宅への入居希望アンケートを行った結果、12世帯の方から入居してもよいというような回答をいただきました。

3番目といたしまして、平成26年5月に、道合地区整備問題の早期解決を図るために、議員有志の皆様方から町に政策提言をいただいております。この地区において3階建てエレベーターつきの中層集合住宅を建設し、排水対策も含めて一体的に整備することが提案されております。

4番目といたしまして、平成26年6月末を目途に、3市街地の災害公営住宅及び住宅分譲予定地の一斉募集を、宅地募集パンフレットの配布を予定しております。募集に当たりましては、各市街地の画地を決めなくちゃいけないということで、今回この計画を提案させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

最後になりますが、町の考え方を整理させていただきました。

1番目といたしまして、坂元道合地区の災害公営住宅整備については、上記の状況の変化から、コスト、安全性ともに大幅な改善が図られているということでございます。

2つ目といたしまして、坂元川南側エリア、新市街地エリアになりますが、中層集合住宅を建設した場合、許可申請等図書等の修正で約3カ月を要すると、新市街地の工事の進捗に大きな影響を与えることになり、一日も早い入居を望んでいらっしゃる被災者

の生活再建をさらにおくらせることとなります。また、道合地区の排水対策が町の単独事業となるため、財政的な負担も大きいということから、町は今回の予算計上になった次第でございます。

3番目に、道合地区に中層集合住宅を建設した場合は、造成工事用地はもとより、地元区民から要望があった排水対策についても、復興交付金で対応ができます。財政的な負担が少なく、また、坂元南側エリア、新市街地エリアについては、設計が変更がなく、宅地の供給が計画どおり24年7月より順次入居が可能になりますので、その辺をご理解賜りたいとかように思います。

以上のことから、道合地区の災害公営住宅を建設することが、坂元地区の災害公営住宅入居予定者68名に最も早く住宅を供給すること、かつコストがかからない方法であると考えられるものでございます。

続いて、もう1枚配布させていただきましたA4の資料でございますが、これについては、先ほど企画財政課長のほうからも一部ご紹介がありましたが、今回、道合地区の事業費については、6月補正としては平成26年度分の1億3,295万2,000円ほど計上させていただいております。債務負担行為の27年度分について標記されておりませんので、この中にご説明をさせていただきたいと、かように思って今回資料を提出いたしました。内容といたしましては、26年度が1億3,295万2,000円、27年度が4億1,500万円、合計5億4,795万2,000円という内容になりますので、よろしくをお願いします。

なお、米印の下に書いておりますが、平成26年度の造成工事については、前払い金相当のみの計上ということでご理解を賜りたいとかように思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご理解をお願いします。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。初めにですね、予算書の12ページ、民生費、社会福祉総務費関係の13節委託料の関係で、災害時要支援システム導入の関係ですが、これは先ほどの資料、ページ4ページですか、に載って、このシステムの概要自体は載るんですが、これを実際いつまで整備して、実際このシステムが完成したときはどういうふうな活用の形になるのかなど。そのシステム導入の概要はこれで大体理解するんですが、これが実際実務的にはどんな感じで利用しようとしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。内容等ですけれども、まず要援護者台帳というふうなものを作成していくというふうなことになってまいります。それでもってその個人の情報の管理とか、個別の支援プランというふうなものなんかもね、この中に入れていきたいと思っております。それから、あとハザードマップですか、そういったもののマッピング

グでありますとか、例えば地図画像のデータというふうなものです。あと、支援の方々の、今度は支援する方、そういったものの登録とか避難ルートの確認なんていったものを、そういったものの中をつかっていきたいというふうなことになりますけれども。で、あのう、一応こちらで持っています台帳管理上、例えばひとり暮らし台帳でありますとか、二人暮らし、あるいは障害者の台帳とか、そういったもののデータ等はありませんので、こちらのほうが基本となりますけれども、あのうやはり綿密な支援をしていくためにはですね、同意をとったりなんかというようなことがありますので、この台帳の、このシステムの完成というふうなものにつきましては、ちょっと1年以内というようなことではなくて、やっぱり何年かかけて正式なものをつかっていくというようなことを想定してございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。あのう、まあシステムだから、今から情報を集めて構築するという話で、1年以上かけてしっかりしたものをつくるというのですが、逆に今までこういう形の、コンピューターじゃないけど、普通の台帳関係で要支援とかそういう形の整備というのは、逆になかったのかどうか。そして、私含めて、前災害時、東日本大震災前、前の私の住んでいた中浜地区においては、地区でそういう形の支援体制というもの、これが町のものだったのか、地区のものだったのか、私も現時点では理解できませんが、誰々がそういう形の支援というか、在宅確認に行くとか、車に乗せるような形の動き方は、もう3年以上前にちょっとこういうことがあったのですが、そこら辺が現実的には、町全体としてはないから、これからこういう形のシステムをつくるというふうに理解していいのかどうかをお伺いいたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。今の質問にお答えします。

平成22年度に台帳整備という形で実施されております。その段階においては、いわゆる障害者の手帳をお持ちの方、ひとり暮らしの方等を対象にしていたんですけれども、こちらで把握している中の2割程度しか登録されてなかったというふうな課題があったところに震災が起きたというところで、きちんとした台帳整備等をしなければならないというふうな課題はあったところに国で台帳整備をするということが義務づけされたので、今回至ったという件になります。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。じゃあ今の件を含めて、やっぱり早く、それでは今回予算計上しているということで、もし認められた段階においては、綿密なものであると時間がかかるんだろうけど、ただ、これまた早目に整備して、整備された内容から町民に理解を求め、そして各地区で実際はどういう形の運用が一番効率的に安全対策になるかというのを、やはり早急に構築してもらいたいと思います。

議長、続けていいですか。今の件はいいです。

続きまして、予算書の16ページ。10目の農地復興推進費、13の委託料の関係で4,530万ほど、農山漁村地域復興整備の関係で資料の20ページですね。20ページに掲載されているのですが、そうですね、東部地区の権利者調査委託業務ということですが、今も大分、多分いろんな意味で調査というか、もうそういう仕事に入っていると思うんですが、今までの仕事以上に今回こういう形で委託費を、まあ4,500万というのは相当の金額、この追跡調査するを含めて、権利者を確定するということは、本当に並大抵なことではないということも理解します。それで、今やっている仕事の中で、やはり何か問題、課題があって、こういう形の委託料のほうをつけるのか。また別な意

味でこの調査業務委託というのが必要になったのか、そこら辺の実情をまずお聞きしたいと思います。

農業基盤整備推進室農地整備班長（蓬畑健一君）はい、議長。

今回の4,500万円の内容でございますけれども、昨年度、非農用地の部分につきまして、権利調査を県のほうでお願いしてやってまいりました。予算の関係、また工期的な関係上、約500名ほどの権利者未特定のもので残っております。その500名について、今回6月補正で計上させていただきますまして、今年度調査をしたいと思っております。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。今までの仕事の継続の中で、約500名ぐらいまだ残っていて、それを委託したいというんですけど、この委託関係なんですけど、単純に専門業者というとおかしいですが、例えば司法書士的なものの方とかね、そういう形になるのか、それともこういう形の専門に扱っている会社みたいな方があるのか、そこら辺の委託先というか、委託先というのはどういうところを検討しているのでしょうか。

農業基盤整備推進室農地整備班長（蓬畑健一君）はい。

ええ、あの、今想定されているのは、その司法書士的な能力を持ったコンサルティングをできるコンサル業者というのを考えております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。多分残った方、いろんな形で権利関係が複雑になっているとか、いろんな問題の多い権利者がだんだん残ると思うんですね。そうなるとうやはり、ある程度の専門知識がないとですね、解決に時間がかかるとか、そういう形になりますので、ぜひですね、この委託先においても、しっかりとした実績、専門的なものを含めて、そういう中で委託先を見つけるというか、公募するという形で進めてもらいたいと思います。

農業基盤整備推進室農地整備班長（蓬畑健一君）はい。

今議員が申しましたとおり、その辺を加味しながら検討していきたいと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。

ええそれでは、歳出の総務費、11ページの20目の定住促進事業。これは19節負担金並びに補助並びに交付金ということで、1,870万。ま、これについて、先ほど財政課長の説明の中で、ま、山元町の定住促進事業の補助金であるということで、ま、従来の補助と余り変わらないよというお話だったのですけれども、ま、これについて、今回については、町長の、ま、政策的、今回補正要素も含んでいるという意味からすると、ま、前の前町長が、これは定住促進事業を打ち出して、ま、震災前の定住促進事業の考え方でずっと来たわけですがけれども、やはり今回、2期目の当選をなされたということも含めて、やはり震災の中で、随分流出する人口、これは一般質問のね、議論の中でもあったんですけれども、随分あったと。そういうことを含めてね、これから、やはりあの被災の中でどういうふうな形でね、これから定住促進に結びつけさせるような事業を事業化していくのかね。やはり町長の本来の政策的な部分での、私は考え方が必要ではないかと思うんですけれども、今回の1,870万の中で、ま、具体的にどういう形でね、今までの従来の踏襲、そして、これから、ま、町長の趣旨説明の中にもこれから考えていくよというお話はあったんですけれども、まあ具体的にね、本当は、今回あたりからね、入れるべきではなかったのかなとは思いますが、その辺も含めてね、ご説明をいただきたいなと思っております。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。今回の定住促進の関係につきましては、の中身について、私のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

で、定住促進の事業につきましては、平成20年度から始まったというふうなことでございますが、その内容を平成23年度に一部、支給額の増額というような形で改正をいたしまして、現在に至っているというような状況になってございます。

で、今回の補正の中身につきましては、一般の新築住宅の場合につきましては、補助上限額としては150万円、あと中古住宅の関係につきましては、上限額といたしまして50万円、あと世帯向けの賃貸住宅の関係につきましては、これは面積要件がございますが、40平米以上55平米未満については240万円、あと55平米以上70平米未満については上限額が480万円、あと70平米以上の賃貸の上限額といたしましては、まあいずれも8戸分を見込んでという内容の上限がありますが、720万円という上限額のもので内容でございます。

ま、今回の1,870万円の内容につきましては、ま、個別の新築の関係といたしまして、子育てと土地を取得した部分として5世帯といたしまして600万円を計上しております。あと、子育て世帯というようなことで3世帯を見込んで300万円、あと土地の取得、転入者というようなことで3世帯分で210万円というような内容と、あとは中古住宅というようなことを、ま、3世帯で110万円。あと集合住宅につきましては、55平米から70平米未満のものが7世帯分としまして280万円ほど。55平米以上70平米未満としまして8世帯分といたしまして320万ほどの予算の根拠になってございます。合わせまして1,870万円の補助金の内容というようなことでございます。以上でございます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私のほうからも少し補足をさせていただきたいというふうに思えます。

今、担当課長のほうから内容をご説明させていただきましたが、あのう、25年度あるいは26年度のこの補助金執行、実績なり予定の中で、以前、世帯向けの賃貸住宅をですね、町内で一定程度確保したいと、いわゆる新婚世帯、子育て世帯ですね。これについては、皆様ご案内のとおり、町内でもう一定程度、こうした補助制度を活用いたしました賃貸住宅が、相当程度こう整備されてきております。ですから、議員お尋ねの部分につきましては、世帯向けの賃貸住宅の供給という部分ではですね、一定程度カバーしつつあるのかなというふうに思えますので、人口減少というふうなことを考えたときには、そのいわゆるマイホームのほうの、マイホームのほうの定住促進支援、こちらを少し見直すことも必要なのかなというふうに思っております。そういうふうな意味では、27年度に向けまして、この少し内容を精査した中での新たな支援策の再構築をですね、進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長の考えも、あと中身についてはね、今町民生活課長のほうからお話しいただきましたけれども、本来だとね、やはり今お話ししたように政策的な予算という部分も含めると、やはり今町長がおっしゃったように、マイホームとかね世帯向けの予算、去年と比べてね、どのくらい増になっているのか、それをまずね、最初にお伺いできればなと思えます。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。今、町長のほうが世帯向けの賃貸住宅の関係でご説明申し上げましたが、ま、去年の実績といたしましては、25年中に完成した集合住宅に

つきましては4棟ほどございます。その中には36戸分という内容になってございます。

あと、25年度中の申請がありまして繰り越しをする分といたしましては、ま、5事業者で5棟分の申請があるというようなことから、この部分については30数戸分というようなことになりまして、去年とことし完成する25年度の繰り越し分で、ま、66戸程度のアパート等の世帯が民間の方々で提供していただいている状況になっているというようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ま、あのう、今回の予算については、あくまでもアパートの部分、まあ去年から含めるとまあ今回ふえていると、そういう部分の内容だということなんでしょうけれども、やはりあのう本来、震災を経て、やはり定住ということを考えると、そちらのほうも大切だと思いますけれども、まあ先ほど町長がおっしゃったように、新興住宅とかまあマイホーム、あとは世帯向けね、そういった形で定住させるような、そういった部分の予算が、本来私は必要だと思うんですよ。そういった部分ではね、まあ町長もくしくも来年度からというお話だったのですけれども、今回は政策的な予算なので、そういう部分の増をしながら、子育て世帯あるいはもっと言えば今お話ししたようにマイホームを持つ、山元町に持ちたいとか、あるいはね、家を世帯向けにつくるとか、そういう形の予算づけが、私は定住化のね、本来の事業の補助金の目的でなかったのかなということを考えます。まあですからね、今回の予算、これから補正予算、何回かあると思うんですけども、まあぜひそういった部分では、今回の予算を一つ皮切りに、町長の政策というような部分で増を考えていくだったり、あるいはもう一回ね、途中でもいいから見直しをしながらね、定住化に向けた事業を展開できるような、そういったスタンスをとっていただきたいと思いますので、まあ町長に最後にこれについてのご答弁をいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ええ、あのね、年度の途中で見直しもというふうな議員のお話でございますけれども、年度の途中の適用、以前のその改正前のものとの整合性とかいろいろございますものですから、できれば年度変わりに向けましてね、教えを踏まえて、思い切った定住政策の見直しをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、次に移ります。

15ページ、緊急雇用創出事業。これは5款の労働の関係ですけれども、それで13節の委託料、農産物振興強化業務委託料と、1つずつやっていったほうがいいかな。この項目で何点かありますので。これについて、先ほどね、具体的に説明はしていただいたのですが、その中でちょっとわかりにくい部分があったので、この観光物産振興強化業務委託料、これについての説明をしていただければなど、再度ね。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。産業物産振興強化事業につきましては、補正の理由にあるように、町のほうで交流人口拡大をすると。交流人口拡大することで、交流産業という産業を新たに創出したり等をしていくと。そのためには、その魅力あるこの地元に来て、消費してもらえよう商品開発が必要であるというようなことで、今回あのう雇用と調査を一括でできるという事業に取り組もうという趣旨であります。中身的には、まずあの商品として、まあ農水産物もあれば、体験型のイベントのようなソフト事業も含めてですね、地元の資源を生かしていけるものをまず資源調査をするという内容が1つあります。それを踏まえて、今申し上げましたけれども、まあ体験型のイベントなり、

あるいは農水産物を加工するというようなことのサポートをするようなことで、今後のその商品の可能性というものを探るといったようなことです。それから、集客関係でも、新たに町のほうで去年から観光PR係長ということでホッキーくんというキャラクターを、実際に着ぐるみをつくって活動しておりますけれども、ホッキーくんの活動をですね、集客するいろいろなイベントに出演するときのサポートをするというような業務を、この中で被災求職者を雇用しながら実施していくというような内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。内容はね、今お聞きして、ある程度理解はできたのですが、この新規雇用人数の5名という形になりますと、これは役場の職員なのか、それとも、この事業のために雇用するという形なのか、多分後者だと思うのですが、それを確認したいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これはですね、一応業務委託を考えておりますので、この業務を請け負った業者のほうで被災者を前提に雇用するというようなことで計上しております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただね、委託するところにもよるし、あと、やはり委託した中身ね、この幾ら国から出るといっても、やはり生かすような形の事業展開でないと、せっかく委託して、ある程度の方向が出てね、それをつなげていかないと、やはり産業振興だったり、あるいは交流人口の増につながっていかないとということだと思うんですよ。まあその辺は担当課として、どういうふうなね、成果品が出れば見通しをつけていくのか、あるいは成果品をね、いつまでにどういう形で委託業者に出させていくのかね、その辺についてもね、ご答弁いただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。雇用のこの活用につきましては、一応業務委託になりますので、当然あのうこういう仕事の中身については、ある一定のレベルを超えたものはなかなか難しい部分がございます。そういった意味で、この新規で雇用する以外にですね業務委託をする業者のほうでも、労務管理なり指導をしたりするような人件費もまた別途事務費のほうで見ておりますので、そちらのほうで十分、この我々で出した、今申し上げたような業務内容を成果品としてきっちり出せるように、まず会社の中で企画をしていただいて、その上でまあ半年、1年以内の雇用になりますけれども、そういう方々がそれなりの成果が上げられるような取り組みをしてもらおうということで、仕様書で規定していきたいというふうに思っています。

それから、この成果の活用でありますけれども、あのうことしについては、まずこの加工交流物産、商品開発に当たっての調査のほうをメインに置いてですね、一部田園空間博物館活動ということで、いろいろな農家の年中行事とかっていうのをやっておりますけれども、そういったところのサポートをしたりとかということで、実績を積み重ねて、1年ぽっきりではなくて、次につながられるような成果の出し方というものを求めています。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあせっかく1,700万という大きな金額をかけて調査をするという形なので、なかなか町で調査すると、実際にね、それを具体的に事業あるいはね、施策の中に生かすという部分がちょっと薄れてくるような気がするんで、それについては結果が出たら、あと町長が最終的にどういう形で判断をしながら、山元町のそういった交流人口の増だったり、あと産業振興に結びつけさせていくかというのは非常に大事だと思いますので、1年ぽっきりでなく何年か調査するという形ですが、

やはり私は、やっぱり1年ごとにそれをどういう形で次の年に具体的にしていくかというのは、非常に私は大事だと思うんですよ。その辺について、町長からね、考え方についてお伺いできればと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘のとおりでございます。このお尋ねの業務委託はもとよりですね、全ての業務について、やはり進行管理、プラン・ドゥー・チェックというふうな形での運び方を基本にして、単なる調査だけに終わることのないようにしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その下の耕作放棄地を利用した畑作実験業務委託料。ま、これもね、2,000万という結構大きな額なんですけれども、ま、この内容については、先ほど税務課長のほうからお話をしてもらい、資料も説明を受けたのですが、具体的な山元町の中で、耕作放棄地はあるにしても、やはりあの実際にこれも具体的に試験をして、試験をしたからいいというものではなくてね、これを本当に、この試験をした内容を生かせるような形でないとね、試験そのものが幾ら国の金を引っ張ってきたって、我々の税金も間違いなく入っているわけでね、それをきちっと結びつけさせるような予算でなければ、私はならないと思うんですけれども、その辺についてね、具体的にね、先ほど説明受けた分は省略して、伊達むらさきのブランドとかさ、いろいろ具体的な部分でかかっていますので、具体的には農産物直売所での販売とかね、あとはレストラン等の活用で販路確保を目指すとかと具体的な部分も書いてありますけれども、この調査をしてね、具体的にそういう部分につなげるために、どういうお考えを持って進めていくのか、その辺についてね、お考えをお伺いできればと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回のこの耕作放棄地を活用した畑作実証実験でありますけれども、まあ今ここに説明書に書かれているとおりでありますけれども、まあ今具体的に1つ挙げれば、直売所の計画をしております。この直売所についても、まあ山元町についてはイチゴがメインでまあ6割以上、今現在の夢いちごの郷の指定管理の中で売り上げをしておりますけれども、そのイチゴがなくなると、あとぱたっとう売り物がなくなってしまうというようなことがありまして、当然通年での営業というものを考えていかなければならない。で、これはあくまでも直売所の経営という面ですけれども、あともう一つは、直売所自体がですね、農家なりあるいは漁業の水産物も取り扱いますけれども、そういった生産者の収入増に結びつくというような観点からも、どういったものを取り扱って、あるいはどういったものを売れ筋の商品として設定していくのかというようなことが極めて重要で、まあ、こういったものを一般のその生産農家に自分の自己責任でやってくれということと言っても、なかなかそれはできないわけですね。そういったことから、町がいろいろ県の資料や何かも含めて、所得率の高いようなもので、この山元町の土地柄に合うもので通年、今申し上げたように切れ目なく品ぞろえが置けるようにするというようなことですね。それにつなげるようなことを1つは考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。

考え方はわからないでもないですけれども、ただ実際に具体的にいろいろ書いてあるので、それを今回委託の中で具体的につなげるということになると、これは委託先が決まっているわけではないんでしょう。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。

まだ特定はしておりません。ただ、業務的には、種とか栽培とか、あるいは研究分析というようなこともありますので、そういったことが総合的にできるところというようなことは考えてはおります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。

例えばね、補正の内容の中で出てきている4ヘクタール以上を想定するとかね、具体的に新規雇用6名とかという形になると、まあある程度きちっとした形のところに委託するという形でない、あるいは委託の方法も、2,000万ということなんでね、全体で2,000万ということなんで、その委託先についても、やはり方向性がある程度あるのは当然だと思うんですけども、その辺についてはねどういうお考えなのか。また、ま、先ほど言った金時草、伊達むらさきという形になると、特殊なこれ野菜という形になるのでですけども、これがあるということとか、あとね、お話の中で、先ほど説明したんですけども、直売所はわかるんですけども、例えばレストランでの活用とかね、そういった販売確保を目指しながら委託をして、それを販路拡大なり、新たな需要に対応する、そういった部分の調査を含めてやるとなると、まあね、限られたそういった委託先になってくると思うんですけども、その辺の委託先の方向とか、あるいは今お話ししたように4ヘクタール以上を想定ということなんでね、土地のこれからの確保の考え方とか、ある程度委託先に全部任せるといったことなのか、あるいはね町で農業委員会を通じながら、関連する形で町全体としてね取り組んでいくという形で今回の事業を考えていくのかどうかね、お聞きしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まあ、あのここに例として挙げておりますけれど、今申し上げたのは町として身近な部分ということで直売所というお話をさせていただきました。それ以外も、まあ地産地消というようなことから、町内の飲食関係でも使ってもらえるようにする。そういった意味で、中食とか外ですね、あるいは使いやすいようにするためある程度の加工をするカット野菜というようなところとか、あるいは具体的に小売等に出荷するというようなこともあり得ると思いますが、そういった流通の部分にもですね、それなりの情報を持っていながら、栽培技術あるいは業務的にこの食品の成分分析だとか、土壌分析だとか、そういったところを県の普及センター等と組み合わせながら、ある程度やって、総合的に調整できる業者というようなことを今想定しています。

それから、あと土地でありますけれども、土地については町のほうである程度、こう1カ所に限定するわけではないんですけども、町のほうで今耕作放棄地を調査しております、その中で、なかなかこれは難しいというのと、ある程度手をかければすぐにもまた再生できるという農地等を去年から調査を進めておりますので、その中でもちよっと手をかければもとに戻せる、だけでもなかなかコストがかかってできるかどうか分からないまま遊休農地化されているというようなところを、町のほうでも情報を持っていますので、農業委員会を通じてこういった土地を紹介しながら、一緒にやっていきたいなというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあ、あのね、耕作放棄地をなくするという点では、非常にいい考え方で、取り組みだと思っておりますけれども、実際にこの事業内容を見ると、まあ中がね、今お話ししたように販路とか、あるいは新たな商品をつくる、あるいは新たな販売方法を考えていくとかという形になりますと、まあ、あのここに書いてある新品種の栽培に取り組んで町内のNPOと連携協力していくと。何となくNPOを視野に入れな

がら委託するのかなという部分があるのですけれども、そういうことでは多分ないかなとは思いますが、実際にやっぱり委託先は、やはりいろいろなノウハウを持った人たちでないと、なかなか、だからNPOさんが、そこまでないということではないのですけれども、やはり町内にNPOさん、幾つかありますけれども、そういった部分で、町内のNPOを視野に入れていないとは思いますが、やはりいろいろな形での調査研究をこの2,000万の中でしていくと。そうでないと、ね、幾ら緊急雇用創出事業の事業費であっても、やはり国の事業、国のお金でもあるし、あるいは我々の税金でもあるので、やっぱり有効に使って、先ほど前段で申し上げたように、それを生かすような形のね事業でないとうまくないと思う。特にね新規の事業なので、先ほどのお話も、これもね。それをやはりこれから続けていくという意味合いからすると、やはり継続性、またそれを実証しながらね、本当にいい形で施策に生かすと、まあそういう部分のね考え方が私はないと、この事業自体尻切れとんぼになるおそれもあるので、それを非常に危惧しているわけです。ですからね、最後に町長に、今お話をしたようなことも含めねて、これからどういう形でね、考えていくのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来から担当課長のほうから申し上げているとおり、あのう町の扱う野菜等々ですね、この品数をまず増やしたいと。通年でいろいろな場面に切れ目なく生産体制を確立をしていければと、そういうふうな一環の中で、こういうふうな事業を活用してというふうなことでございます。そしてまた、なかなかこれゼロからというふうなことですと難しい局面もございますので、やはり一定の意欲のある方なども応分の連携協力も必要なことでございますので、そういうふうなことも念頭に置きながらの取り組みというふうなことで考えているところでございます。

まあいずれにしても、町のブランド化なり、あるいは産直施設の充実強化を図る一環として、いろいろな事業を駆使しながら、前段ご説明したような体制を少しでも充実強化していければというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。次に移ります。

商工費の関係で17ページ。17ページの商工推進費、これでまあ250万円の新商店街等活動推進事業補助金ということで、これ全体のね、お話を伺えばいいのですが、下のほうで250万円。これについては先ほど財政課長のほうから説明あって、まあ附属資料の21ページに書いてあるのですけれども、なかなかこれも難しいなと思うんですよね。まあ町長が多分政策的な部分でお出しした予算だと思うんですけれども、これは、先ほどの説明と重複するような形になりますけれども、山下商店街及び坂元商店街と新市街地に集積する新商店街との融合連携を図り、新たな核となるような商店街を形成するための補助金ということで、まあなかなかね、まだ新市街地に商店街が張りつかないとか、あと、旧商店街、山下も坂元もですけれども、本来の商店街、非常に数年前、まあ十数年前は山下も坂元も非常に商店街として活気ある活動をしていたんですけれども、このごろ、あるいは震災後は少しずつ商店街が少なくなっている。そういう現状も踏まえると、今回のね提案理由の説明の中で出てきている坂元、山下のね、新商店街と旧商店街の融合、連携を図るための考え方でいくと、どのようにね、商店街形成に結びつけさせてくるのか、言葉は簡単ですけれども、実際にやるとなると、非常に私は難しいと思うんです。そういう部分のお考えをお聞きできればなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。ただいまのご質問でありますけれど、この新商店街の活

動の推進事業については、今ご質問あったとおりでありますけれども、この事業については一応今年度を初めといたしまして、今後、来年、再来年、3カ年で全体としては、全体の事業費といたしましては1,500万円ほどの事業を見込んでおります。

その中身でございますけれども、まあ、あの最初はやはり新市街地のほう、今建設中でありますけれども、市街地こう分散することによって商店街の販売促進のイベントをやってみたいというようなことで、商工会のほうと協議しておりますけれども、イベントを年に4回ぐらい、そしてその広報を打つというようなこと。それから、今現在生じている空き店舗なんかもこのまま放置しておけないというようなことから、今後、その空き店舗を借り上げてここを埋めて、まあ集客力のあるような店を、牽引力のあるような店をまあ持ってこれないかというような検討をしていくという考え方を、ことしとっています。

今後ですが、これらを踏まえて、新市街地ができてきたときにですね、このソフト事業に合わせて最終的にはハード整備の駐車場だとか駐輪場だとか、あるいはイベントをするためのスペースだとか、そういったことも視野に入れながら、この新市街地によって旧市街地が衰退するとか、あるいはそのせっきく整備した新市街地がなかなか集客力が上がらないというようなことのないようにですね、うまく調整を図っていききたいというようなことで、その3カ年ほど見据えた中で、この事業に取り組んでいきたいというような商工会の思いを応援するような内容でございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。非常に難しいと思うのは、今の話だと今回の250万円については、ある程度ほら3年間の1年目だという形の予算だということと、あと中身的にはイベント開催の年4回、それに充当するようなお話でよかったのかどうかね、今お話聞いた中ではそういう感じなんですけれども、実際にはね、やはりこれから考えると、この補正理由の中にある新市街地とね、坂元、山下のね、集積する新市街地の融合、連携を図るという目的の中での予算ということを考えれば、やはり新市街地のね、ところに商店をつくるとか、そういう人たちが町内、町外、まあいろいろあると思うんですけども、そういう人たちと、あと今旧で山下、坂元の市街地の中で商店を経営する人たち、まあそういう人たちがいろいろお話し合いを持つ形だったり、あるいは方向性をね、きちんとやはり作りながら連携をするようなね、そういった道筋もこの予算の中でつくっていかないと、どうしてもね、イベント開催だけのね、補助になってしまう。そういったおそれもあると思うんですよ。それだと、これからね、2年、3年という形で予算づけする中で、非常にね、予算的にはね、本当に投資あるいは効果がどこまで出てくるのかということで、非常に不安を覚えるわけなので、その辺については年4回のイベントの開催だけでなくね、やはり融合連携を図るという本来のね目的、そして商店街形成のためにそれを生かしてもらえよう方向のね予算づけでないね、我々なかなか説明していただいてもね、理解できないということなので、その辺についてもご答弁いただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まああの繰り返しになりますけれども、新市街地と今現在ある商店街、それをどう両立させながら、そして地域の中でもですね、買い物弱者といますか、なかなか商店がどんどんなくなってって、買い物する場所もないというような状況が生まれてきているということで、まあその両面から、要は消費者側、それから商業者側、両方からこう衰退していくのを何とか止めなければならないというよう

な思いの中で、今のような方策をまず1年目としてみる。2年目は、またそれらを検証しながら次の手を打っていく。そして、必要なものこ整備していくというような段階を追っていきたいというような考えでございますので、まずそういう長期的な取り組みで進めていききたいというふうな考えでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

10番（岩佐 隆君）はい。それではあの、17ページの土木費、公営住宅建設事業費、これについて8の4の3ですね、これについて質問したいと思います。まあ先ほど時間をとっていただいて、室長のほうから具体的にいろいろまあ今までの案と今度の案、あるいは全体の予算の中でのお話もしていただきました。まず最初に、造成方法ね、これについて質問をしたいと思います。まあ深層混合処理工法、これは2回議会で否決されたときに、深層混合処理工法ではやはり造成費がかかるということで、まあそれを今回解消するためにね、プレロード工法、盛り土して沈圧して、それで地盤を安定させる、そういった工法にやったわけですけども、土壌自体のね12メートルか13メートルの軟弱地盤というのは変わりはないと思うんですけども、これについてね、まあ具体的に深層混合処理工法のそういった工法の中でのまあ事業をやったときに、どういう形で、例えば建物を建てる中でね、どのくらいの地耐力があって、当時ね住宅2戸1を建てるという形で考えたのかと。

あともう一つ、今お話ししたようにプレロード工法、今回プレロード工法でやるときに、この前の一般質問の中でも出たんですけども、プレロード工法でやると沈圧をすると。それで重みをかけながらやるという形ですが、これについてその工法をやったときに、どのくらいの地質自体の地耐力があって、ね、中層の3階建てを建てる形になるのか。加重と地耐力といろいろね資料として必要だと思うんですけども、その辺について資料として出していただきたいのと、あと教えていただきたい。

何でかというね、今まで山下新市街地の部分については、どうしてもプレロード工法でやるという形で、わざわざね沈圧で加重の速度を少しずつはかりながら、厚みだったり重さだったりね、それをずっとここ検討しながらやってきた経緯はあったんですよ。それが今回のね、プレロード工法、坂元の道合地区の場合だと、それが全然なされないままでの一つの検討。それはね、先ほど話あったように、まあ早期完成を目指したという形ですけども、変更前から早期完成を目指すというのは、これずっと同じ一体的な考え方なんですよね。被災者の人たちに一日でも早く、まあ災害公営住宅に入ってもらいたいという部分については、この前の2回議会で提案したときと今回も全く同じなんですよ。早期完成を目指せば、本来ね、プレロード工法の考え方も当時できたのかなということだと思うんですけども、その辺の一番前段で、その工法の違いによる加重だったり地質、あるいはね、全体の加重に対する地質の地耐力、そういった状況をわかるような説明あるいは資料をいただきたい。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。まず初めに、深層混合処理工法について、当初の計画でございますが、当時はべた基礎で20キロニュートン以上が確保できるような、通常の住宅が建設できるような地盤改良というような内容で始まっております。内容的には、山下駅と同じく早期に完成するという目的のために、時間短縮を見るための地盤改良であったということをご理解を賜りたいと、かように思います。当時、プレロード工法についても検討をさせていただいておりますが、盛り土工法等に要する期間が長くか

かるということで、山下と同じ時期の入居は困難であるということで、プレロード工法は適用しなかったと、当時多分説明させていただいているというふうに思います。

今回の内容につきましては、道合地区がもし今回お認めいただけますと、同時並行で坂元の南側、新市街地の坂元側の南側の造成工事については、継続して施工ができるということと、同時並行で道合地区についても、工事に入ることが可能であるというような状況になろうかと思えます。ただ、今回プレロード工法というふうなご紹介をさせていただいておりますが、周辺に住宅がございます。その住宅の基盤については、引き込みがプレロード余盛りをした場合、地盤の引き込みが想定されます。そういう中で、その想定を解消するには、一部地盤改良が必要になろうかなというふうな思いで、まだ設計委託費もお認めもらってない中で、今までの経験上の想定から計算をさせていただいております。その辺でご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあ何でこの地質の関係だったり、工法のお話をするかというのと、やはり被災者の人たちがお住みになる災害公営住宅なんで、やはりより安心安全に、あるいはこれから例えば万が一地震が来たときに、やはり沈んだり揺れたり、あるいはね、中だるみしたってそういうことでは困ると思うんですよ。せっかく町でねやる事業ですから。それを受けて山下の災害公営住宅の関係とか、あるいは今度住宅のね関係の部分については、わざわざ時間をかけてね沈圧でどのくらいの加重がかかるか、それをわざわざ盛り土して時間かけて調査をして、そしてその部分でね、耐久性、地質の耐久性を図りながら、実際に用地を確保したとき、あるいは建てるときに全然影響がないような形でね調査しながらやってるんですよ。それ、何で坂元のこの道合地区に関して、今お話ししたようにプレロード工法の中でニュートンもどのくらいのニュートンなのか、これ調査した結果も多分出てて、今回の判断でねやると思うんでね、その辺についてもちょっとお示ししていただきたいのと、やはり安心安全というのは災害公営住宅だったり、あるいは住宅の用地をつくる、そういったね区画整理した用地をつくる上で、やはり町がね関係して国からお金をもらってやる事業ですから、私は最優先、まあ一番大事なことだと思うんですよ。

そういった部分がきちっとやはり、今まででもなかなか、きょうこれ初めてこの詳しいやつ出してもらったんですけども、その前は特別委員会でもあるいは委員会でもこのくらいの資料は出していただけなかったんですけども、そういう部分で考えると、やはりきちんと地質的にも、あるいは造成工事の中でのね工法、その造成方法の中での安全性、それをきちっと担保できるような形でないと、私はその数値を示していただかないと、なかなか理解することが難しいということなんで、ぜひねこれは大事な議案なので出していただきたい。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今、岩佐議員のお話の中で、新山下駅の内容の事例をご説明の例としてお出ししてご説明をされておりますが、新山下駅については、設計施工一括発注する中で、設計をしながら施工をやっているというような状況でございます。その内容等についても、逐次ご報告をさせていただく中での情報共有というふうに思っております。

坂元地区におきましては、今回、設計についてもまだ予算をお認めになっておりませんので、今までの経験値をもとにしてお話をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。先ほどもお話しさせていただきましたが、プレロード

につきましては、べた基礎で20キロニュートンを目指しておりますが、中層集合住宅になりますと、今度杭が必要だというふうな場合も想定されます。それについてもまだ設計の予算計上されておられませんので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

議長（阿部 均君）岩佐 隆議員の質問の中では、きちっとですね、安全性を担保できる資料等に基づいた答弁を、説明を要求しております。その辺について執行部のほうでよろしく。資料があるのであれば、提出を求めます。（「暫時休憩」「賛成」の声あり）

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時12分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございました。それでは、基本のお話をさせていただきます。今回の造成工事等については、宅地分譲宅地については、山下の場合を例にとりますと、30キロニュートンというふうな数字を基本としてつくっております。災害公営住宅におきましては、基本的には20キロニュートンというような数字が基本になります。今回の予算計上の内容につきましては、災害公営住宅建設ということで、とりあえず戸建てあるいは二戸一等、連棟式等を想定して、20キロニュートンを確保できるような想定で予算計上をさせていただいているということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。基本的にその20キロニュートンにするために、前だとね深層混合処理工法を使うという形でお話があって、工法の説明まで詳しくしていただいたんですよ。今回、プレロード工法を使うのに、どういう形で20キロニュートンにするのかね、例えば沈圧、基本的に通常で考えるとね、例えば深さが12メートル軟弱地盤があると。そこをねプレロード工法でやるという形になると、よっぽど加重だったり、ある程度隣地にはみ出さないような形の工法にするとか、厚み、それを試験データを積み上げた中でねやっていかないと、本当に20キロニュートンはじき出すような形のプレロード工法のね考え方なり工法につながっていくのかどうか、非常に不安だから言ってるんですよ。町でも今お話ししたように、災害公営住宅に関しては20キロニュートン、あと戸建てに関しては30キロニュートンの地盤をつくるという形で、まあ本来であればね、やはりより安心安全な形の地質にもっていくと、あるいは地層にもっていくと、そういう形で考えていくのが筋だと思うんですよ。特にまあ11メートル、12メートルの軟弱地盤を上からの圧力、重みで地盤を安定させるっていうのは、私は通常だと4メートル、5メートルの軟弱地盤の層、それを想定した形のプレロード工法だと思うんですよ。まあね13メートル、12メートル、11メートルの軟弱地盤をプレロード工法でやるというのと、よっぽどきちっとした、今までの試験データの中での状況、条件、それがそろっていかないと、私は中層の3階建てを建てられないと思うんですよ。その辺についても具体的な、先ほど言ったように、まあデータ、まあどういう形であれば、どこまである程度地層が安定して、20キロニュートンになんのかね、そこを説明していただき

たいということでお話ししているのですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼いたしました。地盤の軟弱層につきましては、坂元側南と違いまして6メートルぐらいの厚さということで、まずご認識をいただきたいというふうに思います。その中で、今回我々が想定しておりますのは、1メートル50を余盛りするというような計画であります。なお、盛り土期間を若干長くとらせていただきまして、2カ月以上ということでボーリング調査の計算上からは2カ月を想定した内容で計上しておりますので、その辺ご認識をお持ちいただきたいと、かように思っております。

沈下想定につきましては、約60センチから70センチぐらいは沈下するだろうというふうな思いであります。なお、詳細にわたります調査等、実際に行っておりませんので、今までのボーリングのデータをもとにした机上での計画でございますので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。先ほども説明の中で、宅地が隣接している箇所につきましては、盛り土工法に対応しますと、引込み地盤等が考えられるということで、その部分の際だけは地盤改良をさせていただきたいというふうな予算計上になっておりますので、その辺は全体をご理解する中で、部分的な内容についてもご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ボーリングデータをもとにしてね、今お話ししたように、ある程度1.5メートルのそういった加重をかけてね、その中で60センチか70センチというデータがあるということですから、それをちょっとお見せさせていただきたいなと思います。

議長（阿部 均君）今の説明の中での根拠となるデータ等を示していただきたいということでございます。資料を提出願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時34分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興整備課のほうから、資料が提出されております。資料についての説明を、整備課長庄司正一君。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変貴重な時間をいただき、本当に申しわけございませんでした。今回の場所については、赤枠でくくった1カ所を想定させていただいております。上から3番目が、2.96というのが地盤高になります。盛り土高さFH、上から2番目、4.8ということで、私の手持ち資料では1.3でしたけれども、この資料によりますと、この場合は1.8盛るという計算になります。最終沈下量は、その4番目の94.815センチメートルになるというような内容でございます。圧密度90パーセント、到達日数等々については、下から2番目、3番目を57日というふうになっておりますので、2カ月と、盛ってから2カ月というような回答をさせていただいておりますので、この辺は私の説明の中では近いというふうに思います。

ただ、先ほどもご説明させていただきましたが、私の持っていた地点には1.3メー

トルでございましたが、今回のところについては1.84盛るということで、プレ盛りが1.84で95センチほど下がるというような今回の資料でございますので、あくまでもある地点での内容ということでご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。地耐力が出るの、これ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどのご回答の中でもご紹介させていただきましたが、災害公営住宅におきましては20キロニュートンを確保するという基本的な考えがありますので、その辺はご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。こういう加重だったり、あとね、まあ今回だと1.8メートルかな、そのくらいの加重をかけて沈圧させることによって、20キロニュートン、それになるんですかというお話をしているので、基準はわかりますよ。先ほど課長から何回も聞いたんで、一般の部分が2階建てで、この資料、これは町が出した資料ですから、これに書いてありますよ。30キロニュートンだと。ただ、通常基礎工でいうと、30キロ以上で基礎工を打つ形、20キロニュートンから30キロニュートンだと、基礎工を打つと。そして、20キロニュートンだと、べた基礎ではやはりあのなかなか20キロニュートン以上だとべた基礎の中で考えていくと難しい。まあ20キロだとバツになってますね、これ。ですから、宅地と例えば災害公営住宅、ニュートンの考え方ですけれども、通常我々考えるときに、宅地だと2階建て、1階建てなんです。それで30キロニュートン以上ないとだめだという形で、これ町の資料に書いてあるんですよ。それで、災害公営住宅の中層をつくるときに、本当に20キロニュートンで、べた基礎で基礎工を打たないでね、本当に安全が担保されるのかと非常に不安。これ町の資料から見てるんですよ。だから、何で災害公営住宅、1戸建てを多分想定しての考え方でね、20キロニュートンという形で出したと思うんですけれども、二戸一とかね。やはり中層の3階建てになったら、やはり地質の地耐力が30キロニュートン以上ないと、町自体でせつかく国の復興交付金を利用して、町で建設する災害公営住宅なので、より安心安全な形でないと、私は基礎の部分でも対応できないと思うんですよ。それをきちんと考えた上で、今回の提案であればいいんですけれども、今お話聞いた中では、この資料の中にも20キロニュートンの地耐力を保持できるような、そういった形の資料でないということとか、あとやはり災害公営住宅と、あと宅地の分譲の、用地の地耐力の考え方、あるいはべた基礎での考え方、やはり杭を打って、基礎工を打ってやらないと、20キロから30キロニュートンではだめだという形で、これは戸建てのね住宅の分譲の話でも出てるんですよ。それを中層の3階建てでね、20キロニュートンというのは、非常に私はね、幾らお話を聞いても、なかなか20トンもどういう形で確保するのかという部分も話が出てないし、あと災害公営住宅の中層の20キロニュートン、それについてもちょっと理解できないので、説明していただければなと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。ちょっと誤解をされているようなので、再度説明をさせていただきます。

山下については30キロニュートンというのは、サーチャージといって特別な余盛りをさせていただいているというのは、議員もご承知のことというふうに思います。今回の中層集合住宅につきましては、構造等についてもまだ決まっておりません。宅盤として、最低、災害公営住宅、戸建てを建てた場合に、べた基礎で最低限必要な20キロニュートンを確保できるような数字ということで、ご理解を賜りたいと、かように思いま

す。中層集合住宅を建設する際には、細部にわたりまして基礎等の検討もさせていただきますので、そのときには杭の入り用、あるいは杭の必要性等についても、構造的な計算から出てきますので、その辺は次の段階ということでご理解を賜りたいと思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、杭を打つ形も考えるという形で捉えるということでもいいのかどうかね。そして、全体の造成工事だったり、建設工事の中に、それもきちっと含まれているのかどうか。それがね、あのね、全然最初から説明がないと。もったきちんと説明をしていただいて、今お話しのように、20キロニュートンで本当にね基礎杭を打たなくていいという形の、今までのお話だったと思うんですけども、それとあともう一つ、やっぱり宅地と、宅地の造成と宅地を建てる、そして中高層でね災害公営住宅を建てる、おのずと加重が違ってくると思うんですよ。その加重に対する地耐力、それについてはきちっとね30キロニュートンを配慮するくらいの、最初から考え方がないと、町で建てる災害公営住宅が万が一のことがあったら大変でしょう。それを何で最初からきちっと計画の中にね出せるような形の事業費だったりね、工事のあり方、そうでなければ私はだめだと思うんですけども、それを何で出さないんだか、その辺がわかんないですよ。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい。岩佐議員のほうのご質問なんですけど、災害公営住宅の中層集合住宅の基礎において、杭が必要なんじゃないかと、その部分について検討しているのかというようなご質問だと思いますが、一応全体の土質の地耐力によって、あとは中層集合住宅の建物の構造によって、その杭を打つかどうか決めなければなりません。これについては、詳細の設計をしなければわからない部分があるんですけど、予算の措置といたしましては、最大限こちらのほうの地質調査の資料等も考え合わせまして、支持地盤層であります6メートル相当くらいの杭基礎まで必要なんじゃないかというような想定のもとに、予算措置のほうはさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。してございます。今、お話ししたように、住宅のね戸建てのね、この地耐力と、あと災害公営住宅の中層のね地耐力と、その考え方についてはね、私はね、ある程度建築の専門家でないのでわからない部分があるので、教えていただければなと思うんですけども、やはり中層で3階建てで加重がかかる。そういった形を地耐力を少なめに見て、そして災害公営住宅をつくるという形で考える、一つの根拠的なものをお示ししていただければなと思うんですね。一般の戸建てが、やはり30キロ以上でないと、これは安全性担保できないという形で、町のこの資料に書いてあるのに、何で20キロニュートンで、中層の加重のある3階建てのそういった建物が、少ない地耐力の中で対応できるのか、それについてご説明いただければなと思います。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。地耐力そのものについては、確かに建物を支えるために杭基礎を打つものですから、最低限災害公営住宅の地耐力としては20キロ以上必要だというような基準はございますが、その上にコンクリートづくりの建物と木造づくりのものを建てるのでは、加重といいますか、押される圧力が違います。そのために表面で押さえるのか、支持基盤まで杭を打って、その頑丈な杭の中で押さえるのかというような違いになるかと思えます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。ちょっと説明がわからないんで、その災害公営住宅の建設の、今地耐

力の関係と、簡単に言ってるんですよ。あと宅地のね、地耐力の関係で、まあ10キロニュートン、違うんですよ。それを何でそういう形で違った中で安全性が担保できるのかという部分で、ちょっと説明をしていただきたいなと思ってるんですよ。杭打つからね、その部分は安全だという今のお話だと思うんですけども、そういうことではないと思うんですよ。基本的にどういう形の考え方なのか、その違いがどういうふうにこの安全性に担保できるのかね、その辺について説明をしていただきたいなと思うんですよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本的には、災害公営住宅については最低20キロニュートンが必要であるというふうなのは、建築のほうの決め事の中でございます。宅地造成のほうの分譲につきましては、30キロニュートンを確保するというふうな内容につきましては、基礎杭、べた基礎、布基礎等を考えたこと、あるいは住宅メーカー等の調査の中でより安全な住宅を建設する上で、最低限必要であるというような観点から、今回30キロニュートンという数字にこだわったわけです。今回それを実施しているのは、まあ、あの山下での内容ということでございますが、坂元の新市街地におきましては地盤改良をやってますので、その辺は確保できるだろうというふうに考えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。余計わかんなくなってきたな。より安全性を担保するために、30キロニュートンにしているという形で、今宅地の部分、お話あったんですけども、災害公営住宅だってね同じでしょう。より安全性を担保しながら、町として災害公営住宅を建設するわけですよ。そういった形で考えると、地盤改良、坂元の分はしているという形ですけども、こちらのね道合地区の部分で今言うように、実際に地盤改良しながらねやるわけでないと思うんです。今回はプレロード工法でまあある程度盛り土しながら、沈圧をしながら、それで災害公営住宅を建てると。ただ、基本は20キロニュートンと30キロニュートンで、安全性の違いがあるんですよという話をね、私が言うまでもなく、皆さんおわかりだと思っんですけども、それをねやはり戸建てと同じような形で、やはりニュートンを上げていかないと、ね、今課長はより安心安全なものを戸建てでは提供したいんだと。だから、30キロニュートンにするんだということなんでしょう。今答弁したでしょう。それ何で災害公営住宅も同じ基準の中でやれるような形にしていく、そういった手法でやっていかなかったら、災害公営住宅は安全でなくてもいいんですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。すみません、災害公営住宅の道合地区に計画している地盤については、最低限20キロニュートンを確保するという説明をさせていただいております。構造的な関係で、建物の安全性等々に関しましては、先ほども営繕室の室長からお話がありましたように、くい等の基礎等もにらんだ計上の仕方をさせていただいておるということで、設計等については、詳細設計等まだ行っておりませんので、最低限安全は確保できるような状態の設計と、あるいは予算計上の仕方ということでご理解を賜りたいと、かように思います。なお、山下の新市街地におきましても、災害公営住宅等についても30キロニュートンをサーチャージで確保しておりますので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。いや、山下の分でなくてね、今道合地区の議論をしてるんですよ。その道合地区の中で、災害公営住宅と戸建てのやつでね、全体の市街地の地耐力、その関

係の議論をしているので、その中でやはり地耐力の関係で戸建ての部分については、より安全のように30キロニュートンにすると。まあただ、やはり災害公営住宅については20キロニュートンでもいいという形の考え方が、10キロニュートン違うんですね。そういう形で考えると、まあね、より安心安全な形で地盤を考えれば、やっぱり災害公営住宅も30キロニュートンであるべきだし、そしてましてや今回ねいろいろ議論があって、2回ね議会で否決された案件でもあるというこまあ先ほど言ったように万が一地震があったときにどうするんだということにもつながっていくんで、2階建ての建物と、何回もお話ししているように、3階建ての建物とで加重が全然違うというのも、そのために杭を打つということですしけれども、杭を打たない、例えば4,900平米あるでしょう、その中でねえ、そのほかの部分についてだって、加重の関係というのは出てくると思うんですよ。多分宅地全体で、宅地の部分については全部30キロニュートンということにするんでしょうから、そういったことがきちっと今まで議会の中で説明なかったでしょうということなんです。そして、我々もきちっとこういう形でね、今回細かい資料を出していただいたので、今の議論ができるんですけども、やっぱり20キロニュートン、30キロニュートンね、やっぱりそこできちっと差があるので、災害公営住宅のより安全性を図るためには、地耐力をより強くしていくと。そのために今回は、本当は地耐力の向上のための工法として、いろいろ考えていくべきだったと思うんですけども、あと中身とすればね、今お話ししたような形で、どうしても戸建てと中層の違いがある。それを具体的に説明してくださいという話をしてるんです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。30キロニュートンのサーチャージの内容というのは、議会の中でも説明をさせていただいておるところだと思います。将来、圧密、20年後沈下するのを事前にその分を余盛りをさせていただいて、誘導するというような内容から、30キロニュートンの数値が出てきているということで、まずはご理解を賜りたいと、かように思います。坂元の道合地区におきましては、建物につきましてはくい基礎も検討しておるということで、安全性は担保されているというような観点から、議論をさせていただいております。20キロニュートンの地盤等については、通常圧密沈下が収束していると。将来、20年後数センチ下がるだろうというふうな内容は、可能性としてはありますが、その辺を加味して、補助上の最低限のものをクリアするための今回予算計上だということで、まずはご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。理解できないので、次へ、私だけ質問したってしょうがないから、次の人に質問を譲って、あといろいろ質問が出てきた後で質問させていただきたいと思えますけれども、ただ今のお話だとね、あくまでもね災害公営住宅と、その宅地のニュートンの考え方というのは、なかなか理解できないと。町で説明している資料から見ても理解できないということ指摘しておきたいと思えます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私からも何点か。私、一般質問でも少しお話しさせていただきましたけれども、被災者、本当に住民の皆さんには一日も早く落ち着いていただきたいなという思いは、私も同じです。それでですね、町の考え方ということで詳しい説明をいただきましたけれども、南側につくった場合にね、認可申請に3カ月ほど要するというようなことでね、工事進捗に深刻な影響を与えるんだと。言葉ではそういうふうになっているんですが、具体的に3カ月遅れることがもう深刻な影響なのか、まずその辺です

ね。

それと、もしそれが本当にそうであれば、それが本当に大きな問題であれば、なぜこれをもう少し早い段階で我々に示さないのか。要するに、1月の時点で産経委員会でこれを預かりまして、坂元新市街地については4回の会議を開きました。それで1月に、東日本大震災災害特別委員会のほうにですね、産経委員会としてはこういう結論でしたよという報告を出しています。それは町からいろいろな会議の中で何度もやってる間に、町からいろんな資料をいただきまして、やはり早くしなければだめだ、まだお金も余り無駄な金をかけないようにしようというようなことで、いろいろな案をいただきました。5案ほど。その中で、私たちが委員会の意見として上げたのは、5の1だったかな、3の1でしたっけ、すみません、その辺はちょっとあれですけども、要するに今の新市街地、坂元新市街地に高層ビルを建てて、それでいきましょうと。それが一番いいんじゃないですかということで、そういう報告をしてるんです。

それで、東日本にそれを2月にしたわけですね。あの今町で言われているように、本当に一刻も早く、被災された方々に落ち着いていただきたいのであれば、なぜ今なのか。まずこの大事なことだと私思うので、なぜ臨時議会なりなんなり、いろんな手法あると思いますよ。なぜ今なのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。なぜ今なのかというようなことでございますけれども、これは議員もよくおわかりのとおり、今までのこの議論、24年から議会の場で二度残念ながら道合地区での公営住宅の整備、お認めいただけなかったという経緯があるわけでございます。そういう経緯の中で、12月の地元からの排水対策の請願という動きもあったりして、議員先ほどおっしゃったように、1月ごろから2月にかけてそういうふうな動きも踏まえて、もう一度このいろんなケースを想定をする中で、この議論を深めさせていただきたいというようなことで、三度目の検討をお願いをしてきて、今日に至っているというようなことでございますので、一つの大きな流れを踏まえながら、そのタイミングを見ながらですね、状況の変化を見ながら、三度目の議論を深めさせてもらっているというようなことでございますので、なぜ今ということじゃなくて、まず全体の流れをしっかりとご理解いただいた上に、議論を深めていただければ大変ありがたいなというふうに思うところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長今お話しされたようにですね、これ残念ながら二度否決させていただいた案件です。我々も好きこのんで反対したわけではないんですよ。やはり無駄な支出をしないように、またあの時点では、やはりいろいろな津波高も相当高かったんで、危険だというようなこともあって、そんなことから二度否決させていただきました。それがね町長ね、今この町の考えとしてこういうふうにとまとめられているような、こういうふうにかかれていますよね。こういうことであれば、もう少し早い時点で我々に提示できたはずなんです。それがねいろいろな総合的などうのこうのと言われても、やはり本当に急いでいるんだと私は、一刻もそういう提案なりなんなり説明をしていたかった。それでね、今のような説明をされて、何か私らが遅らせているようなニュアンスにとられるということは、非常に私は心外ですし、ましてや産経委員会できちっとした報告を出したのに、その後の全協かな、町長さんから4名の方から今回のようなご提案をいただけたんだよと、さらにはその後に8名の方からそういう政策的にいただきましたから、今回こういうふうに出させていただきたいような趣旨のお話があった

んです。

まず、議会のあり方、委員会のあり方、まず私はこういうことを共通認識を持たないと、やはり本当にこんな大事なものを決めるときにね、しっかりと議員間の考え方を持っていないと、私はだめだと思うんですよ。これは執行部もちろん、議会に対する考え方も同じですよ。この前も言いましたけれども、やはりそういうことは慎重にやっていたかかないと議会軽視ですしね、申しわけないけれども、議決権を発揮する場がなくなりますよ、もう。数つくったんだからみたいな、例えば誤解されるような発言をされたら。その辺、町長、真剣に一生懸命やっているのであれば、逆にそういうことは私はノーだと思いますよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員の基本的なご指摘、それはそれでしっかりと受けとめさせてもらいますけれども、先ほどお答えしたように、今まで二度お認めいただけなかったということで、我々もこの問題については慎重には慎重を期してというふうな部分で、今日に至っているわけでございます。だから、そういう中で、状況の変化とですね、コストの縮減の問題でありますとか、安全性の多重防御の具体化、まあ進んできての安全性の向上面での変化がございます。それから、今ご紹介いただいたような部分も含めて、地区の方々からの排水対策についての陳情なり請願と、事態が変化してきているわけでございますから、その中で三度目の正直という言葉を使ってどうかなという部分もございましてけれども、丁寧にご説明をしなくちゃならないと、議論を深めなければならないということで、先ほど来から12月の状況、1月の委員会なり、2月の委員会等の中で、少しずついろいろなケーススタディーをしながら検討を重ねていただいて、今日に至っていると。だから、その1点が、流れ、検討の事実、これというものもぜひご理解を賜ればありがたいというふうに考えるところでございます。

9番（岩佐 豊君）まず私はとりあえずあれですから、ほかの意見のある方。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。2、3点お伺いします。先ほど資料が配布されまして、道合地区の4,900平米、そこでお伺いしたいんですけども、前のやつは8,200平米だったはずであります。これ少量になっているということは、道路があつて増えたということの認識でよろしいのかどうか、まず伺います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変申しわけございません。ちょっと確認させてください。質問の内容としては、面積が変わったということの内容でよろしいんですね。当時、先ほども説明させていただきましたが、2戸1の連棟式22戸を建てる計画でございました。さらに集会所があつたということで、面積が広うございます。今回につきましては、3階建ての中層集合住宅12戸ということで、上のほうに伸びるということで面積がずっと小さくなつてますので、そういう内容であるということでご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

1番（青田和夫君）はい。そうすると、道路の部分は含まれない。この面積だけでいいと解釈すればいいわけですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼しました。赤枠でくくった分については、開発区域ということで8,214平米、当初ですね。24年当時。今回の分についても道路の部分、要するに赤枠でくくった開発区域の面積については4,900平米であるということでございます。多分議員のご懸念の内容については、この区域外の道路はど

うなのというようなご質問だと、かように思います。それは整備区域として6,300平米を考えていますけれども、これは改良の道路部分の面積ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

1番（青田和夫君）はい。そうすると、道路も含まれているということに解釈していいわけですよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。開発区域の周辺の道路だけは含まれております。北側の部分については、整備区域には含まれておりますが、開発面積には計上されておられません。よろしくお願ひします。

1番（青田和夫君）はい、議長。そこでお伺ひします。この面積、4,900平米の中に平成25年度の9月の議会のときに、この地権者の一部を買い上げ仮契約をしたと記憶しております。その辺も含まれているのかどうか、お伺ひします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。仮契約した分についても含まれております。

1番（青田和夫君）はい。ということは、仮契約をしたということは、これがまだ決まっていないのに仮契約をしているということで理解していいんですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。仮契約したのが24年度の7月ですけども、そのときは用地代としての予算等がついておりましたので、一応仮契約というか、用地交渉に行つて仮契約をいただいたということで、まあその段階ではまだ場所はちょっと決まって…、ここを予定だったんですけども、議会の関係でここはちょっとということだったものですから、仮契約で終わっていると。それで、仮契約につきましては、そのままにしておけませんので当事者に対してはその流れと話はしております。

1番（青田和夫君）はい。そうすると、仮契約ははまだ計画はそのまま残っていると、そのように理解しますけれども。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。仮契約につきましては、一応白紙ということで当人にはお話をしております。

1番（青田和夫君）はい。今、白紙というのは初めて聞いたわけなので、私は仮契約がずっと継続されていると、そのように思っておりましたので、今聞いたわけですか。いつ白紙になったんですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。いつと言われてもはっきりあれなんですけれども、議会のほうで24年の7月に契約をしまして、その後こここの道合地区ですか、この計画が保留というか、否決という言葉思っちゃいけないんですけども、そういう状態になりまして本人のところに行きまして、こういう状態なんぞということをお話ししまして、なおその後の第2回目も保留というか否決というか、そういうふうになった段階で、今のところ白紙ということでお願ひしますということでお話はしております。

1番（青田和夫君）はい。そうすると、仮契約も何も白紙撤回されて、さらの状態だと、そのように理解していいわけですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。ただ、本人のほうにはですね、町の計画としてはそのまま計画が残っておりますので、そのときはよろしくお願ひしますということでお話はしております。

1番（青田和夫君）はい。何だか意味が全然理解しないんですけども、もう一回わかるように説明してくれますか。今、白紙ということなんで、白紙撤回されたらまっさらになっているというふうにしか私は理解できないんですけども、それが今の答弁で残っていると

言われても、何が何なんだということなんですよ。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。その仮契約分、先ほど言いましたように白紙というか、それをお願いしております。土地については、何て言えばいいのかな、そのまま白紙というか、あの本人のほうには契約は白紙ということをお願いしますということで、お願いしております。（「わかるように言ってくれ」の声あり）あくまでも、だから白紙ということをお願いしているということです。（「二転三転…」の声あり）いやいや、しておりません。何も。白紙ということで。白紙ということでお願いしていますので、はい。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、白紙と理解しました。これはまっさらの状態だと。これから交渉に当たると、そのように理解していいんですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。今議会でこの予算等が認めていただければ、新たに交渉に入るといふ形になります。

1 番（青田和夫君）はい。それ交渉に入るといふことは、4,900平米に関しましては、時間を要するかもしれないと。または、すぐに決まるかもしれないと。その辺のところを具体的にお話してください。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。すんなりいくか、時間がかかるか、これは地権者のほうに行き、お話をしてみないと、この段階では早くても遅くても回答はちょっと避けさせていただきたいということです。（「わかりました、いいです」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 2 番（佐山富崇君）はい。ちょっと道合地区だけに集中しているようでありますから、これは補正予算に対する質疑ですよ。議長、確認。

議長（阿部 均君）はい、そうです。

1 2 番（佐山富崇君）私、勘違いしてから大変だから。補正予算に対する。それで、私も整理をしたいので、地震も怖いんですが、さらに津波が怖いと身をもって体験をいたしております一人でもありますので、避難道路についてお伺いをいたします。

町では10本お願いした。その10本が8本認められた。今回は2本整備すると、まづこういうふう理解していいですか。

議長（阿部 均君）ちょっと済みません。何ページのほうですか。

1 2 番（佐山富崇君）8款2項3目ですから、附属説明書では24ページですね。予算書では17ページですね。

議長（阿部 均君）ただいまの件に関しまして、事業計画調整室長櫻井英文君。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。ただいまのご質問にお答えいたします。26年度の補正予算で計上していますのは、3月の第8回の復興交付金で認められました山下花釜線の道路の設計とですね、今回社会資本整備総合交付金の復興枠で認められました新浜諏訪原線の道路の予備設計を計上しているものでございます。これまで認められておりました3本の避難路に加えまして、先日本答えたのが鉄道と、JRの鉄道の交差部の件で3本新たに認められておりますので、その分も含めて何らかの形で8本の道路の整備が認められているというお答えをしたところでございます。以上でございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。ですから、今お伺いしたんですが、10本でしたよね。10本まづもって詳細に、1本はどこからどこまで、どの道路。2本目はここと。10本まづもってお示しいただきたい。整理したいんですよ、この際ね。できれば資料でいただければ、

なおかついいです。

議長（阿部 均君）10路線を明確に答弁願います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。まず、避難路の町の北側の大平牛橋線でございますけれども、これについてはまだ決まってないです。これは復興交付金でまだ認められておりません。

その次、南側、鷺足花釜線につきましても、復興交付金で認められてないという2本でございます。先日答弁したのは、この2本につきましては社会資本整備総合交付金の復興枠のほうにポイントを絞って、今後協議を進めていきたいというふうに思っております。

次、3本目、山下花釜線ですけれども、これは今年度補正予算でお願いしているというところがございます。この路線につきましても、路線の西側、農免道路まではですけれども、農免道路から2線堤、県道までにつきましては歩道を置かないもんですから、それについて歩道を設置するという内容でございます。これは今年度予算を認めていただければ設計に入るところでございます。

次、4本目、県道山下停車場線でございますけれども、これは県のほうで採択いただきまして、現在設計中というようなことを聞いております。

次が5本目、浅生原笠野線につきましてもですけれども、これは復興枠で認めておりまして、現在詳細設計を進めているというところがございます。

次、6本目、高瀬笠野線でございますが、これはJRの交差部について今年度補正予算を申請しているところございまして、その分が今予算計上されているというところでございます。

次、新浜諏訪原線は先ほどお話ししましたとおり、今回の補正予算で上がっております。

次、8本目、坂元停車場線なんですけれども、これは県のほうでやっていただけるということで、今内諾いただいております、今協議中というところがございます。

次が、町中浜線でございますけれども、これにつきましても今回の補正予算に当てておりまして、JRとの交差部の設計のほうを予算計上しております。

最後、10本目、上平磯線でございますけれども、これは復興交付金のほうで認められておりまして、現在予備設計を進めているというところがございます。

以上、10本でございます。

12番（佐山富崇君）はい。この辺のところお聞きしたのわかるんですが、結局は未定というか、まだ認められてないというのが、大平牛橋線、それから鷺足花釜線、この2本である。牛橋の区長さんなんか心配して来てるわけですよね。そういうふうなことからいくと、これはあとはやっぱり難しいんですか。まずもって、それだけお聞きしましょう。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。ただいまの2本の路線につきましては、復興交付金についてはなかなか難しいということを復興庁に言われております。というのは、近隣の市町村のほうで現在避難路として認められているのは、1本から2本という状況を見ますと、バランス的にどうかなというのが復興庁の視点でございます。ただ、一方で、社会資本整備総合交付金というのが町道の整備で認められるようになりましたので、その復興枠について今後ターゲットとして協議を進めていこうというふうに考えております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。よくわかりました。では、亶理町は何本認められたと言ってたんだっけ。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。資料を探しているんですが、たしか1本か2本だった、3本ですか。あ、済みません、3本です。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。そういうことであれば、おらほう8本だから、立派なものだね。と言いたいところですが、ただ、JR交差点とかちょこっとだけだよ、8本というのは。そういう意味でしょう。実際の避難道路としてのあれは、そうじゃないんだな。8本とおっしゃいますが。あと山下停車場線は県と言ったでしょう。それから坂元停車場線も県と言ったでしょう。そうすると何本だ。4本ぐらいでないか。いかがですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。おっしゃるとおり、町道に関しましては4本というところですが、山元町から県のほうに協議をお願いした結果、県道として坂元停車場線の拡幅、また山下停車場線の拡幅を県のほうでやっていただけるということを確認していただいたという状況でございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。ごもっとも。県道であろうと何であろうと、避難道路に変わりはないし、いざとなれば利用できるわけですから、よくやったと言うべきでしょうね。ここでは。それでですね、先ほど山下花釜線については、農免道路まで歩道があるから、その下みたいなお話だったですね。農免道路までは歩道があるから、その下なんだというようなお話に伺ったんですが、私どもといたしましては、利用する立場、浜通りの避難者になる立場の者からすれば、そこはいいですよ、まずもって。一番は、旧6号線と新6号線バイパス、あれをいかに乗り越えるかが問題。あそこに歩道を欲しいんですよ。そこなんです、まずもって。その辺はどういうふうな設計屋に頼んでいるのかな、委託させるつもりでいるのかな。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。すみません、ご確認させていただきたいのは、山下花釜線の国道6号の……。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまお話のございました旧国道から国道までの間というお話でございますが、現在のところ町道2車線あるうちに歩道部分は特定されたものはございませんけれども、排水路の上部を利用して歩車道境界ブロックを設置して分離しているような（発言する者あり）、済みません、道路に沿った排水路がございまして、そこに歩車道境界ブロックを設置しまして、歩道等の確保を行っておりますが、小学校のほうに通じる交差点部分ですね、こちらにつきまして亶理警察署さんともいろいろと協議をさせていただいておりますが、まだ協議継続中で、現段階では計画が定まっておられません。

12番（佐山富崇君）はい。側溝の上にふたかけてるから、あそこ歩いてるからいいんだと、こういうお話だね、今の話は、端的に言うと。これを歩道がわりにしてるから。それじゃあだめだと私は思うんだよね。側溝のふたは側溝のふたですよ、あくまで。

それから、この説明書で見ると1.4キロとなっているということは、1.4キロということはあの捷水路、農免道路の捷水路から旧花釜生活センターまで1.4キロということですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。1.4キロの根拠なんですけれども、農免道路から県道の第2線堤相馬亶理線までの距離でございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。結構でございます。旧生活センターのあそこにあったわけですから。あれで1.4キロですかね。それを端的に言うと、歩道の整備ということになるんですか。現在何メートル、9メートル50となっているんですね。整備が9メートル半というかな。幅9メートル50と。9.5メートル、延長はもちろん今おっしゃったように1.4キロ。歩道の整備だけになるんですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。基本的にはそのとおりでございます。歩道の設置ということでございます。幅は2.5メートルでございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そうすると、新浜諏訪原線、これも歩道だけできるわけですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。新浜諏訪原線につきましては、これにつきましても歩道の設置2.5メートルを考えております。また、一部新設道路というものを考えております。以上です

12番（佐山富崇君）はい。歩道の整備だけで避難路と言えるのでしょうか。その辺ちょっと、復興庁との考え方の違いなんでしょうけれども、私らと復興庁あたりと、歩道を整備されれば避難道ができたというふうに理解できるんでしょうか。いかなるものでしょう。私は車幅も車道も広くならなければだめでないのと、いざとなったら片側2車線くらいにならなかつたらだめでないと思うんですけれども、歩道の整備で避難道路としてよしとするという根拠は何なんでしょうね。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。避難道を考える場合、基本的に歩いて避難されるということの基本を考えておりますので、歩道の設置ということをもまず第一に考えて整備をお願いしているというところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。歩いて逃げるのを基本とするということですが、先日の、過日の避難訓練でも、車で逃げる訓練をしたんですよね。その辺のところから言うと、余りにも矛盾した話、そしてまた石巻なんかもきょうも朝ラジオでも聞いたんですが、車で逃げることもよしとしなきゃだめだというような話になっているようですし、その辺、町の地形なりなんりの状況から見ても、本町の場合、特に山下地区なんかはね4キロくらい走らないと高台には行かないわけですよ、海岸線から。だから、歩いて避難するのが基本だとおっしゃられると、ちょっと心配になってくるので、その辺あえてまたお伺いしたいです。

議長（阿部 均君）事業計画調整室長櫻井英文君、何か声が聞こえないという部分もありますので、はっきりと答弁願います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。ちょっと言葉足らずで申しわけございません。基本的にあの避難路10本は、山元町は縦に10キロということで、1キロ間隔で避難路として今考えております。というのは、まず500メートルを歩けば避難路にまず行けるということです。避難道に行きまして、歩道を歩きながら、その途中で車が来られたのに乗って、高台まで逃げるということを考えておりますので、まず歩道の整備ということを考えているというところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。ちょっと違うんでないかな。ということであればですよ、東西の避難道がありますね。南北の肋骨になる部分に歩道をつくらないとだめでないの、かえって。今のお話からいうと。500メートル逃げて車に乗せてもらおうと、こういうお話でしたよね。今のお話からいうと。1キロごとに避難道路つくるんだというお話でしょう。そうすると、おっしゃるのはわかるんです。確かに1キロごとにつくれば、500メー

ル逃げれば、真ん中の人でも避難道に出ます。だから、逆にその肋骨になる南北の道路が歩道がないとだめなんじゃないでしょうかと思うんです。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。今のご質問ですと、避難道までに行くために歩道が必要でないかというお話でしょうか。

1 2 番（佐山富崇君）はい。もとの職員、答えろ、地形を。何で教えてけねのや。課長、かわいそうでねえか。町に来たばかんで、町の地形なり状況がわかんないんだべ。まちづくり課長なり整備課長、教えてやってけろ、どいなんだって。

議長（阿部 均君）執行部から休憩の申し入れがあります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時40分といたします。

午後4時32分 休憩

午後4時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。東西に避難路を計画した場合の南北方向の歩道というご質問でございましたが、現在農免農道のほうに歩道が南北にございます。それから、坂元地区につきましては、今後整備される県道によりまして、南北方向の歩道が確保されます。現在のところは以上でございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。全くそのとおりですよ。それは現状をお話しになったんだろうと思うんだよ。ですから、そういう観点からいくなれば、端的に言えばまちづくり整備課長の東の道路あるでしょう。わかりやすくあなたの自宅の東の道路、あそこにも歩道をつくらなきゃならないんじゃないですかということをおれは言いたい。歩道の整備が、走って避難道路まで出て、避難道路に行って車に乗せてもらって避難するんだというお話であれば。あるところはわかる。あるところはいいの。ないところをつくらなきゃならないでしょうということをおれは言っている。いかがですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。先ほど事業計画調整室の櫻井室長からお話ございましたが、計画されております10路線のうち、8路線につきまして歩道計画等も持っておりますので、ただいまお話ございました山下花釜線につきましても、農免農道から県道まで歩道を計画してまいるという予定でございます。

議長（阿部 均君）違うの、肋骨道路の件を言ってるの。横に走る部分を質問してるんだよ。いいですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。失礼いたしました。

南北に走る道路につきましては、町道で現在歩道整備されておりますのが、町道4号花釜牛橋線がございまして、それに付随した道路等につきましては一定の規模の事業費が必要となりますことから、これから道路計画をつくってまいりたいと思います。以上でございます。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

1 2 番（佐山富崇君）はい。ここでつくれ、つくれと言ったって、そう簡単にはお金もかかることと言えないことだとは思いますが、視点を変えましょう。花釜牛橋で約530戸から

550戸をもう修理して現に生活しているわけですよ。そういうことから言ったら、今回の補正で山下花釜線が県道からずっと歩道ができると、この予算がつくんだと、整備が委託費としてね、結構なことだと思うんですが、やっぱり大平牛橋線ですよ。これはやっぱり整備しないと、先ほど室長の話では、社会資本整備の関係からの予算は持ってこれるというお話がありました。可能性としてはあるんでしょうが、可能性だけではだめなんですよ。また可能性だけであれば、サッカーもまだ可能性は残ってるんですけども、それだけではだめなんですよ。可能性大でなければいけないと思うんですよ。牛橋の区長さん、朝から来てるんだ。その辺を考えて、これは可能性大でいけますか。これ町長に聞きたいんだわな。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町道大平牛橋線の整備の関係でございますけれども、先ほど担当室長からもお答えさせていただきましたように、社会資本整備交付金というものの活用がございますので、そういうものを念頭にこの路線の位置づけ、重要性というふうなものに照らし合わせた整備を今後進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、枠がですね、非常にきつところがございますけれども、やはりここは町としての重要性というものを関係方面に強くアピールをしていく中で、一日も早い交付金の確保というものにこぎつけてまいりたいというふうに考えるところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。もう少し力強くご返答をいただきましたかったんですが、何か枠が小さいというちょっとさみしいようなお話もありました。何とか大平牛橋線は避難道路として完成させるように、予算はどういう形で持ってくるかは別としましてね。そうでないと大変だ、牛橋の方々。

それでは、次に移りましょう。説明書では15ページ、額は小さいんでありますが、農業振興費、振興費全体で言えば結構ありますがね。特に聞きたいのは、この中間管理機構受託事業というやつですね。これ27万5,000円。ほんの微々たる枠ですね。私はこの事業内容にありますとおりね、農地相談の窓口、あるいは情報発信、それから出し手受け手との交渉、調整、貸借契約締結の補助、農地利用配分計画案の作成など、これが一番これから大事になってくると思うんですよ。これの成功が東部の基盤整備の成功にも結びつく。これをきっちりやるという方向でないと、基盤整備だけしたって受け手がない。あるいは貸し手もうようよているというような状態では、東部地区の農業の復興はないし、さらには町の本格的な復興はなし得ないと。

まず津波で、海の底になったところを早く、それこそ町長の常におっしゃるのは、北海道並みの畑作農業と、こういうおっしゃり方をしたのをお聞きしたことがあります、北海道並みじゃだめなんですよ。北海道より進まなければだめだ。北海道と同じなら、北海道に行って見さ行くんだから。何、山元町のあの東部というのは、まるっきり違うと。世界に例を見ないのではないかというような農業復興をさせないとだめなんです。私は、これは一番これから大事なことだと思う。町長は集団移転問題ではかなり力が入って、もちろん仮設でお暮らしになったりしてご苦労なさっている方々がいらっしゃるわけですから、早く自宅に入っていただくということは考えるのは一番だとは思いますが、本当の町の復興がなったかならないかは、東部地区の復興が本当にでき上がったかどうかだと、私は思います。これが一番心配だし、大事なことだと思います。

国も復興住宅を建てるぐらいまでは頑張っ金をよこすでしょう。オリンピックのパラリンピックのとなったら、金よこさないんだから、巾着締めて。そんなときからの間

題です。私、思うのは。いかに東部地区の復興をなし遂げるか。2期目の町政運営を任された齋藤町長でありますので、その辺は少なくとも計画をきっちり立てていって、間違いない方向に持っていってもらいたい。災害公営住宅とか集団移転だけだったら、どなたでもやらざるを得ないし、やるんだろうと思う。その後です。一番心配なのは。その辺の町長のお考えをお聞きしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まずあの、この農地の中間管理機構の果たす役割ですね、重要性、これは議員ご指摘のとおりでございますので、これの活用をしっかりとしていかなければならないというふうに考えてございますし、後段の東部地区の農地整備、私もかねがね議員ご指摘のような目標の姿勢をですね、これまで披瀝してきたところでございます。まずは住まいの再建、なりわいの再建というふうなわけで、名実ともに本町の復興をですね確認できる場面としては、この東部地区をいかに生きた形での土地利用を実現するかというようなことにかかっているというふうに思っております。そういうふうな意味合いも込めて、今回の組織なり人事異動というふうなことも、相当程度対応させていただいたところでございますので、議員ご指摘のような方向で今後ともしっかりと対応していきたいというふうに考えるところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。力強いお話をいただきまして、安心をいたします。農業振興なり農業問題につきましては、逐一質疑をしたいところでございますけれども、まだまだ質疑する方がいらっしゃるでしょうから、私はまずもって1回目終わりにしたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろ同僚議員から質問がありましたが、重複しない部分で2点だけ質問させていただきます。

予算書の15ページの一番上、附属資料の9ページになりますか、4款衛生費清掃費2項清掃費、そのうちの7目清掃復興推進費ということで3,300万円。右側備考の一番上の合併処理浄化槽設置工事、これは3,200万円ありますが、この内訳16基と附属説明書にありますか、これはどここの16個なんですか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。今回の補正でございますが、東日本大震災によりまして磯地区においてですね、農業集落排水施設が被災しております。その処理場にかわるものとして、合併浄化槽を設置するための工事費でございます。よろしく願いいたします。

2番（岩佐哲也君）はい。磯地区ということで了解しました。実は昨日、磯地区の役員に会いまして、たまたま十何名が市と交渉してもなかなか結論が出ないんだということで、どうなってるのかひとつという話がありまして取り上げたんですが、これは既定予算額が1,500万円、これプラス今回3,200万円ということで、これから単純にしますと16基プラス8基ぐらいだろうと、単純計算しますとね。そうすると、これは今磯地区ということですが、ほかの例えば笠野であるとか、花釜とか、牛橋とか、そういった部分での要望というか、そういったものはなくて、これで完全に終わるんでしょうか。それともまだ可能性があるということなんですか、それをお尋ねします。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。今回補正しましたのは、磯地区でございますが、平成25年の12月に補正しております。それで、説明会等を2回開いておりますが、中浜と磯の方、1人ずつ2基設置終わっておりますが、25年度予算では執行できなかったものですから、今回とりあえず16基を補正しまして、その後あと残り分を説明会が終

わった後に再度補正する考えであります。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。磯地区の方は、今度結論を町のほうからいただくということで喜んでおられると思いますが、そのほかの地区でこういう要望でまだ未解決といいますか、未処理といいますか、予算計上になっていないのはあるのかどうかという、全体でこういう問題が全部解決するのかということ、今回解決するのかということをお尋ねしています。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。今回、被災したのは中浜農集排と磯農集排が処理場が被災しております。それで、中浜処理区については1名の方だったので、その方はもう設置しておりますので、残るのは磯地区というふうなことでございます。笠野地区については公共下水道なので、公共下水道のほうの使用になっておりますので、この合併浄化槽については設置ということはないということでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、今回これで浄化槽の問題は全部解決するというふうに理解しまして、次の質問に入りますが、予算書の14ページ、4款1項11目放射能除染対策費ということで、今回460万円計上になっておりますが、これはこのうちの180万円が放射能測定費ということで、それ以外の300万円近い金額が通学路放射能除染委託料ということですが、これはまだまだ、本来ならば通学路はもうとっくに終わっていただかなければならないんですが、まだまだこういう状態の部分が残っているということなんですか。それとも全部これで完了ということなのか。除染に関して。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。通学路の除染対策につきましては、本年26年度当初予算でお認めをいただいております予算で、今後発注をしてまいります。今回計上させていただきました部分につきましては、県道の角田山元線の部分ということで、この部分を追加で発注してまいりたいと考えておるところでございます。こちらは県と協議する中で、県道も町の除染と一緒に効果的に実施していただきたいということから、今回計上させていただきました。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。いわゆる子供たちの通学路、まあ公園とか何かは終わったというのはあれですが、学校関係も終わったと。通学路に関して、これで全部町内の心配なところは全部、あるいは放射線量の高いところは全部、今回の除染で完了するんですかという確認なんですけど、その辺の返事をお願いしたい。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。除染対象区域の中での通学路につきましては、今年度発注で全線が終了いたします。また、今後ですね、ホットスポット等による調査等を行いまして、そういうものが発生した場合には、追加で除染を行っていく考えであります。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。まあ、あのホットスポット、高いところは今後やっていただくということで了解しましたが、この附属説明書の中の②に入っています放射線除染業務50カ所とあるんですが、これは先ほど県道角田線ということで、これはぽつぽつぽつとやるんですか。それともその通学路両サイド全部やるということなんですか。50カ所という特定はどういう意味で特定になっているんでしょうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。角田山元線の県道沿いを対象に、この3.39キロの延長の中で、そういった基準を超える箇所があれば、除染していくという計画で50カ所を想定で計上させていただいております。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。そうしますと、これから測定をして除染の箇所を決めるということで、今まで測定をどんなふうに行っていたのかということになるんですが、なくなりますの

で、とにかく子供たち、特に安心して通学できるような状態に至急、全町チェックしていただいて、大至急除染は最優先でやっていただきたいと思います。そういうことで質問は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。説明書の22ページでございます。道路改良事業の中で、工事が2路線となっておりますが、その中で鷺足花釜線、この道路改良事業の中身について伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。予算附属資料の22ページに記載させていただいておりますが、鷺足花釜線の一部改良を計画しております。国道から常磐自動車道と立体交差する箇所から東にかけまして、100メートルほど計画をしております。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。国道から東へ100メートルということで、これは前々から議会で、いわゆるひょうたん道路の解消ということで、それに今回あるいは該当するのかなと、そのひょうたん道路の解消に。今の説明ではそこまではいかないようではすけれども、町長、何回もこれ申し上げていますが、歩道がないために、いろいろな地権者の絡みもあると思いますけれども、歩道がなく狭い箇所がある。それでひょうたん道路と言われてはいますが、現在も災害復旧の工事車両がもう連日行き交っておりますので、そういった事故防止の意味からも早急に引き続き、この道路改良を行うべきだと思いますけれども、今後の予定について伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。先ほどのご説明で舌足らずな面がございまして、大変失礼いたしました。未改良区間を、鷺足花釜線の歩道が未設置の区間を、今予算計上いたしました中で整備をしております。ただいま議員さんからお話ありましたひょうたん道路という路線につきまして、改良をしていきたいと考えておるところでございます。

8番（佐藤智之君）はい。では、その件については了解をいたしました。

次に、説明書の23ページ、常磐線復旧に関する関連道路改良事業、後ろの地図にその内容を若干説明もありませんけれども、例えば高瀬笠野線、これはアンダーパスとなっておりますけれども、改めて坂元中学校線あるいは町中浜線のその改良の状況について伺います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。それでは、最初、坂元中学校線ですけれども、坂元中学校線につきましては、鉄道線路の上を往来すると。それで、現在坂元ドライブインというんですか、旧中浜上平に入っている、あそこから中学校へ行く中学校線というのがあるんですけれども、そのところから若干ホテルアジアというところがあるんですけれども、それを乗り越して北側に大きく膨らんで、中学校側に今おりにいたんですけれども、そこを角度がきつくなるので、そこから真っすぐなだらかな緩やかな計画で、坂元中学校のほうにおりにいくと、そういうふうな形になります。ですから、そこは鉄道は道路の下ということになります。

続いて、町中浜線ですけれども、町中浜線につきましては皆さんご存じと思うので、中浜小学校から上ってきまして、農道を通り越しますと、両方山に挟まれて細くなっているところがありますね。その手前が幾らか右カーブになるんですけれども、その右カーブに入る手前から、現道のやつでは高さ等が通れなくなるので、この南側に農免道路が

あります。それを活用して鉄道の高架の下を改良でもっていくと。この高さが道路高から高架橋の車の往来する部分が4.7メートルと、その確保で計画を組んでおります。以上です。

8番（佐藤智之君）はい。今、回答いただいた箇所、私の記憶では、坂元中学校線あるいは町中浜線、当初鉄道が高架ではなかったのかどうか。これは私の記憶違いかどうかあれですけども、その辺ちょっと確認したいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。ただいま説明した分については、当初からの計画でございます。高瀬笠野線もこの3本については、当初からでございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。予算書の11ページ、2款1項7目情報管理費のマイナンバー制度に關係の質問を行います。

まあ全体として、導入について説明を受けたわけですが、まだ理解できない部分がありますので、確認したいと思います。これは国の制度として導入されるものということではあります。一つは我々の情報のどこまでの情報がその対象になっているのか、確認したいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。マイナンバー制度の部分についてなんですけれども、基本的に行政が保有する情報ということになります。それで、法律の中で定められているのは、社会保障の關係、中身的には給付の關係、それからあとはですね、税の關係ということで、所得の關係ですね。そういったものが情報としてはターゲットになってくるということでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。そして、その情報は誰が管理するんですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。情報自体は、どこか一つにその個人情報を集約するところが設けられるわけではなくて、基本的には今管理している機関で管理をします。ただ、その情報が使いたいときにすぐに使えるように、それを関連づけするというような概念で考えていただければと思います。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。よくわからないんですけども、この情報は、では誰が使ってもいいんですか。国から県からという意味なんだけれども。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。誰が使ってもいいということではなくてですね、今のところ法律の中で定められた業務に使うということになりますので、その情報を欲している、基本的には行政機関ということになるかと思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。基本的には行政機関というのは、これは山元町だったら山元町が管理する。では、その際、その管理、山元町がどうだということではないんですけど、よく出てくるのは、情報の流出とかなんとかということがたびたび問題にされているようなんですけど、その辺の対応については大丈夫なんですか。私の情報は誰にも漏れないということで確信してよろしいのかどうか、お伺いいたします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。これは我々のほうも国の制度にのっとってやるということで、申しわけないですが、今のところは伝聞情報ということではあるんですけど、そこは当然デメリットとして情報の漏洩とか、個人のプライバシーが侵害されるのではないかという話があるわけなんですけど、そこについては先ほども申し上げたように、個人情報を1カ所に集約する形をとらないというようなことにより、対応するというのを聞いております。なおですね、当然今後町のほうでもこういった制度を導入していくに当

たりまして、そういった個人情報の漏洩、管理という部分については最重要課題と考えておりますので、そういったところを遺漏のないように対応してまいりたいとは考えております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。今回のこの提案されている内容については、そういう作業をするために必要なセットをしておくという理解でいいですか。実際にそれをその機械でもって実施に至るのは、まだこの時期ではないということ。それが多分にその予定、一番下の予算、主な日程というあたりの時期ということになるというような受けとめ方でいいですか。そのときまで今言ったような諸問題について、明確に答えられるようにしていただきたい。ただ、1年後あなたがいるかどうかわからないけれども。こんなの余計なことだね。

次に、いろいろ問題となっております17ページですか、道合地区の件についてなんですが、先ほど来、あとこれまで一般質問等々でいろいろな問題、課題が示されたのかなというふうに受けとめたわけですが、先ほどの岩佐 豊議員の提案するに至った経緯について、とりあえず簡単に確認したいと思います。

先ほどの説明の中でも、去年の12月のころに産建教育常任委員会に構想を示してまあ依頼したというんだが、まずその常任委員会の中でその5案に対して4回も検討して、出された経緯から今日提案するに至った経緯について、整理的にお伺いいたします。どのような流れで提案するに至ったのか。町長です。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。経緯につきましては、先ほど岩佐議員にもお話をさせていただいたとおりでございます。（「いいわ、いいわ、とおりでったら」の声あり）

6 番（遠藤龍之君）はい。そこで、まず先ほどの議論を見てみましても疑問に残ったのが、私もやっぱり2月27日から5月29日の間、何があったのか。どのような検討がなされたのか。まず検討なされていたということであるならば、その検討内容についてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。1月から2月にかけての議会での議論、いろいろしていただきました。まあその中では、議会の意向を踏まえて、複数の代案をお示しをして議論していただいたわけでございますけれども、今ご指摘の2月27日の特別委員会、この議論が進展していなかったというふうなことがあったわけございましたので、町としては3月議会なり、町長選というふうないろいろな議会日程、政治日程もございましたけれども、待ち望んでいる住民の方々に早くこの問題を整理して、結論を出していきたいというふうなことで、先ほど来ご紹介しているように、例えば一つの検討としては中層住宅というふうなこれまでの議会での議論をしていただいた中の一つの代案がございましたので、それについての意向調査なども進めさせていただいたというふうなこと、そういう中でこのことも踏まえながら、ではしからばどういうふうな検討が可能なのかというようなことを、いろいろと今日お示したような内容を詰めてきたと、そういう状況がございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。意向調査というのはいつころなされて、どのような内容の結果となったのか、お伺いいたします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。意向調査ですけれども、新坂元駅周辺地区の災害公営住宅の中層集合タイプに関する意向調査というものを行ってございます。調査のほうですけれども、3月の14日から3月24日、そしてその後、電話等でも追跡調査はしており

ますけれども、こちら災害公営住宅で意向を出されていた64世帯の方々に対しまして、中層集合住宅、こちらについてもともとそういう中層タイプの意向があったものですから、そちらを仮に整備する場合に、希望されるかどうかといった部分の意向調査を行ってございます。そのアンケートの調査の内容ですけれども、3つの選択肢、希望する・入居してもよい・希望しないというような形で、64世帯の方々には郵送でお送りしまして、この結果をいただいたというような内容でございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。そして、そういう調査をしたと。中層のアパートに入ってもいいよというような、そういう結果と受けとめました。それがそのころあったということなんです。そういう仕事はしていたというのわかりました。しかしながら、また戻りますと、2月27日の結果がどうだったのか。そこで受けとめたのは、我々が受けとめたのは、その5つの案あるいは3つの案の中の、最終的に産建教育常任委員会で再三にわたって、4回にもわたって検討された結果、新市街地内に今言った中高層のものを建てるというその案で、それが最終結論というようなことを受けて、そういうことでのいくのかなと我々は受けとめていました。それが議会の意思ということになったのかなと。あの2月27日に。誰もそういう意味で大きなあれはありませんでしたから、そういうことだったのかなという受けとめ方だったんですが、流れを見てみますと、これが5月29日にいきなりこういうクーデターの、こういう内容のものでやると。しかも、その際の説明では、4人の政策提言があったということで、それが議会の意思として受けとめたということで提案するに至った、という説明を町長はされたわけですよ。それについてはもろもろ意見、議論があって、その件については引っ込めたといいますか、その表現はなくなったような、ちょっと曖昧な形だったんですが、そういった意味での謝罪はあったと。それで済んだのかなと思ったら、今度は8人の署名入りの政策提言があったということで、6月5日に、1週間後ですね、改めて同じ内容の提案をされたということなんです。そういう受けとめ方でよろしいでしょうか。この経緯として。

町長（齋藤俊夫君）はい。経緯としては、今議員おっしゃられたとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうしますとね、ということであるならば、これが事実なんです。私たち、その内容について十分な議論をする場が与えられていないんです。そういうことがあって、多分先ほど来出ていますいろいろな疑問が出てきているのかなということだと思んですが、そういうことで、その私たちははっきり言いますと、その政策提言書の内容すら知らされていないんです。それできょう提出されて、これをどう判断しろと言われるのか、非常に私は理解に苦しむ。と思います。そこで、時間もありますので、その政策提言書なるものを、もう提案しているんですから我々に示していただきたいと思んですが、その点を要求します。その署名入りのですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。政策提言書なるものは、これは私に対する個人的に頂戴した内容でございますので、私としてはそういうものも一定程度参考にしながらご説明しているように、この新市街地の問題、そして道合地区の問題、これを同時並行的に負担の少ない形でという判断をさせていただいているところでございますので、それを議会のほうにお出しするというふうなことにはならないというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。個人的なものを提案されて、しかしこの間、町長は公式な場で4人の政策提言があったから提案するに至ったと。さらに今度は8人の署名捺印の政策提言があったから、これに揺り動かされて提案したんだということを明快に言ってるんですよ。

そして、きょうのこの示された資料にもこういう提案があって、提案された。これは本当にその政策提言書がもし個人的に受け取ったものというのであるならば、その背景、その提案するに至った大きな要因にはならないんですね。そして、本当にこれ個人的な文書なんですか。私は受けとめて、大きな要因としたということなら、これはもう立派な公文書だと思うんですが、そういう扱いはされていませんか。公文書の扱いはされていませんか、この政策提言書。

町長（齋藤俊夫君）はい。公文書の扱いはしておりません。私はあくまでも議員の有志の方々から、こういうふうな方向でというふうなアドバイスをもらったと、ご意見をもらったというような形でご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。であるならば、もっとそうなんです、ではそういった文書、私たちはその内容を知らされていないんですよ。町長とその8人の方は、その内容について十分わかっているから、いろいろ判断の大きな材料となるかもわかりませんが、私たちはそれを知らない。全く私なんて内容については見せられていません。見せられていないというのかな、読み取っていない。これはそういう提言があったから提案をしたんだと、力強い8人もの署名のあったから提案したと、そういうことも言われましたよね、公の場でね。これは立派な公文書扱いですよ。それを公文書扱いにしないなんていうのは、これまたそれはそれで大変問題になるかと思いますが、その辺の扱いについてはどうなんでしょうか、総務課長。

総務課長（島田忠哉君）はい。町長個人に対する提案というふうなことの受けとめ方でいった場合には、公文書に当たるかどうかという部分については、明快にこうだというふうにはなかなか言い切れないものがあるのではないかというふうに感じております。

6番（遠藤龍之君）はい。それ、ハンコとか押してないですか。よく、四角の箱があって、そこにハンコをそれぞれ、読んだ読まないというハンコ。

議長（阿部均君）決裁ですね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。その文書そのものについては、私どものほうで周知しておりませんので、したがって決裁等は受けていないというようなことをございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、全く根拠のない話になりますね。町長が幾ら個人的なものなんだから、個人的なところで納めておいてくれればいいのに、わざわざこういう公の場に出してくるもんだから、複雑になってくるんですよ。全くその8人ものというのは、一切根拠ありませんからね。そこに影響を受けて、そういう提言があったから、8人ものあったから、私は提案したんだということを、この間強調しているわけですからね、町長はね。すると、今の話ではそれはもう全く根拠のないものということになるんですよ。そうすると、その提案する根拠というのも崩れてくるということになると思います。なります。

そして、それは置いておいて、そういうね、だから我々も調査する期間がないんです。時間ないんですよ。きょうだって、きょう改めてこういう資料を出されてきた。そして、この資料すらまだ理解されない不十分の中で、今議論が進んでいるわけです。そういうことなんですよ。それから、これもきょうせつかくあるのに、きょう初めてここで出された。今、正直言って、そのニュートンとかなんとかというのを今ここで説明されても、この資料を出されても、私個人はこれで判断しろといっても、なかなか判断つきません。この重要な問題を。そういったこの資料の提出について、町長、どう思われますか。本

当にこの議論を大切にしていると、真剣に進めているということであるならば、こういう資料があるならば、もう29日に出してきててもよい。これなんか特にね。そして、十分な説明もしてもらわなくてはならない。これまでの資料の提出も、申しわけ程度に資料を出して、その資料の説明も十分でないから、我々も理解不十分。こちらの理解不足というか、理解能力がないという部分があるかも知れませんが、であるならばなおのこと、わかるような、こういう問題はお互い理解、同じ土俵の上で同じ共通理解の中で判断するというようなことが必要になってくるかと思うんですが、その辺の作業を全くこの間されていない。もう19日に、その4人の人があった。そして、それにもう飛びつくかのように、あるいはこれは私の勝手な推測ですから、あるいはそういうふうにして、その19日のものをもらって、29日にはもう早速、立派な、内容にしても出してきたんですよ。こんな分厚い公募ね、もうその4人のあれです。応募の主ですか。新山下に、それが6月5日に示されたわけなんですけど、そこにはもう既にそうありき、道合地区がこのような状況で建つと、建てるというような内容になっているんですよ。もう全く議論のないままに、そういうことが進められている。我々責任を持って、そういう中でこの問題に結論を出すというのは、なかなか難しいと思うんですが、その辺の受けとめ方、町長、どう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもこの議論の経緯、経過をお話しさせていただきましたが、一部そのきょうの段階でお話をさせていただいた部分もあろうかというふうに思いますけれども、これまでの議論の経緯を一つ一つ思い出していただきますと、新市街地東側のエリアで、できるだけ完結するような方法ということでのケーススタディーもいろいろやってきました。その都度必要な資料を整えさせていただいて、ご説明をし、意見交換をさせてもらいましたし、また一方では道合地区の排水対策、これも議会のほうでの請願が採択されているというようなこと、この辺も踏まえた状況の変化、推移というようなこともですね十分に踏まえていただいて、議員の、我々も執行部も早く被災者の方の立場で、あるいは地元の皆さんの立場での結論を導き出すそろそろタイミングだと、そういう中でも一定の議員の方々からも同趣旨のお話も、提言も頂戴してきているというふうな状況がございますので、相当程度この問題については議論を深めさせていただいてきているというふうに思うところでございます。この問題に限らずですね、いろんな問題がございますけれども、どうしても被災者の立場で一日も早い住宅団地の整備、提供、入居と、そういうことを考えた場合に、一定のタイミングでこの問題を整理していきませんと、なかなか時間だけが過ぎていくというふうなことになるので、私としても非常に問題になりますので、ぜひひとつこれまでの経緯経過をご理解いただく中で、ご理解を賜りたいというふうに考えるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ご理解をいただきたい、理解したいがためにいろいろ要求というか、同じ共通理解のもとで一緒に考えましょうとやってるんですよ。それに対して、町長のほうは突然こういうものを出してくるとか、議論もなしに、前触れもなく出してくるとか、そして出してきたのはいいけれども、出されてきたものが十分な内容で審議されるような状況もつくっていただかなければならない。そして、そういうこともなくして、とにかく決めてけろ、決めてけろという、しかも一番最初に言うのは、震災で一日も早く、それは町長だけでなく、私たちもそう思うから、こういう場でお互いに協力しながらね、そして共通理解のもとに進んでいきたいと思いますというのを、これまでも再三に

わたって言っているのが、そういった手法でとにかく進める。そういう話をする、またあいつだから、確認したいのは、その政策提言書を示されたとき、町長は喜んでというとおかしいけれども、どういうことで受けとめたのか。といいますのは、本当はそういう人たち、その4人の方がどういう方々が持っていったのか、それもわかんないんですけども、というのは、産建教育常任委員会で再三にわたって検討したその結果があったんですよ。しかし、その政策提案ももらって、提言をもらって、こういう道合に決めたということですから、内容はその産建教育常任委員会で決めた内容とは違うものだと思います。これは見せられてませんからわかりませんが。

そうした際に、今度議会がどうなのかということなんですね。産建教育常任委員会で再三にわたって時間をかけて、そしてその結果を出した。もしそれを受けたときに、町長さんは個人的に受けたということだから、だったらなおのこと、たしなめるといっておかしいんですけども、町の対応として、これは私に直接持ってくるんじゃなくて、まずは産建教育常任委員会に差し返して、そこで議論して、産建教育常任委員会として出してきたほうがいいんじゃないのと、そうすると角が立たないで丸くおさまるところにおさまるんでないのというようなこととかを、町長として言えなかったのかどうか、その辺の。だっておかしいよね。だから、示してほしいということなんだけれども、誰々が持っていったのかというのを示してほしいと思うんだけど。その辺道義的にとか何的にとか、そういう言葉、私よくわからないんですけども、時間をかけて責任あるところをつくったんですよ。結論出したんですよ。そして、もしそうだったら、みんなでもう一回検討して、そして持ってきたらいいんでないかやというくらいことは、言えなかったのかどうか。言えなかったのかどうかだけを質問します。確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。産建委員会で一定の議論があったと。そしてまたそれが特別委員会の中でも、そういうふうな委員会の議論の方向性というものもお聞かせをいただいております。ただ、特別委員会として結論を出している、議会全体として結論を出しているというふうな場面ではないことも確かでございます。ですから、町としては、先ほど来ご説明しているような状況の変化、そしてまたいろいろ議論していただいた中で、議員の方々からも一定程度の思いというものも感じるものもございますので、いろいろなものを総合的に判断した中で、このタイミングで予算を提案をさせていただいて、この議会の場で最終的な結論を頂戴できればありがたいというような思いでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういうことを聞いたわけでないんですが、特別委員会でどうのこうのと聞きますけれども、これいつも同じ手法なんですよ。中途半端に提起して、これを結論を出してくれというようなことを、逆に執行部のほうからそういった対応はこれまでありましたか。

町長（齋藤俊夫君）はい。特別委員会の位置づけ、この性格というものも議会のほうからもいろいろと言われているわけございまして、ここは結論を出すまでではないと。いろいろと議論を深める場だというふうなことで、これまでも対応をさせていただいてきてるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そしたら、さっきの話おかしんでないの。特別委員会でどうのこうのというのは。まあ、いい。それは。それはって、それも問題ということを指摘しておきます。

それから、その前にさっき気づいたことなんですが、この説明資料、総事業費が5億

4, 800万ですよね。そして、今回債務負担行為で出てるのが5億4, 800万、あ
4億、1億何ぼだからね。それ一つ確認します。それはこの5億4, 000万と同じ性
格の内容のものなのかどうか、確認。4億1, 500万ね。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。遠藤議員のご質問の中身ですが、附属資料の26ページ
の総事業費の5億4, 800万円余りというものの中身ということではよろしかったで
しょうか。こちらのほうにつきましては、追加でお配りさせていただきました資料、A4
版の2枚目のほうをご覧くださいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。私が確認したかったのは、この債務負担行為の4億1, 500万、今
回、それにつながるものなのかという確認だけです。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。そのとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この総事業費の根拠といいますか、積算といいますか、というのはど
うなるのか。今この時期で、もうこういう正確な数字が出ているわけですが、どんな積
算根拠になっているのか。といいますのは、先ほどの説明の中でまず細部にわたって何
もしていない、構造も決まってないというような説明があったんですが、どうしてこの
総事業費が出てくるのかね。そして、その総事業費いいんです。いいんですって、よく
もないんですが、これが債務負担行為でもう拘束されてしまう、これを認めてしまうと。
我々は。総事業費を認めるんだからわ。そんなに正確でないこの総事業費を認めてしま
うという形になるのね。そうすると、今後これを認めてしまうと、何か問題があったと
きに、我々は手出しできないというようなことを懸念するんですが、そういうことはな
いんでしょうか。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。予算の積算のところの内容ということだと思いますが、
まず建築の管理業務等につきましては、災害公営住宅に伴う設計基準等がございますの
で、基本的には補助基準の中で設計と工事費を積算しているような状況になってござい
ます。その中には、特殊工事ということで先ほどもご説明をいたしました杭工事の一部
も想定した上での補助申請の中身が入っておりますので、その分は加味しているところ
でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ちょっとよくわからないんですけども、私の今の懸念、不安を解消
してくれるような回答にはなっていなかった。先ほどの説明の中で、今後その中身がど
うなるかわからないということなんでしょう。その軟弱地盤の十何メートルのところ
が6メートルになってるとか、あと沈下想定60から70センチを想定だから、これはあ
くまでもね。あと今度宅地盛り土際は引込みどうのこうので、このデータも何だかと、
ちょっと総事業費を我々が確認といいますか、決めるというか、認めるということでは
非常に懸念のある数字。それをきょうのこの議会の中で決まってしまうと、債務負担行
為を認めればね。その辺の懸念はどうなのかということ質問しているんです。懸念が
ないんだったら、懸念がないでいいんですけども。懸念というか、問題はないのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。予算の内容につきましては、概算ではございますが、
基本となる設計の内容等については、当初の数量等を使わせていただきながら、積算を
しております。単価等については、現単価を当てての計上積算というような内容の場面
もあります。先ほど室長のほうから話が出ましたが、建築関係の設計工事等については、
補助基準の参考額がありますので、それを参考にさせていただきながら計上させていた
だいております。杭基礎等、最悪の場合の単価ということでご理解を賜りたいと、かよ

うに思います。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。だから、これかほの調査していく中で、もしかするともっとかかっかもわからないとか、あるいはこれよりかからないかもわからないという部分は、我々はわからないんですよ、ここで。先ほど来そういう疑問が出ているかと思うんですが、そういうものが我々正確にわからない以上、この総額についても認めることができないとか、どう判断していいかわからない。しかも、それはこの何年事業かわからないんだけんども、きょうこの債務負担で認めてしまえば、これはもう自由にできるわけだ。この金保障ついてるわけだから。それがかかろうがかかるまいが。そういうことですよ。だとするならば、やっぱりすっかり債務負担で対応するんだったらば、もっと我々の理解十分な中で決めさせてほしいということ、そういうことの懸念なんです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本的には、議員おっしゃるような内容で進むかというふうに思いますが、我々も概算工事費を出す上で、展開をする上で想定される内容等について、種々検討する中での算出ということで、ご理解を賜りたいと、かように思います。積算は段階的に実施設計等々、基本設計から入りまして、実施設計並びに工事費等について積算をする運びになります。その段階、段階での精査は、そのときそのときでさせていただきます。しかし、概算ということで、それを基本にある金額でございますので、その辺はご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。だから、その基本となる数字はわかるんだけんども、段階、段階の精査で一旦認めてしまうと、議会が関与できる場面というのがなくなるんでないのという心配をしてんの。だから、重要な変更とか、あるいはちょっと計画と違ったことになってしまったとかというときに、議会はどこまで関与できるのか。多分これまでの債務負担でも全体の予算は決まってるわけだから、この範囲内で町は何をやっても構わないの。ということになる。というふうな受けとめ方をしてっからね。だから、その辺の懸念を解消できれば、まずこの件については、債務負担とかあいつについては納得というか、理解できるのかなと思うんだけれども。その辺の不安、懸念があるから今確認してる所なんです。先ほど来の、これからどンドン事業の中身が変わるようなことも発言されておられるようですので、なおのことその辺は確認したいところだということなんです。これについてはやはりそういう懸念を持っていると。こういう提案のされ方については。改めて確認しますと、これは絶対この債務負担行為で対応しなければならない事業なんですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。一概に工事の性格等とありますので、私の知っている限りにおいては必ずしもその債務負担行為でやらなければならないというものではないかと思いますが、ただですね、こちらの事業は28年の2月まで完成させるという時間的な制約があることとかですね、設計から始まって用地取得もやりながら造成と建築をやっていくという流れを考えると、通常予算を組む場合にはやはり債務負担行為を設定して組むのがオーソドックスなやり方ではないかなというふうに考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい。この件につきましては、まだ今の説明でも、そしてこの間の事業の進め方、工事内容等について見ても、まだ不安が残る、懸念が残るということを指摘しておいて……。

議長（阿部 均君）かかるのであれば、この際、暫時休憩といたします。再開は6時といたします。

午後5時50分 休憩

午後6時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい。ちょっと戻るかもわかりませんが、確認の意味で、債務負担となる。議員有志が外的要因として、これ正式な資料として受けとめていいんですよ、公式な。この中の外的要因の3番目に、平成26年5月に道合地区整備問題の早期解決を図るため、議員有志から町に政策提言書が提出され、この地区に3階エレベーターつき中層集合住宅を建設し、排水対策も含め一体的に整備されることが提案される。これが外的要因として、立派にその要因としてここに明確に示されている。それをその位置づけが、町長の位置づけとしては個人的に受けたということであるならば、ここには示されないんじゃないですか。示してはだめなんじゃないですか。それを何か本部会議で議論して、そしてこれはすばらしい、やっぱりこの内容でいくべきだと、本部会議総員の合意でこれを外的要因ということにしたのであるならば、それはやぶさかではないというか、理解する上で、この辺の受けとめ方について、町長改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ここがちょっと表現の問題はありますけれども、あくまでも私に個人的にこの提言書が提出されたというふうな意味合いで、ご理解を賜りたいというようなことでございます。議員おっしゃられたように、執行部全体としても今ご説明してきているようなこの状況の変化ですね、これを本部員会議でも議論しながら、確認しながら方向づけをしてきているというふうな、そういう状況ではございます。

6番（遠藤龍之君）はい。議会というよりも、こうした個人を重視すると、それが今の齋藤町政の姿勢であるということについては、篤と理解できました。それで、これはこれ以上議論しても始まらないというか、進まないの、改めてお伺いいたしますが、この債務負担行為として処理をするのであるならば、正確なこの事業計画を示していただかないと、これは数年間にわたる事業ですので、これは我々が納得するかは別として、我々が理解できるくらいの事業の中身に示してほしい、すべきだというふうに考えますが、町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、基本的なところを担当課長のほうに答えていただきまして、あと私のほうから補足させていただきます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今回の事業ばかりでなく、通常の事業におきましても概算的な予算の計上というのを今までさせていただいております。ただ、遠藤議員のご懸念があります、確認できる場面がないんじゃないかというような内容のことについては、今回の額5,000万円以上については、やはり議会の承認が必要であるというふうな段階を踏みます。我々担当職員といたしましても、状況が変わった際には議会の皆様には内容等についてご報告する機会を設けさせていただくと。それは特別委員会の中、あるいは産建教育常任委員会の中等で段階は踏む場合はあるというふうなことでありますが、そういうふうな機会があるということをご理解いただきたいと、かように思います。よろしく申し上げます。

町長（齋藤俊夫君）はい。私からも補足をさせていただきます。今の課長の答弁と重複する部分がございますけれども、基本的にこの種の予算計上というのはですね、概算でもって計

上させていただいて、その後必要な詳細に向けた設計等が進むということでご理解をいただければと。これまでもこの市街地整備の中で個数の変化なり、あるいは進捗状況の変化なり、もろもろの場面でできるだけタイムリーな形で議会のほうにも進捗状況、変化の状況をお話をさせていただいておりますので、今後ともそういうふうな対応をしっかりとさせていただくということで、議会との関与なり連携というふうなものを、相当程度保っていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。その辺も不安だから、ここで確認をしているんですよ。対話と協調、議会と町の連携、それが今のところ本当に100パーセントとは言えませんが、それが成立しているかといいますと、成立できていないことによって、こういったもろもろの問題が生じてきていると。これはもう再三、そしてそのことが、こんな話ここで指摘するのは、もう昔の話なんですけど、その結果が12月の問責決議というところで示されたんですよ。ところが、それがまだ依然としてその辺が解消されていない。その後のもろもろの動きを見てみますと。そこで連携を図ってなんて言って、私たちが当然そういう気持ちで進めたいというふうに思っていますが、このように連携を図りたい、さっきなも言ってるんですけど、同じ土俵で同じ共通の理解で、あと考え方は違いますから、結果はどうあれ、それはそこまではしませんけれども、少なくとも判断するまで、判断できるまでの条件、状況というのは、やはりつくっていただきたい。つくることがその連携ということになると思うんですが、しかし今その辺が成立していないので、あえてこういった懸念とかを示して、本当に100パーセントに近いこの答えの出し方をしたいというふうな思いで、今もろもろ確認しているんですよ。

今の債務負担行為についてまだわからないですが、まだわからないと言いますが、これを決めてしまうとその後どうなるんですか。そのもろもろの契約については、議会の議決を要する対象になるんですか。災害公営住宅どうこう建てる時に、その契約、それが5,000万円以上ということになれば、その都度それは議会の議決要件と対象になるのかどうか、そこを確認します。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。議会の議決要件になるかということなんですけど、工事請負費につきましては、5,000万円以上の契約金額があれば、必ず議会の承認を得るようになります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、当然5,000万円以上であれば、その造成費等もその都度その都度、チェック機能は果たせるということで理解していいですね。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。その都度、変更になれば変更になった金額のご報告、承認もいただくようになりますし、その都度議会のほうにご報告するようになります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そのご報告というのと、それに惑わされる。報告だけで終わるのかと心配してしまうんだけど、議会議決の要件の対象になるかならないかというのを聞いたんですけども。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。大変言葉足らずで申しわけありません。その都度、変更が生じれば、議会の承認案件となりますので、よろしくお願いたします。

6番（遠藤龍之君）はい。どうも疑心暗鬼になってしまってね、どうもすみませんです。

それではね、先ほども出たんですが、何でここまでこの土地に固執するのかというの

が、素朴な意味で疑問に思うところがあるんですが、何かあるのかなと思ってしまう。思いたくないんですよ。その地権者との関係ですね、一つの事実としては、平成24年の9月議会で撤回理由、この同じ案件ですね、撤回の理由の一つ、説明の中であったんですが、もう既にその一部地域は買収済みという表現を、公式、公の場で発言しているんですよ。それが先ほど来の、それが買収済みのものが、いつの間にか仮契約になって、その仮契約がいつの間にか白紙になってという経緯があるんですよ。これは事実として。その辺の経緯。買収済みというのは、買ってしまって金も払ったという、一般的にはそういう表現であれば、そう受けとめてしまうんですが。その辺を詳しく正確に事実を確認したいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。今、遠藤議員の流れですけれども、それに対して説明をさせていただきます。あくまでも用地交渉に行きまして、仮契約、もっているものでやります。それで、その仮契約というのは、仮契約をしました、登記が終わった段階で完全に買収済みとなりますんで、先ほど青田議員にも申し上げましたように、そちらの事業がこの場所ですね、が議会のほうで通らなかったということで、その段階でまだお金も一銭もと、一銭もというもおかしい、お金は全然払っておりませんでした。

6番（遠藤龍之君）はい。ですから、その辺の背景についてはわかりませんが、ちょっと静かにしてください、町長平成24年第3回山元町議会定例会につきましては、9月4日に開会され云々、「坂元地区の災害公営住宅事業については、さらに調整が必要であると判明いたしましたところである」。これは撤回理由の発言なんですけど、そしてずっといって、「これまで進めてきた坂元北側の現予定地については、今後のまちづくりを考えた際に、住宅整備が不可欠であり、そして次、また一部用地について買収済みの状況でもありますことから、引き続き国庫補助事業による整備活用として取り組む必要があると考えております」というような撤回理由の発言を、わざわざこれ撤回理由ですから、1回提案したものを撤回するというところで、正式公式な文書、大事な文書といいますか、発言内容なんですよ。その発言内容で立派にという表現がおかしいね、一部地について買収済みの状況でというふうなことを言っているんです。その買収済みであるという表現は、我々一般人が受けとめるほうも買ったと、言葉どおりというふうに受けとめているんですが、ですから、そのことを確認したかったんです。

しかしながら、先ほど来の説明の中で、それは実は仮契約のことだということなんですけど、その辺については私はもう理解できませんよ。できないけれども、仮契約だとするならば、仮契約の手續といいますか、仮契約というのは予算のもちろん裏づけがなければだめだからということで、ずるいやつは仮契約しておいて、金がついたらというふうなことだと思うんですけども、予算がついたらね。そうではないの。そうになると、その辺もちょっとわがなくなるの。そのときの当初の仮契約を示していただければ幸いかと思います。その際に、多分いろいろな条項があると思うのね。普通入札とか契約した場合には、いろんな問題が起きないように、起きて大丈夫なように附帯条件がいろいろついてますよね。こうなった場合にはこうするか、こうなった場合にはこうすると。そういうものがついた上で契約というのが成立するかどうかと思うんですが、それは仮契約についても同じだと思うんですね。その際の附帯の中身というの、先ほど来の理解を軽くするというか、早くするためにも、やはりその当時の仮契約と、あと白紙状態にしたということでも、白紙状態にするための何らかの文書の取り交わしというのが、当

然これはないと、信頼関係だけで済む話でないからね。今回の予算書を見ると、大体反当たり300万円くらいの高い買い物、売り物になっているわけですから、その辺はきちんとした正式な手続の中で進められてきたと思われる。となれば、当然そうした資料といえますか、ものがあるはずだと思うんですね。口約束でない。ですから、それをぜひ知りたいんですが、よろしいでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今、ご指摘の部分につきましては、担当室長のほうから答えさせていただき部分で、一定程度ご理解いただけるかなと思うんですが、基本的に災害公営住宅の整備に要する予算措置がされていて、その中に一定の用地費があって、その中で用地交渉をさせていただいたというふうなことでございます。ただし、後ほど室長のほうから補足させてもらいますけれども、一定の要件ですね、面積なり金額については議会の議決要因だというふうな部分もございますので、それは仮契約というふうな、そういう表現、仮契約の段階での土地の問題ということで、改めてご理解をいただければありがたいと。私が撤回したときには、買収というふうな言葉遣いをしたというのは、一定要件の中では議決要件であれば、それは仮契約段階での用地買収というふうなことで、ご理解をいただきたいと。あとは、議会の議決要件等については、室長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）いやいや、議会の議決要件はいいから。そういうことではなくて、そういう中身を確認したいから、そのものを見たいということをお願いしたんです。よろしいですかということ。

議 長（阿部 均君）確認できる資料の提出ですか。（「はい」の声あり）その買収……。

6番の遠藤議員に再確認をいたしますけれども、その事実関係を確認できる資料の提出をということですね。その仮契約と売買、買収とかの事実を確認できる資料の提出を求めます。

この際、暫時休憩といたします。午後6時30分といたします。

午後6時19分 休 憩

午後6時30分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問に対し、答弁願います。資料の提出を求めていますので。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいま売買契約書のコピーを提出させていただきますが、ちょっと先ほどの説明で、少し事実関係に訂正したい点がございましたので、先ほど私、議会案件というふうな形での仮契約というふうな言い回しで表現させていただきましたけれども、この場合については面積、金額的に議会の議決案件に至っていない内容だというふうなことで、売買契約書という形での取り交わしをさせていただいたということ、そして事実としては、議会のほうでこの整備事業がお認めいただけなかった段階で、当事者にお話をさせてもらって、ご理解を得て、これを撤回させていただいたというふうな、そういう流れでございます。今、契約書そのものについては、お手元のほうにお届けさせていただきますというふうに思います。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後6時45分といたします。

午後6時33分 休憩

午後6時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）この提出された資料に関し、用地・鉄道対策室長渡辺庄寿君、説明願います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。大変時間をとらせまして、大変申しわけございませんでした。まず最初にですね、先ほど町長のほうからもお話ありましたように、今皆様のお手元に渡しているのは土地売買契約書でございますけれども、私の今までの答弁の中で、仮契約書という言葉で皆来たんですけれども、私のほうでちょっと勘違いいたしまして、仮契約書の場合は議会案件、1件当たり金額で700万の5,000平米以上、これについては契約をやるときは仮契約ということなんですけれども、議会にかけないとか、それ以下の場合は契約書で契約しております。それで、この700万の5,000平米以上というものは、あくまでも1件ごとの案件でございます。それにつきましては、今までも何回か議会の承認をいただいてやっておりますけれども、今まで言った仮契約という言葉が大変申しわけないんですけれども、議会案件でなかったものですから、契約書というもので契約しております。大変申しわけございませんでした。

6番（遠藤龍之君）はい。この議会の議決要件の対象にはならないものということであるかと思いますが、しかしながら、これについては正式な土地売買契約書ということで受けとめてよろしいんですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。

6番（遠藤龍之君）はい。そして、これはお互い正式な売買契約書なんですから、この契約の内容に沿って完結しなければならないということだと思うんですが、ここには甲は、甲というのは売る人ですね、売る人は平成24年8月31日までに町に土地を引き渡すものとする。8月31日までなんですが、もうこの時期といいますか、ちょっとこっちも調査不足なんですが、そしてこれの契約をした日時というのは、7月31日ですね。7月31日というのはどういう時期なのか。これは多分9月議会の前の、その後、24年の9月議会で一旦提案されたんですよね。一旦提案されて、そしてそれが撤回された。その撤回されたのが、先ほどの理由で買収済みですから、だから、町長は全く正確なんです。言ったことは。この時点で買収済みなんですから。7月31日ね、この契約は成立してるんですから。これは今町長言うように、議会案件にかからない、対象にならないからということなんです、これどういうふうに理解すればいいのか。そして、この内容を見ますと、甲の責任ばかりは確認されてるんですが、売る人か、買う人の責任はないんですね。白紙委任なんていうけど、立派に契約したのを、これを破棄した場合にどうなるんだということが全くここには示されていない。示されていませんよね。どういうことになるのか、ちょっと町長、その辺についてお伺いします。確認します。

議長（阿部 均君）町長ですか。（「町長しかない」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えのこの売買契約書の条項、条文の設定、これについては町としてこれまで踏襲してきた内容で、そのまま利用してきたのかなというふうに考えるところでございます。（「何言ってるかわかんない、さっぱり」の声あり）

議長（阿部 均君）町長、質問者がちょっと意味がわからないということでございますので、明

確な答弁を願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。売買契約書のこのスタイルですね、条項、条文については、これまで町がこういう場合に利用してきたそのままを活用して、契約をさせてもらったのかなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。わかってると思って聞いてるんだけど、やっぱりわかるように質問しないとうまくないのか。これは正式な契約書で、そして7月31日に署名、捺印というか、正式に契約したんですよね。あなたから買いますと。その時点で、まだ議会では決まってないんです。買うも何もね。しかも、町の位置として、1回提案されたもの、提案したんですよ、平成24年の9月議会にそこを買うということで提案して、しかしながらもろもろの背景があって、初日になるのかな、第4日目になってるな、9月12日に、議会中だったんですが、その途中で議案撤回の件を議案と、ああそれは町長でなくて議長だな。町長からそういう申し入れがあって、その部分の撤回を申し入れたのが9月12日なんです。ここでせっかく予定していただいて、そこで通ればこの契約も成立したんでしょうけど、それにしてもちょっと時期が違うんでないのかなとは思いますが、この時点ではまだ予算がついてないんですからね。7月11日。7月31日にまだ予算がついてないんですからね、これ。ああついてたの。どこでついてたの。当初で。勝ち誇ったような顔だね。まあ順番としてはそうなんです。前に予算つけていたと、だからいいんだということになるかと思うんだけど、今のようなその雰囲気ではね。それはそれでいいんです。

ただ、その後の対応がこれには示されていない。先ほどの説明では、仮契約で白紙撤回、白紙に戻したというんですけれども、この内容から見て白紙に戻すというのはどういうことなのかを確認したいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。こちらの契約書、一番裏のほうなんですけれども、24年の7月31日契約日でございます。

それで、予算につきましては当初の段階で……（「予算はいいんだわ」と呼ぶ者あり）
ああ、そうですか。すみません。（「いいから、ごしゃかないで」と呼ぶ者あり）

予算の分については当初からついておりましたので、それで一応この契約というか、うちのほうの用地・鉄道の業務として、当初、道合地区ということだったものですから、それで契約説明なりお願いしまして契約に至ったと。それで、8月1日の臨時会、8月1日にありましたね。このときに道合地区がだめだということになりまして、それでうちらほうとしましては、先ほど遠藤議員が言われるように30日以内の支払いとなっておりますので、うちのほうとしましては契約者のほうに行きましてですね、うちのほうの議会の結果内容等をご説明いたしまして、んではということで、結構時間かかりましたけれども、合意解約をさせていただいたということでの内容でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。白紙という状況がよくわかんないんです。これ売買契約したんだから、こいつをぶっちゃくかね、そして破棄したということになるのか。あるいは白紙撤回というか、これを破棄する場合に改めたその契約書っていうか、何ていうんですか、そういう約束事があって、これこれこういうことでこうします、ああします。将来的には何とか買いますので何とかご了承願いますとかっていう、そういうものがあってこれが破棄するに至ったことができたのか。これも今でも生きているんだよ。破棄してないんだから。だからそういう手続ってどうなるのかなという。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。これにつきましては契約書を一応、7月31日付で相手のほうにも置いてきましたけれども、その後本人のところに行ってお話をして、その段階で先ほど言いましたように合意解約という形になりまして、相手方の契約書も町のほうでもらってきております。

それで、先ほど私、白紙撤回という言葉を使いましたのは、大変申しわけありません。本来であればその段階で合意解約という言葉を使えばよかったですでしょうけれども、私の学のなさがこういう言葉になりまして、大変すみませんでした。

6番（遠藤龍之君）はい。そういう手続というのは通常、公の社会ではそういうことで済むのかどうか。これは専門家に聞きたいところなんだけれども、こういうのは相手がよかったというか、あるいは何らかの約束がなければ非常に高い買い物だと思うんです、1反歩300万という。その当時はどうだったかわかんないけれども、今回提案されているのでは約1反歩300万相当になるかと思うんですけれども。

何の約束もなく、口頭でこういった手続が済んだということなのでしょうが、非常にそこには疑問が残る。というのは、ここにずっと固執してるんですよ。なぜか。どうしてもそういう考えに至ってしまう、その辺が明確に示されないと。だから白紙撤回といえますか、その言葉は今撤回されましたので、この契約を破棄するといえますか、壊すといえますか、その際にも何らかの約束事というのはあったのではないかとも思われるんですが、「その辺ね」と呼ぶ者あり）その辺の手続と、あとは一般社会でどうなのか。一般社会だったら大事なことから、当然何らかの。簡単に、だって甲の内容を見つと、甲の人ばっかし何したときにはだめだとか、かにしたときはだめだっていう内容。その反対の事態が起きているときに、そしてその反対の事態の条項はここには示されていないという契約内容になっている。

だからちょっと疑問に残るところなんです、一般通常のこういったものの破棄する場合の手続と、あと今回本当に何も残さないで口頭だけで相手からもらってきて終わったのかどうか、そこを改めて確認します。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。これをもらってきたとき何かあったのかということでございますけれども、その旨については何の約束も何もしておりません。ただこの契約書について合意解約をお願いして、相手方にお渡ししてきた契約書を合意をいただいて、いただいてきたという内容でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、その際の口頭でも何でも文書として残って、今の話からすればないんでしょうけれども、その際の口約束あるいは口頭のとかっていうこともなかったんでしょうね。それは係だからな。その辺、町長どうなんでしょうか。手続としては係が行ってもらってきたということなんでしょうが、多分にこの辺の話になれば、町長もお願いする時点からこういった話には入っていたと思うんですが、その辺の経緯について。町長が参加したときはこうだったということでもいいです。

逆に答えやすくしますと、その破棄する際の内容については、町長は一切かわらなかつたかどうか確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。道合地区（「この方についてです」と呼ぶ者あり）における災害公営住宅の用地の選定につきましては、これは以前にも資料等でご説明させていただいた経緯がありますけれども、一番最初に想定した場所からぐるっと回って、大体10軒以上の（破棄したときの話」と呼ぶ者あり）いや、皆さんといろいろと私も一定程度かわり

ながら、とにかく至急、適地を確保しなくちゃならないというふうなことで、私も担当課・室と一体となって進めてきた経緯がございます。

で、お答えしましたように、この売買契約書が議会等から見ての関係をご説明した中で、次のステップに向かってまあ約束めいた部分がどうかという部分については、それは基本的にはございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。さっきも言ったと思うんですが、町長は撤回するときに、これ 9 月の撤回だよ。その前にこれ破棄した、ああその後か、破棄したのは。8 月、前に破棄したんだべ。そうしたらここの発言っておかしいんでないかい。まあいい。

とにかく確認すると、「一部用地について買収済みの状況でありますことから、引き続き国庫補助事業による整備活用として取り組む必要があると考えています」。だから引き続きその土地は活用したい、するということを 9 月 12 日に町長は公式の文書というか、公の場で発言している。この表現から見ると、その土地は引き続き、別な事業でも使いたいということを町長はここで強調しているんです。だから防集ではあそこの新市街地のところにはなんないけれども、ここの地区は何らかの形で活用したい。何らかの形で活用したいということは今回こう提起しているんだか、わかんないけれども、でもそうだとするとこの時点でこの間の説明のつじつまが合わなくなる。

もう一回確認すると、これは 7 月 31 日に契約して、時系列というか時期を確認しますと、では破棄したのはいつなんですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。大変申しわけないんですけども、何月何日というのはちょっとわかりません。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）ただ、30 日以内に云々というのがありまして、先ほど申しましたように次の日に議会のほうで通らなかったというかあれだったものですから、これではまずいということで説明に行って、先ほどから何回も言うお願いに行きまして、合意解約という形になりました。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。時系列的にいいますと、時期的にいいますと、この 9 月議会前には 1 カ月ですから、もうこれは破棄されている。にもかかわらず 9 月 12 日に、まだ引き続きそのあれは活用しますよと。というふうに考えると、これをただそれだけから推定すれば、ただもらってきたんではないんでないのという疑問が浮かんできます。明確にそこでまた引き続きその土地を利用しますと言っているんですから。この時期には通らなかったけども、また引き続きこの土地を何とかすっからというような話もなかったのかどうかと。あるなしについてはここでもう言い尽くされたけれども、確認するつもりはないけれども、そういう憶測が生まれてくる非常に重大な問題だということを指摘して、今後どういうふうになるかわかんない。どうなんでしょうね。町長、この辺の関係。ちょっと頭をその時期に戻していただいて、そして確認したいと思うんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい。24 年の 9 月議会で一旦、議案を撤回させてもらったわけですけども、それは次のステップに向かって、たしか 10 月の議会に向かってもう一度ということ。24 年の 9 月の段階で一旦撤回させてもらって、次にもう一度お願いした経緯がありましたけれども、そこに向けてはやはりこの場所での整備、あるいはこの場所を整備することによっての坂元地区、道合地区の果たしている医療なり衛生という大変重要な役割なども考えた場合については、もう一度この辺で公営住宅と排水対策をしっかりとやっていければなど。そういうふうな思いは少なくともあったのかなというふうには、流れる的にはございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。まあそういうことだと。ですからここにもう議会のもろもろの理解されない分、議会で2回、あとみずから1回撤回しても、まだなお今日、今度はそういう意味でもう強硬的な手段を使って、議論もさせないで提案してきているというのが今の流れなんです。全く民主的なルート、ルールといった過程を踏まないでやってきているこの事案なんです。というふうに我々というか、私はそう受けとめております。本当にここにやるんだったら、やっぱり真摯に。真摯という言葉はうんと聞いたんですけども、本当に町長の真摯と普通の真摯というのはどうなのかわかりませんが、こういうときにこそやっぱり真摯な対応を示すべきだと思うのにもかかわらず、こうした強硬な形で提案されているということに対して、そういった思いが強いということを示して、もう延々と続くでしょうから、こういう疑問、問題点ということを大きく指摘して、とりあえず私の質問は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10 番（岩佐 隆君）17ページの先ほど来お話が出ている公営住宅建設事業費、ま、この関連で今、売買契約の関係でね、お話が出たので、それでちょっとね、今この資料を見させていただくと、24年の8月31日にね土地を引き渡すものとするということで、契約月日が24年の7月31日と。今、室長のほうから話があったときに、ま、1カ月以内に契約を完了するという条項があったと。それでま、代金の支払いも含めて、お金を払うから土地を引き渡すものとするという形でお話が、これは売買契約の中に出てきていると思うんですけども、その辺について先ほど議会の議案提案で撤回するしないというのは9月以降の話ですんで、この前の段階でやはりきちっと売買契約書に基づいて、議会の議案の中でなくてもね、お金を払っておったということで確認させてもらっているのかな。今の話の中でね。確認だからね、まず。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの質問でございますけれども、ま、7月31日に契約をしまして、すぐに町の支払い方法ですぐに払うというあれでないんで、伝票を立ち上げましてそれでやりますので、支払いのほうは一切しておりません。

10 番（岩佐 隆君）はい、議長。それではこの契約書、8月31日までに土地を引き渡すものとするという第2条の契約に基づかないという形でお金は払っていないということですから、これは契約に基づかないということではないんですね。それ確認ですから。それは確認させていただきます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。先ほども遠藤議員に言いましたように、合意解約しておりますので当たらないと思います。

10 番（岩佐 隆君）はい。それではね、ちょっとこの辺の関係については疑問が残るんですけども、6月の5日に調査特別委員会の中で説明していただいた資料で、坂元の新市街地の概要、先ほど来遠藤議員が何回もお話ししているように、きちっとした資料を提出してもらいながら議論を重ねて、ま我々が判断する材料にするという意味で特別委員会でいろいろ提案していただいているんですけども、22ページの新市街地の概要の中で、ちょっと地区面積が9.7ヘクタールという形で、これは市街地の南側の面積だということを確認しますけれども、あとは全体の災害公営住宅の戸数で60戸ということで、一応今回6月5日の時点で提案があったんですけども、そしていろいろ説明を受けたんですけども、それでアンケートから見ると64戸、そして実際きょういただいた資料に68戸で考えているというお話ですけども、これは全体の考え方からいってどう

いう形だったのかね。我々せつかく特別委員会で説明していただいたときに、そういう説明も詳しくしていただきながら、例えば地区面積で9.7ヘクタールなんでね、このC地区というこっちの道合地区の中層住宅も全部入っている中での説明資料なんですよ。ね。

それで、説明資料の中には9.7ヘクタールということで49アール、4,900平米のやつが全体でのっていった中での説明がちょっとなされていなかったと。あと68戸という形の関係でいうと、それも示していただかなかったということで、まあ非常にこうね、きょうの時点とこの前の時点で大分資料の提出、提案、あるいは議論の土台、それからするとちょっと執行部は不親切かなという思いがするんですけれども、その辺についてちょっと説明、まず1点いただきたいと。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。済みません、今ちょっと6月5日の時点の面積要件のほうの資料が手元にちょっとないものですから、その面積の部分は済みませんけれども、今ご質問の内容という部分がちょっと確認できないと。すみませんです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。資料がないということですがけれども、自分たちが企画したやつで一応資料を説明していただくという形なんで、本来は私が持ってきてるんですから執行部でやっぱり持ってくるべきだと思うし。

それで、その当時9.7ヘクタールという形の面積、あとは4,900平米かな、これの面積。これをプラスした形での考え方でなくて、別の考え方で説明するにしてもね、具体的に全体を説明するような形なんでね、我々は非常にとまどったという部分はあったんです。それについてはどうなのか。わからないということであれば、あとはちょっと時間もあれなんで別な形の論点で質問させてもらいます。

町の考え方について、これはきょう持ってきた人いるようですから、これについてはありますよね。それで、一番下にわざわざ赤字で書いてある。その中で坂元地区の災害公営住宅の入居の予定数、68名を最も早く住宅を供給することができるという一つの根拠的な部分をちょっとお示ししていただきたいと思うんです。今までね、先ほど長い時間を使って、造成の考え方だったり工法について、あと全体のね、地質の考え方についても説明してもらって、その中でね、やはりね、プレロード工法というのは先ほどの数字から見ても60日、2カ月かかるということ。そして町が出している資料にも書いてあるように、一応、許認可を得るのに南側の中層を建設した場合に3カ月かかるという形で、まあプレロードで3カ月、2カ月ですよ。そして例えば今の買収の形を考えると、多分5軒程度になると思うんですけれども、買収を考えたり、あるいはねこれから並行してやるにしても、工事あるいは造成の考え方で考えると、私は本来この68戸が全部ね、災害公営住宅の道合につくったやつとこちらの中層でつくったやつと早く供給施工ができるということが本当に可能なかどうか。きちっとタイムスケジュールも含めて見せていただければなと思うんですけれども、どういう形でどうだからこのくらいの時期で早くなるということわざわざ赤字で書いてあるんですから、ちゃんとした資料に基づいての話だと思うんですけれども、今お話ししたようにあくまでも計画変更で、この数字から見ると最初はちょっと遅れる形なんですけれども、ただ、平成28年の2月よりは全体の工事状況を見ても早まる可能性は十分あると。こっちの坂元の新市街地入れるとね。それをまずちょっと一番最初にちょっとお聞きしたいと。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。まず初めに今のご質問ですが、事業認可の関係で3

カ月ほど遅れるというようなご説明をさせていただいております。もしそれを道合地区に計画した場合は、当初予定しております平成27年の……済みません。

災害公営住宅については、平成27年の7月に41戸まで延びると。要するに3カ月延びますよということが新市街地の近くにありますが今回の西側のエリアになります。そのエリアについては平成27年の4月41戸入居予定が、3カ月遅れますので7月になります。それに伴いまして事業認可の関係で、当初予定しています災害公営住宅の27年の6月の11戸の入居についても最低3カ月以上は遅れます。ということは、それに伴いまして各地の見直し等、あるいは道路の見直し等が出てきますので、想定以上の遅れが生じてくるということで、とりあえず3カ月遅れる分についてのみ説明させていただきますと、10月が28年の1月以降になるというような流れになろうかと思えます。

(「わかった」と呼ぶ者あり)

10番(岩佐 隆君)はい、議長。まあ今課長がお話ししているのは、多分この資料の23ページだと思っただけですけども、災害公営住宅のA地区については26年の11月、Bについては27年の7月、そしてCについては平成28年の2月という形で、まあ一応ね、道合地区につくったときにそういう入居の状況だということですので、多分。説明受けたので。そうでしょう。(「そのとおりです」と呼ぶ者あり)

それで今お話ししてんのは、全体を3カ月遅らせても28年の2月入居よりは、最後の12戸の部分が早くなるんでないかということです。まああのね例えば27年の7月に考えると、27年の10月から12月、3カ月遅れでも。そこで全体の9.7ヘクタールのところに中層の住宅をつくとね、遅れを修正してもそのくらいでできるというのは、これは産建教育常任委員会の中でこれを議論して、聞いてそして確認しているんですよ。ですから28年の2月までね、わざわざ本当に被災者の人たち、さっき町長おっしゃったように、一日でも早く全体を前倒してやるという形で早く入るということも大切です。ただ、最後に残った人たちをずっと引きずらないで、もうあいたやつで2カ月でも3カ月でも4カ月でも前倒して市街地の中に災害公営住宅に入れていくと、あるいは本当は入っていただくと、そういう形の考え方が私はあっても必要だと思うんです。それが遅れる、遅れるという形で12戸の話。12戸の人たちだって被災者であって本当につらい思いしているわけですよ。それで道先につくったことによって28年の2月までね、わざわざ遅らせる必要ないと。私は委員会でいろいろ話した中で、27年の12月あたりまでにね具体的に3カ月延長してもできるんだという方向の話はお聞きしてあるのでね、その辺をきちんとやっぱり考えていただきたいなと思うし、28年の2月とあと今言うように前倒して3カ月遅れであっても全体を前倒してできるんだという形だと思うんですけども、その辺のタイムスケジュールというような部分はどうか。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。何度も同じようなお話をさせていただいて申しわけございませんが、我々は設計施工を一括発注する中で段階的に入居なり防災移転集団のほうを予定させていただいております。先ほどもお話しいたしましたように、道合地区に建設した場合は、南側の市街地については事業認可等の3カ月の遅れはないということで、27年4月に41戸の災害公営住宅に入居できるというような段取りになります。確かに議員おっしゃるように、道合地区の最終の災害公営住宅については28年の2月に12戸と、中層になりますからその時点になろうかと思えますが、それは議員おっしゃる南側の市街地に建設しても同じような状況になります。ただ、我々が段階的に考え

ておりますA地区、B地区、C地区等の引き渡しは3カ月以上遅れるということでご理解を賜りたいというふうに思います。

要するに、一番最後は同じになりますけれども、その途中で早く一日でも早く入っていただきたいという41戸の方が3カ月、7月以降になると。さらに11戸についても6月が9月以降になるというような状況になりますので、その辺はご理解をいただきたいと。

同時並行的に、防集についても同じような内容になります。一般質問の回答の中でも27年の3月までは5画地を想定させていただいておりましたが、これも6月以降によりやく5画地ができるように、これも3カ月影響すると。これがC地区、D地区等においても同じような内容になりますので、その辺は段階的な供給をしたいという我々の考えから……

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町の考え方は何回も聞いているからわかるんです。ただ、この資料の中にね、災害公営住宅を整備することが坂元自治区の災害公営住宅入居予定者68名に最も早く住宅を供給することができる。そういう形で書いてあるんです。今のね庄司課長の話だと68戸、その中で考えると今最も早くということは、これは道合地区につくればね、28年の2月だと。今のお話だとこちらで今考えている9.7ヘクタールの中に中層でつくったって同じような形でできると今お話ししてるじゃないですか。それをここに書いてあることと違うんでないですかというお話をしてるんですよ。段階的という話であっても、供給をすることができるということだから、もっと68名って書いてあるんですよ、これ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。私は説明の中で、最後に12戸の分については同じになりますというような説明をさせていただいておりますので、68戸全部が28年の2月までなるというふうな説明はしておりませんので、その辺はご理解を願いたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。誰もそんなこと言っていないよ。3カ月遅れっていうのは前段でありますけれども、ただ、私はさっき来の議論で言っているのは、ここに書いてあるとおり道合地区につくらないとこちら側で災害公営住宅が遅れるという意味合いでね、こういう形で説明したりね、文書に書いていることが問題だという話なんです。今のお話で庄司さんはそのもので言ったでしょう。実際に道合地区につくると中層だったら最後は同じくらいになるというお話をしたでしょう。それをまずね確認しておきます。そういう形で言ったんですから。

あともう一つ。コストがかからない方法であるということで、まあ一番最後に断定して書いてあったんですけども、結局、道合地区については前の事前の変更前と変更後でコストがかからなくなるという形の説明を受けました。ただ、災害公営住宅だったり全体だったり、あと全体時の市街地の整備、それを考えると全体でコストがかかってくるんですよ。何でかという9.7ヘクタールから4,900平米増えるということと造成費用、あとはそれに買収費用もかさむ。まあこの事業全体で考えると、災害公営住宅あるいは市街地整備そのものと道合地区にプラスしてね、つくった部分の比較で、例えばコストがかからない方法等を考えるという形であれば話として通じるわけですけども、その辺について災害公営住宅と市街地整備、全体で9.7ヘクタールと例えば全部足すと10.6ヘクタールになるのかな。4,900平米足すと。そういう形で考

えて、やはりこれはあくまでも国の税金でありますけれども、まあ基本的にね、やはり我々が負担する税金だと。そういう形で全体のコンパクトシティの意味合いからすると、町長はね、全体を整備する中でやはりできるだけインフラ整備しながらきちっとした形で整備して後世に誇れる町をつくるという意味合いからすると、やはりコストの関係も重要だと思うんです。そして全体の市街地の中にもね災害公営住宅もきちっと68戸入られる。あとは住宅もちゃんと9.7ヘクタールに入られるということであれば、私は一つに集約させながらコスト面でも安くあがる。その災害公営住宅も含めた9.7ヘクタールのエリアに中層として入れ込むべきだと思うんです。そういうことで違いとか考え方について。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員のご懸念といたしますか、お考えもわからないわけではないですけども、まずこのコンパクトシティというふうな部分、この前もちょっと触れていただきましたけれども、坂元の既存市街地と今回の新市街地、この9.7ヘクタールですか、ここの部分とこの川あるいは県道を挟んで北側の道合地区、この辺はいわば坂元地区、町地区と連担しているエリアでございますので、ご懸念の22の行政区が分散しているような市街地形成とはまた別に捉えていただかないと困るんじゃないのかなということがございますので、ひとつそこはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、元も早くその68名を最も早くというふうなくだり、これは先ほど担当課長が申しましたように、68名を全てというふうな意味合いじゃなくて、段階的に入居を進めていった場合に最終的にそういうふうな捉え方、形になりますよというふうな意味合いでございますので、その点についてもよろしくお願いをしたいと。

それからコストですね。これについては先ほど来触れさせていただいているように、道合地区の排水問題が町としては考えなくちゃ大変重要な問題でございますので、町としてはトータルとして考えなくちゃいけない問題でございます。公営住宅の問題だけを整理できるのであれば、これは一つの方法かもしれませんが、公営住宅は公営住宅、新市街地の整備は整備で一つの考え方、理屈がある。一方には道合地区の排水問題という問題もある。仮に道合地区の請願採択の部分、町のほうでしっかり対応してほしいといった場合、財源をどっから持ってくるか。町の単独というよりはいろんな形の国の制度を、いろんなものがあるんであればそれを活用して、できるだけ町の持ち出しを少なくしてやるというのが、これはどこの自治体だって常識的な選択肢になるんだろうというふうに思いますので、そういうことでトータルとしてこの以上のことからという赤線のアンダーラインをぜひご理解をいただきたいものだなというふうに思います。

再度言います。道合地区はですね、町にとって医療機能そしてまた衛生機能という大事な位置づけを持った機能でございます。それを皆さんも一定程度はご理解いただいた上で、これはやらなくちゃいけないというふうなお話だと思うんです。まさに今ここで整備しなければどうなるんでしょう。ここのところをぜひご理解賜ればありがたいというふうに思います。（「期待されるような運営をしていただきたいということなんだ」と呼ぶ者あり）

10番（岩佐 隆君）はい。町長は今、全然質疑の内容に合わないような話をしていただいたんですけども、実際にはまあそれに沿って話をすると同じ形だと思われるので、その土壌には乗らないようにしたいと思いますけれども。

先ほどお話ししたように、排水対策とか医療ゾーンとかがってというのは今回の災害公営

住宅の、あるいは全体の市街地の整備の中で復興庁がきちっとね、そういった部分も含めて、例えば造成の中でね、どのくらいかかる、あと排水対策でどのくらいかかるんだかという、そういった復興庁への説明なんかもちきちっとやっぱりできるような形でないとかだと思ふし、今お話ししたように全体のね、災害公営住宅を含めた市街地の整備、全体でどのくらいかかるのかね。あとは道合地区に達したときにどのくらいかかるのか。結果的には市街地をつくることによって、やはり本当に23年の3月11日の震災で今でも本当に仮設住宅に入って困っている人たちを、全体で一日でも早くね災害公営住宅だったり、あるいは造成した市街地に造成した用地に入ってもらくと。それが本来の考え方でありますので、それは町長も私も同じ郷愁だと思うので、それをきちっとやるために我々は今、執行部と議論しているのです。

いろいろ今までの話を聞いたり、こちらでね質疑させていただく中で、今のお話の中でも出てきたように、やっぱり68名にもっと早くね供給できるような形だったり、あとは災害公営住宅を含めた市街地のコストをできるだけやっぱり安くしていくというのが、これは基本的な町の考え方でないですか。それを排水対策だったり、あるいはそれを含めた形でやると。それも町長の考え方ではあると思うんですけども、ただ実際に今までの考え方からいったら、コンパクトシティ、インフラでね大変だから整備するというお話をしているんですよ。場所が違うから道合地区とこっち、場所そんなに離れてないでしょうと。例えば下水道の管引っ張る、あるいは排水の管引っ張る、全然コストがかかっていくんですよ。そういうことも含めてわざわざ市街地をコンパクトシティにまとめて、そこでインフラの整備をしていくと。そして全体のコストをかけないようにすると。そして町に人を呼び込むんだという話が町長のコンパクトシティの理念の大きな考え方でないですか。それと今の話とは若干ずれてるんですよ。

そういうことも含めて、やはりきちっと自分たちがね提案する内容を我々議員に、先ほどの6月5日の提案する資料だったり、あと今回のこの説明、あるいは前の用地の地質の関係の説明、先ほど遠藤議員が言ったんですけども、そういうことも含めてねやはり真摯な議論ができるような形で私は議会と執行部はあるべきだと思うんです。我々は前向きに議論させてもらって、そしていいものであればやはり賛成、応援していくという立場なんでね。そういうことも含めて、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。執行部もですね、岩佐議員も、これに関連していろいろとご質問を頂戴している議員諸氏とも確かに思いは同じでございます。そういう思いを同じくする中で、3地区とも一日も早く望んでいる方々に、先に見える形で公募をしたいと、しなくちゃないと、そういう今ぎりぎりのタイミングに差しかかっているわけでございます。ですから3地区とも一緒に一斉にですね公募をして、一日も早く被災者の皆さんに住まいの再建、住宅の再建というものの見通しを持って対応していただけるような環境を早くつくらなくちゃないと、そういうふうな思いでございますので、ひとつ町としてのトータルの判断というふうなものをぜひご理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

議長（阿部 均君）もう終わった、いいんですか。

10番岩佐 隆君、よろしいんですね。（「緊急動議いたします」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）緊急動議です。

9番（岩佐 豊君）これまでずっと議論を聞いてきました。これまでの説明を聞いていますと、

やはり私たちに資料は出しているとはいうものの、今回の提案に至る過程でもなかなか理解し得ない手法をとっています。そういうことで、まず議員間の私は自由討議をお願いしたいと思います。諮ってください。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）ただいま岩佐 豊君より自由討議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。これから自由討議を議題といたします。本来動議は起立採決により行う訳ですが、この件の取り扱いについて議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）それではこれから自由討議を行うことに決定いたします。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

ただちに議会運営委員会を開催し、この件について協議していただきたいと思います。

午後 7時38分 休憩

午後 7時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

議長（阿部 均君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいま議題となっております議案第37号平成26年度山元町一般会計補正予算に関し、ただいまから山元町議会基本条例第10条2項に基づき、自由討議を行います。（「議長」と呼ぶ者あり）

6番（遠藤龍之君）確認します。内容、テーマについてです。全般にわたってやるのか、今の道合地区の問題について絞ってやるのか、その辺お諮りしてください。

議長（阿部 均君）はい。議案第37号の道合地区の件について自由討議を行います。

自由討議は本会議場で公開で行います。また、執行部も同席をして行います。

それでは、ただいまから自由討議に入ります。自由討議される方は節度をもって討議をお願いいたします。質問と同等に挙手で何番ということで宣告の後にお願いしたいと思います。

発言を許します。

9番（岩佐 豊君）はい。まず、ありがとうございます。

非常に大事な案件でございます。被災した住民の皆さんはほんとにいついつかと待っている本当に大事な案件でありますから、逆にいえばね、しっかりとした議論をして判断をしたい、このような思いから今回こういうお話になりました。

それで、まずもって私も一般質問でもお話ししましたし、きょうもちょっとお話ししましたけれども、これは東日本から私たち産建教育委員会に、あんたたちよく審査なさいと言われて、4回にわたって町のほうからいろんな提案をいただきまして、それを4回にわたって審査しました。それで、先ほどお話ししたように、方向としては東日本のほうに委員会としてはこういう方向で、さっき示した3の1でしたか、これでいくというような方向で話がまとまりましたよ、ただ少数意見としてはこういうことがありましたということで東日本のほうに報告いたしました。

そこで、東日本のほうではこれといった、例えばそれに対していろんな話し合いもなくそのまま終わったものですから、私たちとしては私たちの思いがそのままいつているものだなと思っていたら、先ほどもお話したように5月29日に4名の方、また6月5日には8名の方が、私たちがノーと言ったところに何とか早くつくってほしいというようなことがあったと町長から再三お話がありまして、私は委員会の持ち方というのはどういうものかなど。委員会の持ち方、また議会のあり方、まずここに絞って、まず最初に、ここが私は大事だと思うんで。

まず町長は、先ほど8名の方々のお名前は出せないと言いましたけれども、私はこんな大事なことを議論しているときに、その8名の方々ももし名前を出せないんだったら、私は非常に恥ずかしいことだと思います。ですから提案者となった方はまず名乗り出ていただいて、誰々ということをやつていきたく思いますので、よろしくその辺からお願いします。

議長（阿部 均君）7番齋藤慶治君の発言を許します。

7番（齋藤慶治君）はい。私も産建委員会ですつとやってきました、あと議員の立場としては、特別委員会の委員長という立場でこの問題に接してきたつもりであります。また、今回の提言書の関係の一応まとめ役と自分では自負しております。以上の3点を基本にちょっとお話ししたいと思います。

まず第1点ですが、岩佐 豊議員がちょっと間違っている点について、2、3確認します。まず、今回の1月の産建でこの災害公営住宅を早期にやんなくちゃいけない、これは皆さん思いは一緒です。それは産建委員会で所管事務調査の中でね、早くやりたという、これは産建委員会の調査でありまして、そして特別委員会から付託された案件ではありません。それだけ確認しておきます。特別委員会では産建委員会にこの災害公営住宅関係の件を付託したという事実はありません。ここだけは付託したとしないのでは大違いになりますので、その事実だけはちょっと確認していきたく思います。

あと、先ほどの案件でありましたけれども、産建委員会で3回の調査です。それで、2月の27日に特別委員会のほうに産建委員会の調査報告として委員長報告をもらいました。それも事実です。それで、その経緯、過程なんです、産建委員会では早期に着工したいということで、先ほど言ったように3の1という案を出して委員会として報告しました。これも事実であります。ただ、その中で2名の方から少数意見がありまして、道合地区に災害公営住宅を建築したらいいんじゃないかという少数意見を添えて、特別委員会で委員長から報告を受けました。それで、産建委員会としてはこの報告をもとに特別委員会で調査というか議論してほしい、意見集約してほしいということで、2月27日に委員長報告をもとに各議員から意見交換をしたという事実であります。

そこで残念ながらその場面では意見の集約はしておりません。集約はなしで、あくまで特別委員会は調査なので、この賛否を含めては調査の一環として本会議でやるのが筋じゃないかというご意見がありましたので、あくまで特別委員会は付託された案件じゃないので、この件の災害公営住宅についての調査研究、あとは議員の判断を求める一つの調査という位置づけで27日の特別委員会を終了したと私は委員長の立場で理解しております。

いいですか。あと全部言ったほうがいいですか。（「いやいいですよ、だから」と呼ぶ者あり

もう1点だけね、その経緯だけね。それですね、これが2月27日で、それから3月定例会。残念なことに4月に町長選挙がありましたので、町長選挙の過程においてこの議論というのは約2カ月間なしでありまして、5月14日にこれではだめだということで、産建委員会の委員長宛てに私ら産建委員4名で、前に議論して産建委員会で報告した3の1の案件と、もうちょっと現実的に物事を進められるという、今回、町長執行部が出しているような道合地区に災害公営住宅を建てるという案件のメリット・デメリットを調査してほしいということで、5月14日に委員長宛てに報告しました。ただ、委員もご承知のとおりこれはもう2月末に委員会として報告したので、これはもう議論しなくていいと、できないという2人からの意見がありましたので、それではそのときのアドバイスを含めて、そういう政策提言は執行部に出すべきだという形で、週明けに議員4人の連名で町長に、早く道合地区のほうに災害公営住宅を建てて、今の工事やっている部分は現計画のままに執行すべきというような申し入れの提言書を出しました。

それで、それをもとにして、あとは早くこの災害公営住宅、早くこの問題を解決し、次なる問題に進んでいきたいという思いの中で議員有志が進めたというのが今までの経緯であります。

以上、私から今までの経緯をお話ししました。

議長（阿部 均君）岩佐 豊君。

9番（岩佐 豊君）はい。それでは今、齋藤議員からお話しいただいたので、

議長（阿部 均君）委員会の経緯については、委員長からの報告はよろしいですか。話は。委員会の関係について、よろしいですか。（「はい。お願いします」と呼ぶ者あり）

産建教育常任委員会の審査の経緯について、菊地八朗委員長。

産建教育常任委員会委員長（菊地八朗君）はい。特別委員会でも報告したとおり、産建常任委員会ではまず道合地区、商業地、住宅地、そこの張りつけ問題をいち早く町民、被災住民が入居できる方法と集約化について一生懸命討議をしまして、そして3の1の案という結論を出してもらって、委員会としてはやはりここで一日も早く被災者のために入居させるべきだという結論で報告をしたとおり、今、特別委員会からも、そしてその回答を特別委員会で、私からも委員長報告という形で報告をさせていただきました。ここまでは産建常任委員会としての委員長の報告、そして産建常任委員会の結論という形の報告とします。

で、ついでですからここから私、今度のこの提案、道合地区という関係に関して私なりの今度はこの動議の中で言いたい。

そのとき、産建常任委員会で示されたときの議案の案の中で一番気にしていた、私は道合地区に対していっぱい反対した一人としても、国道6号と水をかぶったエリアのこの地域ですよということで、6号のかさ上げ等の安全の担保が一切示されていなかった。やっと今この時点でやはり6号線そして歩道を設置して安全の担保が確保されます。それと同時に、道合につくって産建常任委員会のときにもやはり排水問題は別途、一生懸命、早急に取り組むべきという大項目を上げている以上、そして今度の提案されたとき、やはり両方を兼ねてそして安全も担保された地域なら、そして排水問題も兼ねる。そういうことでは、ああ一石二鳥で今度はいいいんじゃないかという。今回、議員提言の内容を見て、おおという、同時に安全も担保されると。だったらいいんじゃないのと提言書に同意をしたという私の産建常任委員会の委員長の報告と個人の考えという形での意見

とさせていただきます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。今、委員長の報告が私のほうに所管事務調査報告書というものが提出されております。平成26年3月17日です。その部分について、少し考察を読み上げたいと思います。

当委員会は、ケース3をベースに公共施設用地等を工夫し、中層災害公営住宅の戸数をできるだけ少なくする案をケース3の1とし、また少数意見として道合地区に中層災害公営住宅を建設し、従来からの課題である道路、排水問題等も同時に解決すべきとの意見をあわせて東日本大震災対策調査特別委員会に提案。全体で議論し、早急に方向性を決定すべきであるという報告がなされております。町長は被災者の願いを第一に、議会の理解を得て早期に完成を目指すべきという報告書が出ております。3の1というのは、都市計画決定している新市街地内に中層公営住宅を建設ということでございます。以上でございます。

岩佐 豊君の発言を許します。

9番（岩佐 豊君）はい。今お話ししていただいたようにですね、産建委員会でそのように結論を出して報告しました。

やはり最も大事なのは議会のあり方、委員会のあり方ということです。やはりそうやって取りまとめて今みたいな報告をしてね、それでその委員長もそうですし、例えば齋藤慶治さんも5期も議員している大先輩です。その方々が委員会のあり方というか、どのように考えているのか。まずそこから聞かないと、ちょっと私理解できないんですよ。委員会で報告したものをこうひっくり返してやるということ自体が、私は本当に議員として理解できません。

議長（阿部 均君）今の件に関してどなたに発言をしていただきたいのか、ちょっとご指名願います。（「議長、私名指しで呼ばれた」と呼ぶ者あり）7番（齋藤慶治君）はい。今、岩佐 豊議員から名指しで言われたもので、私のほうが答えます。

だからあの3月、4月という空白間でなかなか決められないでいる案件を一刻でも早く解決したいということで、5月に有志でどういう解決策がいい形でスタートし、それで先ほど言ったように5月14日に開催されたうちの産建教育常任委員会に、だからメリット・デメリットを調査しましょうという形の提案をしたんでありますから。それをこんなのはもうだめだと。これはこの2カ月間が長いのか、これが短いのか、それはちょっと各議員の判断が分かれるところですが、私はこの2カ月のブランク、期間を決められないというのは長く感じましたので、それで早急に解決策としてこういう形で動いたと。だからもし議論があつたら5月14日に産建委員会でメリット・デメリットを私は本当は調査したかったんです。それを調査すべきじゃないという形で、そういうことがあつたんで、すぐそういう形で提案したという形になります。以上です。

議長（阿部 均君）岩佐 豊君の発言を許します。

9番（岩佐 豊君）はい。東日本の委員長さんだね。だから東日本に一回こうやって報告しているんですね。しかも同じ産建の委員ですよ。今言ったように2カ月が長いかは別にして、そう思うのであれば一回もう報告してるんですから、東日本でやるか全協あたりにぶつけるかですよ。だって委員会できちっと決めたものをほごにすること自体、私は理解できません。だからそういうことをもう少し詳しく教えてください、皆さんが理解できるように。委員会で4回ももんだんですよ。その辺を委員会のあり方とか、

委員会の重きとあって、そういうことを少し教えてくださいよ。

議長（阿部 均君）委員長、菊地八朗君。発言願います。

産建教育常任委員会委員長（菊地八朗君）はい。産建常任委員会として特別委員会の席上、委員会の審議の決議ということで報告をしました。そして新たに常任委員会の委員から、やはり審査をしてほしいという要望書と提言書をいただきましたが、この時点においてはもうとっくに産建常任委員会の意見としては審議として決議をしているんだということで、これをやるならほかでやるべきだということで返した、これが状況です。産建常任委員会としての結論として、だから受け取らなかった。まずその答え。そういうことです。

議長（阿部 均君）いいですか。今の委員長の発言に対して何かありましたらばどうぞ。そのとおりなんですか。

12番佐山富崇君の発言を許します。

12番（佐山富崇君）はい。あんまりしゃべりたくなくなってたんだけど。まずね、齋藤慶治議員にお尋ねしたいんだ。あなたは議会基本条例つくるのに一番熱心だった。それが過半数以上の連名でもって町当局、三役に政策提言として出したと、こういうことです。ということは議員として議決権を投げ捨てたと、こういうふうになるわけさ。18人の人たちがこういうふうな考えあるんだよと、何で議長に申し立てないんですか。過半数の人がこういう考えでいるんだから、議長は取り上げて全員で話し合ってくれませんか。そこできょうみたいな話をするのであれば、さすがに齋藤慶治議員だと私は尊敬をしたと思う。それが三役にぶつけた。議決権の放棄ですよ。議員として自分で自殺行為だと私は思う。大変辛辣な話になってしまうんですけども、私はこのことについては十分、齋藤慶治議員には反省をしてもらいたい。そうでないと齋藤議員のこれからはないと思う。例えばこの議案が通ったとしても。それはうんと残念に思います。私は、議決権の放棄であり、議員としての自殺行為であり、それはまずかったなと私は思います。

ただし、8人という方々がそういうお考えがあったということも事実だ。残念ながら。私はそのことに対してはくみませんが、8人の多数の方々も事実として連名で出したと、これは事実だと。だろうと思うんです、見てないから私もわかんないですよ、8人だ、8人だと町長もおっしゃっているから。ただ、慶治議員は執行部に出したという、町長は私個人にいただいたと言っておる。こんな矛盾があるかい。齋藤慶治議員は議員としてばかにされてたんだよ、それでは。個人で受け取ったとおっしゃっているんだから。だから議員としては議会として行動しなきゃいけないのよ。私も中に空白ある議員ですが、足かけだと40年近くなるよ。昔の議員はほんな人は一人もいなかった。もちろん執行部とも陰で話し合った議員もいたように、過去の議員もいないとは言いませんが。ですから齋藤慶治議員は今回の行動だけは誤った。間違った。議長に示すべき。私一人の意見じゃないよ、過半数の議員がこう考えているんだ。議長、議会の中でじっくり話し合ってみてくれや。これが本当の姿でなかったのかなと私は思っております。

また、これは自由討議といったって議員だけでなく執行部もいらっしゃるんだから申し上げますが、余りにも説明なり質疑に対する答弁は矛盾に満ちていませんか。それを堂々とお話しなさっている。あるときは声を小さくして、あるいは威嚇をするように答弁をしたり。私らは意見を述べる、これは確かです。議会ですから。しかし執行部はご答弁なんですから。基本条例でもつくってありますが、ここからは反問いたしますという形で反問していただけるんだしたら、それはお聞きします。どういう大きい声でも。

執行部に与えられているのは、答弁なんです。説明なんです、通常は。ただ、反問権を基本条例では認めております。ここからは反問いたしますという形でおっしゃられるのであれば、どういうお話でも私らは聞く耳は持ちます。その辺のところだと私は思うんです。普通の説明は声小さくして説明したり、わけわかんなく説明したり、あるいは矛盾した説明を堂々と述べたり、そうかと思うと大きい声で威嚇をしたり。それでは執行部の答弁、回答とはならない、説明とはならないと私は思う。その辺も十分それぞれに、もちろん私も余りにも声が大きいときもあったかもしれませんが、反省すべきは反省もしなきゃならないとは思っております。

齋藤慶治議員には大変間違った行動だとは思いますが、その行動によってきょうみたいに自由討議を初めてする機会があったことは幸いでしたね。以上だけ申し上げておきます。

議長（阿部 均君） 齋藤慶治君の発言を許します。

7番（齋藤慶治君） はい、議長。佐山先輩含めて、言われたとおりのこともあります。先般、全協の後にこの件で、議長のほうにちょっと内容を聞きたいという意味合いで議長とお話しした段階でも、特別委員会の委員長として、また先ほど佐山先輩が言われたように基本条例を一生懸命つくった議員としては、もう少し議員間の意見交換そしてこの大きな問題意識を共有するということに対して少し足りなかったと。それを私は議長のほうに一言、私もそう思ったし、議長のほうに反省の弁をしております。

また、いろいろありますが、議会はチェックだけではありません。政策提言もあります。これは議会としての大きな権限であることは重々あります。今回の件、私も100パーセントいいとは言いませんから、ただ政策提言に関しては、いろんな意味で議会内でもあるし、議員有志、個人としてもいろんなことを勉強して政策提言すべき、それらは必要だと今でも思っています。同じことですが、先ほど言った基本条例のことを鑑みると、もう少し議員間の意見調整、意見交換の場が必要だったと。その点2に関しては私は大いに反省しています。以上です。

議長（阿部 均君） 12番佐山富崇君の発言を許します。

12番（佐山富崇君） はい。齋藤慶治議員、まだ半分きりわかっていらっしやらないようだね。

あのね、過半数をもって町の執行部に政策提言を申し入れた。それは先ほど言ったでしょう。議会人として自殺行為だと。その分については全然反省がないんですか。もちろん、あなたのおっしゃる政策提言は十分なさっていい、いっぱいなさっていいんです。それは悪いなんて一言も思いません。大いにやっていただいて結構なんです。

ただ、過半数をもって執行部に持っていく。その前に議長に持っていきべきだったということを言いたいんです。議長が言うことを聞かないときは、過半数を持っていらっしやるのであれば議長だめだよと、議長不信任案を出しますよと。これでいいと思います。それぐらいの自覚を持って議会人として取り組んでほしい。そうでなかったのは残念だということを申し上げた。ただ、よかったのはそれがきっかけでこういう自由討議の時間があったことは幸せでしたねということをお知らせしておきます。

議長（阿部 均君） ほかに発言。6番遠藤龍之君の発言を許します。

6番（遠藤龍之君） はい。今の話に関連することになったと思うんですが、今の佐山議員の話の内容で言い尽くされました。やるべきことは議会の中でやらなくちゃならなかったと。それは基本条例でも積極的に進めている議会からの政策立案、提言。提言という言葉は

使えられないけれども、今回のやつは議会の中でもんで、そんで出すべき内容のものであったと。それがもう8人という数で議会を通さないで直接というところに大きな問題があったということです、というふうに私も受けとめておりますので、その辺は深く反省もしているということであるならば、そういう意味での反省をお願いしたいと思います。以上です。何も求めません。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の発言を許します。

12番（佐山富崇君）はい。議会基本条例をつくったのは、慶治さんに聞きたいけど、何のためにつくったんですかと言いたいところなんです。基本条例をつくったというのは、みんなの見えるところで議論を深めたい、それでいいものを見出していきたい、それが基本だったはずなんです。それが過半数の数をもって執行部に持って行って政策提言としたら見えますか。しかも誰々が書いたかもはっきりいまだにわからない。見えなく見えなくしている。議会としては自殺行為ですよ、議会としても。なぜならば討議しようという気持ちがないわけで、常に過半数さえ維持すりゃ終わりだと、こうなっちゃうのよ。議会なんか要らねえんだわ。常に過半数になっているか、なっていないかっていうことさえ町長は考えていれば。それに尻尾振って、そうです町長のおっしゃるとおりですって言ったら議会は要りません。議会は、例えば町長の与党と言われる人であっても、与党としての案もある、議員として。あるいは野党と言われる人もその野党の責任がある。その責任の立場でそれぞれ議論をすればいいんだと私は思っている。少なくとも議会人は町長の出される提案は皆間違いがあるぐらいの思いを持って審議に当たるべきだと私は思う。よっく見たげんとやっぱ間違いない、これは町長のおっしゃるとおり賛成、これでいいと思うんです。最初から町長が出すんだから賛成だと、そういうお考えだったら議会人になるべきでないし、議会としては機能を果たせないと私は思います。これは十分、私も含めて心すべきものと思っております。

議長（阿部 均君）どなたか発言ありますか。2番岩佐哲也君の発言を許します。

2番（岩佐哲也君）はい。両委員長は委員長の立場で非常にご迷惑をかけたということでいろいろご説明あったと思うんですが、先ほどの経過から含めまして、ある意味で私も両委員長に背中を押してぜひということを行った立場上、大いに責任は感じておりますが、その根本的になっているのは、ちょっと背景だけ、先ほどの委員長のほうからあった説明の中で一つだけあれなのは、フォローということをしていただきますと、第1回の産建常任委員会では、結果としてはある意味では賛成・反対、2対2です。それで委員長のほうでこれは3の1というようなことを一応、第1回の産建常任委員会では東日本大震災の特別委員会のほうに報告に行った。これも先ほど話あったとおり、特別委員会では報告があっただけで詳しい突っ込んだ議論はなされないし、もちろん結論も出なかったということなので、あそこで決まったというような受けとめ方はちょっと私も一切そのような受けとめ方はしていなかった。

そこで、先ほど話がありましたとおり、選挙があつたりということも含めてずれていくということで、これは何としても災害公営住宅があつた南側だけでは不足だという問題が出ていましたものですから、何としても早くやると。しかもいろんな意味で経費をあるいは安全性の担保も含めて、前に二度否決されたというときの問題点もクリアされているんじゃないかと。地盤改良のスペースも狭いということで、ここでやるべきじゃないかということで、このままの状態ではだめだということで再度、産建常任委員会に出

してはどうかということでの両委員長には背中を押して、何とかこれを早く進めるべきじゃないかということでの産建常任委員会4名、メンバー7人のうちの4名での連名で委員長宛てに出ささせていただいたというのが実状でございます。

そこで出しましたけど、これは2カ月前に一応報告だけしているんでないかということで、いわゆる4名で出した以外の委員の方から、いやそれは執行部に出すべき問題じゃないかというような話もありまして、1回確かに産建常任委員会でも方向性を出しているんで、それではさらに東日本大震災特別委員会でも結論を出していないものですから、それでは我々の意見として執行部のほうに早く進めるべきではないかと。それでいろいろ先ほど来説明あったとおり、あんな事情も含めて早く。しかもその後の排水問題も含めて要望や請願の経緯もありまして、そういったものを含めて総合的に判断して、いろいろ問題はあるにしてもあそこでやるのが一番、町民にとってあるいは町にとっていいんじゃないかという判断での、両委員長を後押ししてそういう方向での政策提言という形で有志という形で出させてもらったと、進言をしたというのが実状でございます。

まあそういったことで、今現在でも基本的な考え方には変わりありませんが、いろいろ問題はあるにしても早くとにかくいろんな意味で総合的にロスの少ない完璧なものっていうのはないわけですから、完璧なアイデア、案があれば一番いいんですが、ない現状ではとにかく全体のスピードアップも含めて進めるべきだということで、両委員長その他の仲間にも話をしたということでここに至っているということでございます。経過をちょっと申し上げました。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の発言を許します。

9番（岩佐 豊君）はい。では産建委員会の委員長にちょっと確認だけさせてもらいますけれども、今、哲也議員が言われたように、そのとき決をとったりなんかしましたか。4対3とかになりましたか。そういう話ではなかったと思うんですけど、あその場合は。

議長（阿部 均君）委員長、菊地八朗君。

産建常任委員会委員長（菊地八朗君）はい。今の枝線の質疑というのは、たとえ哲也さんとか4名の委員から産建常任委員会として……（「違う、その前の話。最初のほう。東日本大震災に報告するっていうときの話」と呼ぶ者あり）そのときですか。産建常任委員会としての審議の結果を出すときの話ですか。（「決ってないでしょう」と呼ぶ者あり）そのときは決じゃなく、一応、常任委員会としていろんな審議をして、じゃあ皆さんはどうですかと。それで一日も早い町民を公営住宅に入居させる、災害公営住宅に入居させる。そしてこの今認められた市街地、商業地にいかに効率的に住宅地を配置するか。その結論としてこの一生懸命審議した中の3案の中で、3の1の案でよろしいね、じゃあこういう結論にしますよということで終わりました。それで結論を出しました。いいですか、今ので。（「はい、それは了解しました」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）どなたが今手を挙げたんですか、挙手。10番岩佐 隆君の発言を許します。

10番（岩佐 隆君）はい。まああのね。この件については私も一般質問をさせていただいたり、先ほど中身の地質とか全体の税制関係の問題とかいろいろ質問、質疑しましたので、まあ私もこれについては産建常任委員会でも本当に真剣になって、早く本当に建設するためにはどういうふうな手法が一番いいのかということで、みんなね委員会の閉会中の調査の中で一生懸命ね、いろいろ調査して、そして最終的には先ほど委員長がお話あった

ように、早くするためにはね、やはりあの9.7ヘクタールの市街地の中に、中層で盛り込んで全体のね、災害公営住宅の戸数をバランスよく配置をして、そこで全体的に前倒して早くできるんだということいろいろ議論して3回もね話をした中で結論づけた話なんです。これは後でね、今、齋藤慶治議員おっしゃったように政策提言で4名の方より委員会に出していただいたということで、我々も委員としてね、それはきちんと委員長が特別委員会に出した話だからという話をさせてもらって、その中でね、やはり政策提言であれ政策立案するっというのは、基本条例の中にうたっていて佐山議員おっしゃったように、我々議員としてもあるいは議会人も必要なことなんです。ただ、やはりいろいろねそれについて物事について勉強すると、それが基本になるべきだと思うんです。そういう形できちっとやっぱり議会が、あるいは議員がこの災害公営住宅、あるいは市街地、あるいは被災者の人たちに一日でも早く、やはりあの災害公営住宅に入ってもらいたいとか、あるいは市街地に入ってもらいたいといった思いを持っている勉強しながら、やはり結論を出したり政策提言をするべきだと思うんです。

我々、先ほど言ったように委員会の中で3回、いろいろな形で執行部も呼んで、そしていろいろな質疑をして、その中で結論を出したんですよ。ところがね、政策提言の4名の皆さんはどのくらい集まってどういう形で勉強したというお話も聞いていませんけども、内容だけはちょっと見させてもらいました。ただ、やはりきょうのね、道合地区のね、住宅の関係でいろいろ執行部から資料を出していただきまして、こういった資料とか中身の先ほど来いろいろ出てきているような、そういったお話を十分に調査・研究しながら政策提言として出してくれたのかどうか。我々の委員会でさえ、きょう出していただいた資料については十分にね、議論として資料として提案されなかったんですよ。我々は執行部と同じ形で対等に議論するという、そういった議会制民主主義のあり方ねえ、考えにいくときに、やはりお互いに真摯に執行部であれば事業あるいは政策を出すときに、その背景になるいろいろな部分を真摯に出してもらわないと、我々ね一体的な形でこの議会の中で議論・質疑できないと思うんです。

そういう形で、町長はずっと就任当時から議会に対してはね、丁寧な説明をする。そして資料もねきちんと出して、その中でやはり議会の皆さんからいろいろ提言なり質疑、あるいは議論していただいて結論を出していくという話をね、ずっとね、我々議員の中でやっていただいているんです。我々はそういった形のね、真摯なね、考え方、あるいは執行部全体としてそういった形の真摯な対応、それを受けてね、ここの中で議論するという形でなければ、本当に山元町のね、町民のため、あるいは今回ね、被災者のためにつながっていかないと思うんです。そういった部分ではね、我々、先ほど来出てきたように土地の買収の契約書の問題とか、あるいは道合地区の事業全体のこの比較、きょう出てきたり、あるいは全体の中で我々が今までね本当に全員協議会なり、あるいは特別委員会でねお出ししていただけるような説明していただけるような形がいろいろあったと。そういうことで考えると、我々は本当に執行部に対しても、我々自体に対してもそうですけれども、せつかくね、こういう形で議会では我々は議員として、本当に町民からの負託を受けて議会の場で町民の代弁者としてきちっとお話をできるそういった状況にあるんですから、やはり執行部としては対等な立場の中でいろいろ資料を出してもらいながら議論をする。それをあの質疑あるいは最終的には議決という形になるんですけども、その前の段階でのやっぱり真摯な対応が私は必要だと思います。

きょうの時点で見ても、本当にまだまだね、いろいろ調査すべきこともあるし、実際にはね、我々のわからなかったことが本当にきょうわかったこともね、あったということなので、そういう部分も含めて、やはり議員の皆さんがどういう形でね、今回の件に関して、議会で2回否決したという部分で本当に重要な案件だと私は思うんです。そういう形だからこそやっぱり慎重に議論をしながら、慎重に調査しながら結論を出すという形でなければ私は町民の負託に応えられないと思いますので、その辺についてもね、誰かね議員の人たちで話があればお願いしたいと思います。

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の発言を許します。

8番（佐藤智之君）はい。2月の常任委員会で、Cの1ですか、これでいいのではないかと。

議長（阿部 均君）3の1ですね、結論出しているのは。

8番（佐藤智之君）失礼しました。3の1でいいのではないかと、そういう話が大半を占めたわけです。ただ、先ほども話がありましたように、2名の委員からですね、少数意見が出された。私個人としてもその後、やはり3の1の問題が今後どうなるんだろうと。要するにあの道合地区のあの請願が出された問題について、やはりどっかで議論しなくちゃなんない。また、それをいろいろと進めていかなくちゃなんない。そう思ったときに5月29日の特別委員会だったでしょうか。要するに坂元川の南側のあの都市計画決定区域内と、それから道合地区に中層化する件、この2つの比較検討を見たときにですね、やはり私個人としても道合地区をもう一度検討しなくてはならないのかなと、そう思った次第であります。まあたまたまそういうことで、きょういろんなこういう議論が伯仲しておりますけれども、私個人としてもそういう経緯をたどって4名の中の1人として賛同した1人でございます。以上です。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の発言を許します。

12番（佐山富崇君）はい。佐藤智之議員、あなたはいつも落ちついたお話で大変結構なんですけれども、今回あなたは6期も連続して議員しているんですよ。齋藤慶治議員にばかり厳しいことを言いましたが、あなたも責任は大きい。いや慶治君これまずいと、議長に出すべきだと何でおっしゃらなかったんですか。連続6期ですよ。ここで遠藤龍之議員とあなたが議員のあいっつでは古いんだ、6期というのは。これは町長に持っていくべきじゃないよ、議長に出すべきだと。そして議長が言うことを聞かないときは、我々は過半数持っているんだからそれなりの対応しようよという形で、何でご助言いただけなかったんでしょうか。これも私は残念に思っています。常に落ちつきがあって冷静沈着な佐藤智之議員にしては間違った方向づけをしたもんだなど、議員の動きをしたもんだなどと思います。もっとしっかりしてください。そうでないといつも間違った方向に議会が行ってしまうの。そうすると議会不要論が出ます。地方自治体に議会は不要、そうなってしまいますから。そうでなくとも人口が減ってるから議員の数多いんじゃないかとか、そんな声一般に出るんです。私は報酬は減らしてもいいから議員の数は減らすべきじゃないんでないかと思ったり、あるいは無報酬でいいから議会は夜だけやったらどうかとか、いろいろ別なことも含めて検討すべきじゃないのかと私は思っています。ですから間違った方向づけをしていくと、そういう話が町民の間からも、有識者と言われる方々の間からも出てくるんです。6期も7期もやった議員さんは間違った方向づけは絶対しないようお願いしたいものだと私は思っております。

議長（阿部 均君）今の件に関し、佐藤智之君の発言を許します。

8番（佐藤智之君）はい。先ほども話ありましたように、政策提言という形で今回賛同したわけでございますけれども、いろいろ相談した中で政策提言、直接、町長に出す、あるいは議長に出す、いろんな方法はあったんでしょうけども、今、佐山議員からですね指摘されたことを踏まえて、やはり反省すべき点は反省をしながら、今後しっかり取り組んでいきたいと。以上、思います。

議長（阿部 均君）ほかに発言はございませんか。1番青田和夫君の発言を許します。

1番（青田和夫君）はい。1点だけお願いします。（「マイクを少し自分のほうに寄せてください」と呼ぶ者あり）

先ほど説明された4人、これが8人になったという話があります。そこで、なぜ全員に話をしてくれなかったのか。そこが一番のみそでありました、私は。なぜ仲間として今までやってきて話が一言もなかったのか。あいつは最初からだめなんだと、そういう思いでの8人なのか、その辺が非常に自分としてもふがいない。なぜ相談されなかったのか。今までいろんな形でいろんなことを相談してやってきました。にもかかわらず、この件に関してはかやの外だった。初めて議会に来てわかりました。その辺だけ、1点だけお伺いします。

議長（阿部 均君）7番齋藤慶治君の発言を許します。

7番（齋藤慶治君）はい。全体に声をかけなかったということも私の立場としては反省点であります。まあそれ以上に、先ほど議長のほうに申したように、議会のほう、特別委員会等で皆さんから意見集約の場、意見交換の場、その場をもっともっと活用すればよかったのかなと。その点ほうが私としては反省するところであります。ただ、先ほど言ったように全体に一人一人に声かける云々というのは、その場面とかタイミングとか距離で何も他意はありません。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに発言はありませんか。13番後藤正幸君の発言を許します。

13番（後藤正幸君）はい。私もね齋藤慶治議員から提言するのに賛成してくれないかと相談された一議員として発言します。

実は、私そのように提言したいんだって相談に来られたとき、私はこのように言いました。「政策提言というのはあくまでこれは産建のほうで審査していて、総務では審査していないことなんで、提言は私は賛同できないんだ」と明確に言いました。むしろ提言するのであれば産建でよく議論して、その産建で提言したらいいんじゃないですかとは言ってやりました。ただ、私が言ったようには進まなかったんだけど、相談されたとき明確にそのように言いました。

それでですね、私が一番気にしているのは、この産建の7人の委員がね、今の議論を聞いていても、委員会で決定したことがどうなんだったってよく言うんですよ。ですが議長がさっきの読んだ考察、要するに産建の委員長が議長宛てに報告書を出していますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）それを私が読んでいけばですよ、最後の言葉にこう書いてあります。「全体で議論し、早急に方向性を決定したらいかがですか」と書いてありますね、さっきの読んだの。間違いありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）間違いありません。というのに決定したとかしないとか、ああだのこうだのって、要するにね産建の人たちの審査した結果がこう明確に、お互いにそっちさ行ってこっちさ行って話を私が聞いていると、どっちが本当なのかわかんなくなる。でも、私はその報告書を忠実に読んで、報告書が正しいんだと私は思って進んでおりますが、相談された立場からの意見として

そういうようにこう私は報告しておきます。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに発言はございませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。政策提言でね、今、後藤議員言われたように、政策提言を相談されても今のようなお話をしたという形になると、先ほど町長がね、議会の中でお話ししていただいた、8人の議員の人たちの政策提言を受けたから私が今回議案として出したんだという部分の根底が間違いなく崩れてくるし、まあ私は政策提言そのものは先ほど言ったように非常にいいと思うんです。先ほど慶治議員が基本条例特別委員会の委員長をしたから慶治議員がまとめたという話だけれども、実際は私が議長のとときに、基本条例をねやっぱりつくらないと、これから山元町の議会がほかの議会から遅れてしまうと。やはり民主的にきちっと執行部と議論できるような形の条例をつくるべきだという形の提案を私させてもらって、そして議会の中で基本条例をつくるような動きになって、特別委員長を慶治議員に選んでやってもらったという形になるんです。

ですから私はね、この基本条例の思い入れも、ほかの議員の人たちもそうですけれども、それ以上に私は強くて、やはり議会があるべき姿をね、執行部ときちんと議論できるような形でやっていくべきだという私の思いが議長時代あったんですよ。それで山元町の基本条例をつくったという意味合いからすると、今回ね本当に私は残念でなりません。やはり議会の姿というのは本当に執行部と真摯な議論をこの議会の中でして、やっぱり町政の方向だったり、町民が本当に幸せになる方向を前向きにね議員の中できちっとした議論をしながらやっていく。それが私の本来、基本条例を議会に最初に出して、そこの中の議論で、最初は基本条例自体は余りほかの議員にも受け入れられなかったんですけれども、何回も何回もそれを話すことによって基本条例自体を理解してもらって、そこで特別委員会つくって基本条例をつくった経緯があるんでね、そういった意味からしてやはり政策提言の必要性、政策立案の必要性については私も否定するものでも何もないので。

ただ、やはりせっかくね、いろいろな提案をする場合に、やっぱり議会として議員としていろいろな勉強をして、そこの中でね、やはり町にとって先ほど言ったようにいいもの、あるいは今回だったら被災者のためになるもの、それを全体で考えながら議論して、最終的な結論を出して、それでやはり執行部とね質疑・議論をするということで、最終的にはね結局、議決という形になりますけれども、その前の過程が一番大事なんだよというものも基本条例にうたっているんです。それを考えないと、我々議員それぞれ佐山元議長が言われるように議会の存在価値もないし、議員の存在価値もなくなるので、それを自分たちからねかなぐり捨てるという形では、私もうまくないと思いますので、そういった部分ではねやはり政策提言をする以上、自分たちがきちんと勉強しながら、そこで執行部を巻き込んで具体的な公平な議会の中での議論をするという形で考えながら基本条例を提案したし、あるいは基本条例をそういう形で私はね進めてきた経緯がありますので、今回の議案についてもぜひそういったことも含めて議員の皆さんによく考えていただいて、やはり方向づけをしていただいて、本当にね、結論を出す上での一つの判断、あるいは今までの本当に議員として議会としてどうだったのかという部分も自分自身も反省をしながらね、今回の道合地区の件に対応すべきでないかと私は思います。

議長（阿部 均君）ほかに発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）なしということでございますので、これで自由討議を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後 9 時といたします。

午後 8 時 4 8 分 休 憩

午後 9 時 0 0 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）自由討議により議案第 37 号の質疑が中断いたしましたので、質疑を再開いたします。質疑を許します。13 番後藤正幸君の質疑を許します。

13 番（後藤正幸君）はい。予算書の 11 ページの情報管理費、それから 12 ページの戸籍住民基本台帳費……

議長（阿部 均君）1 件ずつお願いいたします。

13 番（後藤正幸君）いやいや違う、両方関連しているんです。1 件の質問なんです、予算一緒になっているんで。この費用の件なんです、うんと簡単な質問なんです、本人を確認するために IC カードをつくって配ると書いてあるんですが、その IC カードに個人番号とか基本 4 情報とか顔写真とかが入るところ書いてあるんですが、IC チップのほうに入るのか、IC カードのほうに。要するに第三者が見てもすぐわかるようなこの 3 つの点が出てくるのかどうかを伺います。

議長（阿部 均君）企画財政課長後藤……違うの。町民生活課長佐藤澄三郎君。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまの関係につきましては町民課の所管の部分になりますので、私のほうからご回答申し上げたいと思います。

個人番号カードの交付につきましては、この部分については希望の申請によりましてカードを発行するというところでございます。そのカードの中に情報として入るものにつきましては、住所・氏名・生年月日・性別とあと個人番号というものがこの個人番号カードの中に入るというような内容になってございます。

13 番（後藤正幸君）はい。要するに、そのカードの中に他人がそのカードを見てもわかるように表示されているのか、それともこの IC チップっていうちっちゃなやつだと他人が見てもわからないんですよね、機械にかけないと。だからチップの中に入るのかどちらなのかということを知っているんです。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。お答え申し上げます。

その IC チップの中に記録されて、まあ外見上は写真が掲載されるというような内容になります。

13 番（後藤正幸君）はい。その中に含まれております基本 4 情報というのはどういうのか、4 つの情報を教えてください。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。基本 4 情報につきましては、住所・氏名・生年月日・性別でございます。

13 番（後藤正幸君）はい。今の件はわかりました。

続いてですね、17 ページ、一番上、商工費の中の新商店街活動推進事業補助金でい

うものをお聞きしたいんですが、新しい商店街、要するに新市街地の商店街と旧山下の商店街とか旧坂元の商店街等を集積するために、その融合とか連携を図るために核となるようなことをやるんだと書いてあるんですが、いまいちわからないのは補助金です。これを個人にターゲットを絞って出すのか、個人だったらどのくらいの件数を見ているのか、要するに限度額だね。どのくらいの補助金なのかとか、そういったことをお聞きしたいんですが。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは商工会のほうに補助金を支出しますけれども、商工会のほうでこれは販売促進のイベントとか、あるいは勉強会を行うだとかというようなことなので、個人ではなくて組織体としてまあ、あの事業を実施するという内容でございます。

13番（後藤正幸君）はい。商工会に出すっていうんだけれども、何て言うの、商工会としてはこれは一つの事業にぼんと全部この250万を出すのですか。それとも分けて出すのかお伺いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。商工会自体は全体の事業費として300万の事業になります。そのうち町のほうから補助金として250万を支出いたしますので、商工会のほうでの執行というようなことになります。その50万の差額については、商工会のほうで事業者負担というようなことでございます。

13番（後藤正幸君）はい。そうすると、役場のほうで250万、商工会で50万盛ってイベントは1回のみなのか、複数回を計画しているのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところの事業計画で上がっているのは複数回で、今のところは4回というふうにイベント等については見ております。

13番（後藤正幸君）はい。わかりました。

続いて、同じ17ページの一番下かな。今問題になって自由討論したところの、明確に言いますと先ほど遠藤議員が質問したものの続き質問したいんですが、土地の売買契約について質問したいんですが、この売買契約書を見ておられますと、どこの行政でもこういったものでやっているんだと思います。要するに、議会に提案しても否決されるということないからというような簡単な考え方で恐らくやっているんだと思います。今からもいっぱいこういうのはあるんだと思うんで、改めてほしいのでこれに関連して言いますが、普通、売買契約というものが成立してお金やりとりしていなくても、売って言ったほうと買うって言ったほうがおのおのどちらかで倍返しと半分やらなくてわからないように法律ではなっているんです。ですからたまたまこういう土地、相手から請求すらねからいいんではなくて、十分こういった法律も勉強して、こういうようなのはあくまで仮契約とか何かで進めるような方向に改めてほしいなという思いでお話ししましたが、町長、改める気があるのかないのか、お伺いします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君。ああ、問題点がわからない。改める部分ですか。（「検討していいんだ。改めるって言わないで検討する」と呼ぶ者あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。お時間とらせました。

売買契約書のこの条項のうたい方ですね。確かに改めて条文をですね読み返したときには、いわゆる対等な関係での条項整理になっているかというふうな視点で考えるときには、ちょっと検討の余地があるかなというふうにも思いますので、改めて精査をして、まあ一般的といいますか、常識的な形での契約書のありようというふうなことで、ちょ

っと検討をさせていただきたいというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい。何か問題が出てから騒いだのでは申しわけないと思うので、早くから検討してほしいなと思います。

続いて、同じことなただけけれども、同じ後藤課長のほうさお伺いたいたいんですが。

道合地区の事業の話ですよ。ことしの予算ですと1億3,295万2,000円補正予算で計上されていてですよ、そしてことし以降のことを債務負担行為で4億1,500万も計上なさっているんですが、この債務負担行為というのは先ほども議論を聞いていますと、要するにまだはっきり煮詰まらない部分も含めて債務負担行為の額を決定してるんですよ。普通、複数年度にわたって工事業をする場合ですよ、こういった債務負担行為ということで継続するんだということでやっているのは十分承知しておりますが、私の思いですよ、直せっていう意味でねえがね。これを提案するときはことしの分だけ本当は提案しておいて、それが採決されていいと言ったら、もう少し具体的に煮詰める調査してしまうでしょう。そしてそれがわかった時点で、次の議会あたりで債務負担行為をきちんとした金額を提案していただければベターじゃないかと思うんだけど、財政課長の思いはどうなんでしょうか。私の考えが間違っているかどうか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。同じこととしてお答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように工事の関係、いろいろな考え方があります。要はある年度です設計をやって翌年度に工事請負費を発注するというやり方も当然ありますし、いろいろなやり方があります。ただ、一般的にといいますか、特にこの東日本大震災以降ということで限って申し上げれば、やはりお尻が決まっているといいますか、いついつまでに完成させなければならないという話の中で、先ほどの議論の中でも債務負担行為、要は設計とかをちゃんとやらなければ具体的なお金が出てこないんじゃないかというような問題提起もいただいたのも事実ではあるんですが、予算どりの仕方としてですね、先ほどの説明でもあったように、今の段階で考えられる部分で予算措置をするというやり方を今回とったわけですが、そういったやり方も十分にあり得るのではないかというふうに私としては判断をしたところでございます。以上です。

13番（後藤正幸君）はい。よくわかりました。要するにいろいろな方法があるんで、今回は概算かもしれないけども債務負担行為も一緒に提案しているということはわかりました。それでこの債務負担行為の4億1,500万の中には、工事を含めて土地を購入したり、いろいろな場面で大きな契約ですね。要するに5,000万以上の金は全て議会に報告して承認をもらわなければならないということで、明確にそれを報告して承認もらうように努力していただきたいなという思いを申し上げて終わります。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。先ほどの個人番号カードの表記の関係につきまして、私、間違った回答を申し上げましたので訂正をさせていただきたいと思います。

個人番号カードにつきましては、身分証明書も兼ねるというようなことで、さっき申しました基本4項目と、あと個人番号につきましてはICチップでなくてカードの中に表示をするということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。（「休憩」と呼ぶ者あり）（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）休憩の動議が出ており賛成者もおりますので、この際暫時休憩といたします。

再開は何分必要ですか。（「25分でお願いします」と呼ぶ者あり）再開は午後9時25

分といたします。

午後 9時15分 休憩

午後 9時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）町民生活課長より、先ほどの13番後藤正幸君の質問に対し、再々修正があるという申し入れがありますので、答弁を許します。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。大変申しわけございません。先ほどの訂正での回答の折に、カードに基本の4情報について、カードのみに記載されるような関係でお話しいたしましたが、カードとあとはICチップの中にも記録をされていると。両方にその情報が入り込むというようなことですので再度、訂正させていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）13番後藤正樹君よろしいですか。（「もう一回質問してもいいの」と呼ぶ者あり）いやいや、質問じゃなくて今の確認。こちらは答弁ですから。（「だから確認してまたいいんだ」と呼ぶ者あり）ああ、まだいいですよ。はい。

13番後藤正樹君の質疑を許します。

13番（後藤正樹君）はい。要するにICチップのほうに入ると、この情報をどこの人でも見ることができるようになるのね、行政の方々は。そうでしょう。カードさだけただ書かれているんなら見られないんだけど、だからどこでも確認できるっつうことになるんだね。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。そのICチップの中身の関係でございますが、そこに記載されている項目につきましては、基本情報のみという内容と個人番号の番号のみの記録というようなことでございますので、その他の税情報とかそういった個人に関してのその他の情報は記載、記録されてございませんので、そういった関係についてはこの基本4情報のみの記録というようなことをご理解をいただきたいと思います。

議長（阿部 均君）よろしいですか。はい。

休憩中に動議の提出があります。今、議題となっております議案第37号に対し修正案の提出がありました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。直ちに議会運営委員会の方は第3委員会室にお集まりください。

午後 9時29分 休憩

午後 9時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいま休憩中に10番岩佐 隆君外2名から修正の動議が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

まず、原案についての質疑が途中であり、これを終了させ、その後、修正案について提出者から説明を求め、質疑に入ります。

これから原案に対する質疑を続けます。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）次に、修正案について提出者から説明を求めます。10番岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、資料の朗読をもって修正動議の提出にかえさせていただきますと思います。

議案第37号平成26年度山元町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。

上記動議を地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。発議者、山元町議会議員岩佐 隆、山元町議会議員岩佐 豊、山元町議会議員青田和夫。平成26年6月23日。山元町議会議長阿部 均殿。

議案第37号平成26年度山元町一般会計補正予算（第1号）について、一部修正する動議を提案します。

内容につきましては、今まで議会で議論されております災害公営住宅の道合地区の用地購入等を修正する件でございます。きょうの一般会計補正予算の議論、また議会でね、自由討論がなされ、また一般質問、その中でもおわかりのように、ま今回の町長の提案につきましては議会で2回否決されている案件でもあります。また、今回については先ほどの自由討論でもわかりますように、議員が政策提言ということで町長に個人的にお出しをして、そして町長が個人的な案件として受けて今回、議会にその中身を提案した件、それにつきましては先ほどの質疑の中でわかりますように、政策過程が大変不透明であるということとか、また議会の中でもきちっと調査研究をしながら提案をして今回、提言に当たったのかという疑問とか、あるいは実際に24年当時の買収の件、まそれもやはり今回の議会の説明の中でも非常に不透明さが残る。そういった部分があります。

特に町長は、コンパクトシティとって3つの新市街地にインフラを集約することで今後の住民が戻ってくれるまちづくりをしていくと言っておりました。坂元地区については、災害公営住宅が12棟道路を挟み大きく分かれていく点、また坂元新市街地全体の工事費の関係を見ますと、やはり道合地区に工事費を増させることによって、全体の9.7ヘクタールの災害公営住宅を含めた市街地の整備から見ると工事費の増につながるという点。まあこれはあくまでもね国の復興交付金でありまして、基本的には我々の税金でもあるということをお勘案し、また災害公営住宅の入居が28年2月ということで、まあ大幅に全体的には68戸の戸数を考えますと大幅におくれていく点。先ほどの質疑の中でもありましたように、災害公営住宅9.7ヘクタールの中でもやはり実際にはそういう形になっていないということでございます。それで今回、やはりより安心・安全、環境的にもよりよい環境をつくるために、ぜひそのような観点から修正案を提出したいと思っております。

それでは、次に修正案の概要についてご説明を申し上げます。

概要につきましてはこの資料を見ていただいて、議案第37号平成26年度山元町一般会計補正予算（第1号）の修正案、これについて説明をしたいと思います。

最初に歳出の関係から説明をしたいと思います。5ページをご覧ください。

5 ページについて説明をします。これについては歳出の関係、8 款の関係ですけれども、これを全部削除する、5 ページに関しては。

次に、歳入の関係の修正をしたいと思います。歳入の関係で繰入金の修正。これにつきましては繰入基金、修正前の金額から修正後で2億9,289万5,000円、これの数字にさせていただいて計で10億3,956万2,000円。あと区分の節で財政調整基金の繰り入れ。その繰り入れの部分についても1億5,202万8,000円としてさせていただいて、7節の部分、震災復興交付金の基金、これにつきましても1億2,564万4,000円としたいと思います。そういう形で全体の修正額ですけれども、2億9,289万5,000円です。

あと、下の町債については修正削除するということで説明をしたいと思います。

次に、一番最初のページ、第2表のページをご覧ください。

債務負担行為の補正を次のように改めるということで、追加の部分で、これについては全部削除修正をするということ。あと第3表についても削除修正をするという形で説明をしたいと思います。まあ削除修正をした中で次のように改めていきます。

まあ以上のように修正案、全体の関係の予算で今お話ししたような形で修正をさせていただき案でございます。議員の皆様には今までの議論、自由討議、いろいろ聞いた中で賢明な判断をお願いし、私からの今回の修正案の修正動議の説明にさせていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）これから修正案に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論は山元町議会先例88番（1）②によって、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。5番竹内和彦君、登壇願います。

5番（竹内和彦君）はい。それでは、ただいま、きょうは大変いろいろ議論してまいりました。それで、私は原案に賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の12戸の災害公営住宅、これをどこにつくるかということではありますが、今工事中の坂元の新市街地、こちらにつくるとなればこの追加変更というふうなことになるまして工事が遅れる。これは3カ月程度さらに遅れると。今でこそ3カ月、4カ月遅れている工事がさらに遅れるということになります。被災者の方は一日も早く災害公営住宅の完成を待ち望んでいるという状況であります。

それから、この12戸分の災害公営住宅は、できるのであれば道合地区に排水整備と一緒に一体的にやるべきだと思います。この場合はこの財源というものは災害復興交付金ということで対象になるということでもありますので、やはりコスト的に見ても一番、町民のためになるということだと思います。

以上のことから、道合地区に災害公営住宅と排水整備を一体的に整備するということが最も早く公営住宅を供給でき、かつコストがかからない方法だというふうに思います。よって、私は原案に賛成いたします。以上です。

議長（阿部 均君）次、原案に反対者の発言を許します。反対者の発言です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。9番岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）それでは、修正案に賛成の立場から討議いたします。

ただいま原案に対して賛成者の発言がありましたけれども、本来ですとその議案に対して反対から始まるのかなと思っておりましてけれども、ちょっと違ったので。まず、修正案に賛成の立場から。

きょういろいろ長い間、本当に議論してきましたけれども、まず今提案されている、修正案じゃなくて提案されている議案に対しては、非常に提案されるまでの過程が不透明である。先ほどの自由討論でも話ありましたけれども、議会の議決そのものを最初から否定するような議員の8名の方の政策提案があつて、それを根拠に提案するというような方法ですね。私はこれは民主主義議会にあつてはならないことだとまず思っております。

まずもって一つ一ついきますけれども、町の提案に対してはこれまで二度、残念ながら否決をさせていただきました。それはきょう傍聴された方も審議の中でいろいろその過程というのはわかったと思いますが、今回、町でさらに提案された中身を見ますと、まず、よく町長からお話を聞いたのは、今回ね、道合地区の排水対策も同時にできるんだというようなお話がございましたけれども、これはこの議論とは全く別のものでね、それは確かに町の課題ではあります、この道合地区というか中層集合住宅のある場所ということでは、私は排水対策を根拠に述べるものではないと。なぜかといいますと、今回の震災でのいろいろな予算づけというのは、効果促進事業とかいろんなものがあるわけですね。それで、排水対策は排水対策でそのような手法も私はとれるのではないのかなと。そのようなことがまず全然議論されなかったということで、これを人質にとったようにしてずっと言われていることが私はちょっとおかしいのかなと思っております。執行部側がよく言われたのは、一日も早く安心していただきたいと。これは私たちも全く同じです。現実には今の町の説明ですと8名の方々が早く供給できるというようなお話ですけれども、道合地区につくると開始が28年の2月からです。確かに最初は早く入れる方もいますけれども、最終的には被災した人たちはやはり最後なんです。その人たちへの配慮がなくて、早くできる早くできるというこの手法もおかしいと思います。

私はこのようなことから今回、修正案という形でこの部分を除いて、議案第37号については修正案という形で出されていることに対して私は賛成したいと思っております。要するに、スピードも速くできるということも説明されてきましたけれども、予算的にも安くできるんだというような、これが早くて安いい方法だというような話がありましたけれども、現実には道合地区のほうに土地を求めてやれば、土地代と造成費は間違いなくかかるわけです。私たちはやはりその辺も慎重に考えていかなければだめなのかなと、そのような観点から私は修正案に対して賛成の立場からお話をしました。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。8番佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい。ただいま議題となっております議案第37号平成26年度一般会計補正予算（第1号）、8款4項3目公営住宅建築事業費1億3,295万2,000円について、原案賛成の立場から討論をいたします。

坂元川南側エリア区域内の一部を中層化した場合には、住宅用地のほかに道路・緑道・緑地帯の土地利用計画の変更に伴い、認可申請図書の修正に約3カ月を要すること。ま

た、逆に道合地区を中層化した場合は、住宅用地の変更のみで許可申請の修正が短期間で可能であること。また、道合地区の排水、道路の整備では坂元川南側エリアを中層化した場合、町単独費の対応となるため、約7,900万円の負担が生じること。道合地区を中層化した場合は、災害交付金対象となるので町負担が生じない。3点目に、住民意向では坂元川南側エリアに中層化した場合、まちづくり協議会の要望である公共施設・公園・緑地の一体利用に支障が生じる。道合地区を中層化した場合は、まちづくり協議会の要望の公共施設・公園・緑地の一体利用が可能となる。このことから、道合地区に中層住宅を建築したほうがよいと思う立場から、原案に賛成をいたすものであります。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから、議案第37号平成26年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

まず、修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

議長（阿部 均君）次に、原案について、起立によって採決します。

原案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第38号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ3,516万1,000円を追加し、総額をそれぞれ19億7,746万5,000円とするものでございます。

まず、6ページのほうをお開きください。それとあわせてですね、附属説明書の31ページをご覧ください。歳出の説明になります。

まず、1款総務費の町税費でございます。地方税法の改正に伴いまして電算システムの改修を行うための費用を計上してございます。

2款保険給付費1項療養諸費と2項の高額療養費につきましては、医療費の増加が認められまして不足額を生じる見込みとなりましたので、増額の補正をするものでございます。

8款保健事業費につきましては、特定健診未受診者の勧奨事業としまして計上するも

のでございます。

続いて、前ページの5ページをご覧ください。歳入の説明になります。

歳入に見合います財源を基金の取り崩しをもって対応するものでございます。

以上、議案第38号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）6ページの保険給付費療養諸費の負担金補助金の関係についてであります。退職被保険者等療養給付費の増として1,931万9,000円計上されておりますが、この理由についてお伺いいたします。この時期の補正ということではちょっと額が多過ぎるのかなというような疑問からの質疑であります。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。増加の理由でございますけれども、実は大病を患いまして長期入院をされている方がいらっしゃいます。この方の医療費が数百万の単位というふうなことでございますので、その不足分につきまして補正をさせていただきました。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この財源なんですが、財源を見てもと財政調整基金の取り崩しで対応ということになっているんですが、ほかの財源というのは措置されないのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今般、歳入につきましては基金の取り崩しで対応いたしました。これにつきましては給付費等、交付金なりなんなりで後に入ってくるというふうなものでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第38号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第39号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第39号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出のそれぞれに44万9,000円を追加し、

総額をそれぞれ12億7,327万1,000円とするものでございます。

それでは、6ページのほうをお開き願います。あわせてまた附属説明書につきましては32ページになります。

最初の説明からになります。介護予防といたしまして、地域支援事業であります高齢者食生活改善事業に係る経費のほうを計上してございます。

前ページ、5ページ、歳入の説明になります。

歳出に見合う財源といたしましては、地域支援事業に係りますそれぞれの補助金等の負担割合というのがございまして、そのほうの計上でございます。3款国庫支出金につきましては25パーセントというような額を計上してございます。それから、4款支払基金の部分ですが、こちらは29パーセントとなります。5款県支出金12.5パーセント。それから7款繰入金につきましては基金繰り入れのほうから21パーセント、それから一般会計繰入金としまして12.5パーセント、合わせて100パーセントとなるものでございます。

以上、議案第39号につきまして説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第39号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第40号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第40号平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、上下水道事業の業務委託及び窓口事務並びに料金計算事務などを一括して業務委託に要する経費を債務負担行為として計上するものであります。

第2条平成26年度山元町水道事業会計予算第4条の2に次の債務負担行為を加える。

次項でございます。上下水道事業包括的業務委託に要する経費。期間、平成27年度から平成31年度まで、5年間でございます。限度額3億2,300万円でございます。

それでは、包括業務委託の内容についてご説明させていただきます。

上下水道施設の維持管理業務を初め、保守点検、水質管理、薬品、消耗品、電力調達、検針業務、窓口業務、料金などを一括して一つの業者に委託するものでございます。

下水道については従来の仕様書発注に基づく委託から、一定の水準を満たすことができれば運転管理方法を民間業者の裁量に委ねる性能発注として受託者の創意工夫が発揮できる体制を整えるものでございます。

なお、水道については水道の技術面の責任である水道技術管理者は、これまで同様、町職員を配置し安全な水の提供に努めてまいります。

包括的業務委託を行うことでの町民サービスの維持向上についてでございますが、土曜日の窓口業務の開設、休日の開栓・閉栓サービスの実施、漏水事故、水質・水圧低下などに関する24時間体制の対応が図られると考えております。

次に、職員の人事配置に係る効果でございますが、行政経験を積んだ職員4名を公営企業部局から町長部局へ配置転換ができ、即戦力として従事することができます。公営企業部局では受託者が窓口業務に従事する人材について、地元雇用を行うことから雇用が生まれることが考えられます。

上下水道料金に対する抑制効果としましては、さきの全員協議会でお示ししましたとおり、包括業務を行うことで年間1,000万円、5年間で5,000万円の経費削減があり、約2パーセントの抑制効果があります。

以上のことから、住民サービスの維持向上、上下水道料金抑制効果などが図られることから、上下水道包括的業務委託について債務負担行為を設定するものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

13番後藤正幸君の質疑を許します。

13番（後藤正幸君）はい。来年から5年間、包括的業務委託をなさるような計画提案がありますが、中身についてちょっとお伺いしたいのは、5月23日にたしか産建の常任委員会でこれは調査していると思うんですが、そのとき産建の委員の人たちからいろいろ話があったと思いますが、その問題、課題はどのように検討してこの提案になったのかお聞かせください。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。産建常任委員会では料金、今後、値上げが予想されるということで、料金値上げについての抑制効果がどのぐらい出るかというふうなことでご質問がありました。それで全員協議会の際に、料金値上げの抑制効果として年間1,000万円、これについては人件費の効果とあとは複数業務を一括することでの削減効果、合わせて1,000万円というふうなことでご説明申し上げておりましたが、この効果額について質問があったわけでございます。

13番（後藤正幸君）はい。おおむねわかったんですが、その常任委員会で話し合ったんですが、料金の比較とかサービス低下の心配がないかどうかというようなことを提案する前に町民に説明しなさいと言われたと思うんですが、その辺はなさいましたか。しませんか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。サービスの維持向上とかそういう部分については常任委員会でご説明申し上げましたが、住民の方々については業者が決定してサービス内容などが

決まってから住民の方々にお知らせしたいと考えております。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。7番齋藤慶治君。

7番（齋藤慶治君）はい。2点だけ。私らも産建にいて上下水道事業はわかってコストダウン、絞りに絞ったという形で今回、これ以上絞るところ、合理化するという事で包括の民間委託という案を提案しているんですが、やはり県内でもまだどちらかというと先進事例なんです。そういうことで町民もいろんな形で従来の今までのサービスがきちんと維持できるのか。そういう心配が一番あります。

あと第2点として、この業務内容を見ると民間にできるのは民間人という形で職員の異動。町職員を5人として、そのほかは委託して民間の人にやってもらうということなんですが、包括で任せるのはいいんですが、そのときにやっぱり地元でね、やっぱりこう人材なり仕事なりが回らないとだめだという思いが私は強くあります。そういう意味で最終的にはプロポーザルというんですが、そういう地元企業との連携、町民の雇用の確保の約束というとおかしいですが、そこら辺をねどこまで入れ込むことができるのか。その点を伺いたいと思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。包括的業務委託の県内の状況でございますが、県内で下水道施設を持っている市町村は14市町、そしてあと県で管理している7流域となっております。そのうち下水道での包括業務委託をやっているのが2市町でございます。そして水道の包括、これは第三者委託というんですが、これについては4市町。そしてあと窓口業務をやっているのが5市町でございます。

今回、山元町としては初めて水道とあとは窓口、上下水道をまとめて発注するというふうな形態をとっております。全国では群馬県の太田市、あとは栃木県の高根沢町、石川県のかほく市などがございます。あとはただいま地元雇用というふうなお話がありましたが、窓口業務については極力仕様書の中に地元から雇用するような形をとっていただくような仕様書をつくりたいと思っております。そしてあと漏水事故などについては従来どおり、町に技術管理者がおりますので、その指示に従って漏水事故は町内業者が当たるような対応をとりたいと考えております。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。ちょっと私の質問としては最後にしたいんですが、今回の包括的業務委託が町民に対する料金関係の最後の手段というのかどうか。町民にとっては今でも上下水道料金、山元町は結構高いなという評価があります。そういう意味で今後、人口が少なくなる中でこれを維持していくというのは並大抵なことではないと思うんですが、そういう意味で今回の包括的民営化が最善の策と思っているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）上下水道事業の包括的業務委託、兼ねて懸案の一つであったわけですが、人口が減る中で一定の維持管理費用がかかるこの事業を、少しでも負担感のない形での対応を模索したときにはですね、やはりこれまでのさまざまな節減、節約努力に加えてこの業務を導入することによって相当程度の効果が期待できるというようなところでございますので、やはり今までの努力に加えてこれを基本的には最終的な段階の努力の一環というふうなことで捉えていただければありがたいなというふうに考えるところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第40号平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第41号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第41号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出について申し上げます。1款下水道事業費3項特別損失は相馬互理線、県道坂元停車場線に埋設してある農集排の廃止管処理費として5,000トンで72万円を増額するものでございます。

収入について申し上げます。1款下水道事業収益1項営業外収益、農集排施設廃止管処理について、一般会計からの受託工事として5,000トンで72万円を措置するものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は、下水道区域内に新たに公共ます設置のための取り付け管工事費として400万円を増額するものでございます。

最初のページにお戻り願います。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益5,000トンで72万円増額し、総額10億3,369万3,000円とするものでございます。支出、第1款下水道事業費5,000トンで72万円増額し、総額9億8,341万7,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,965万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款資本的支出400万円増額し、総額10億2,892万5,000円とするものでございます。

次のページをお開き願います。

第4条 予算第5条に次の債務負担行為を加える。

次項、上下水道事業包括的業務委託に要する経費。期間、平成27年度から平成31

年度までの5年間でございます。限度額3億6,500万円でございます。

債務負担行為の説明につきましては水道会計同様でございますので、省略させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第41号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第16. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第2回山元町議会定例会を閉会します。

大変、長時間の間ご苦勞さまでございました。

午後10時38分 閉会
